

知的障害児の母親におけるマルトリートメントに関する
基礎研究

同志社大学大学院 文学研究科

社会福祉学専攻

李 仙 惠

目次

I 序論

第1章 研究の社会的背景

第1節 障害者虐待防止法の施行をめぐる動向	2
-----------------------------	---

第2節 障害児のマルトリートメントの現状	5
----------------------------	---

第2章 研究の構成と用語の定義

第1節 研究の構成.....	8
----------------	---

第2節 用語の定義.....	10
----------------	----

第3章 研究の学問的課題

第1節 子どものマルトリートメントの発生の理論に関する文献研究.....	12
--------------------------------------	----

第2節 子どものマルトリートメントの発生の要因に関する文献研究.....	16
--------------------------------------	----

第3節 障害児のマルトリートメントに関する文献研究.....	18
--------------------------------	----

3-1 障害児のマルトリートメントに関する海外の研究	18
----------------------------------	----

3-2 障害児のマルトリートメントに関する日本の研究.....	20
---------------------------------	----

第4節 障害児家族のストレスに関する文献研究.....	24
-----------------------------	----

4-1 親のストレス構造及び尺度研究	24
--------------------------	----

4-2 親のストレスの関連要因.....	25
----------------------	----

第5節 本研究の目的と課題	27
---------------------	----

II 本論

第4章 調査の理論的枠組み

第1節 心理的マルトリートメントの概念.....	31
--------------------------	----

第2節 Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究.....	37
---	----

第3節 Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスと コーピングモデル	43
---	----

第4節 研究の課題	46
-----------------	----

第5章 調査目的と解析方法

第1節 調査目的	48
----------------	----

第2節 仮説モデルと操作	50
--------------------	----

第3節 解析方法	53
----------------	----

第6章 知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発

第1節 調査対象と方法	56
1-1 対象	56
1-2 調査内容	56
1-3 分析方法	58
第2節 結果	59
2-1 対象者の属性分布	59
2-2 各測定尺度の妥当性と信頼性の検討	59
2-3 因果関係モデルの適合度と変数間の関連性の検討	63
第3節 障害児家族における心理的マルトリートメント予防への示唆	65
第4節 小括	68

第7章 知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係

第1節 調査対象と方法	69
1-1 対象	69
1-2 調査内容	69
1-3 分析方法	70
第2節 結果	71
2-1 対象者の属性分布	71
2-2 各測定尺度の妥当性と信頼性の検討	72
2-3 因果関係モデルの適合度と変数間の関連性の検討	75
第3節 知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメント予防への示唆	77
第4節 小括	80

第8章 知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係

第1節 調査対象と方法	81
1-1 対象	81
1-2 調査内容	81
1-3 分析方法	82
第2節 結果	82
2-1 対象者の属性分布	82
2-2 各測定尺度の妥当性と信頼性の検討	83
2-3 因果関係モデルの適合度と変数間の関連性の検討	86

第3節 知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメント予防への示唆	88
第4節 小活	90
第9章 夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係	
第1節 調査対象と方法	91
1-1 対象	91
1-2 調査内容	91
1-3 分析方法	92
第2節 結果	92
2-1 対象者の属性分布	92
2-2 各測定尺度の妥当性と信頼性の検討	93
2-3 因果関係モデルの適合度と変数間の関連性の検討	96
第3節 夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメント予防への示唆	98
第4節 小活	100

III 結論

第10章 結論

第1節 本研究のまとめ	103
第2節 障害児家族支援への示唆	106
2-1 心理的マルトリートメントの明確化の必要性	107
2-2 知的障害児の母親の育児負担感軽減のための支援	109
2-3 知的障害児の母親のコミュニケーション能力向上のための支援	113
2-4 知的障害児の父親の育児参加のための支援	115
2-5 養護者の心理的マルトリートメントのチェックリスト策定の必要性	117
2-6 知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因のメカニズムの解明	121
第3節 今後の課題	122
参考文献	124
謝辞	

表目次

表 1 児童虐待相談対応件数の推移	2
表 2 子どもの虐待による死亡事例件数の推移	2
表 3 養護者による障害者虐待の類型.....	4
表 4 先行研究における主な心理的マルトリートメントのサブカテゴリ.....	35
表 5 虐待の決定因：補償因子とリスク因子.....	39
表 6 子どものマルトリートメントにおけるリスク要因と防御推進要因	41
表 7 障害児のマルトリートメントにおけるリスク因子と補償因子.....	42
表 8 対象者の属性分布.....	60
表 9 児の問題行動に関する母親の回答分布.....	61
表 10 児のコミュニケーション能力に関する母親の回答分布	61
表 11 母親の心理的マルトリートメンに関する回答分布	62
表 12 対象者の属性分布.....	71
表 13 母親のコミュニケーション能力の回答分布.....	73
表 14 夫の情緒的サポートに関する母親の認知の回答分布.....	73
表 15 母親の攻撃性の回答分布	74
表 16 母親の育児負担感の回答分布	74
表 17 母親の心理的マルトリートメントに関する回答分布.....	75
表 18 対象者の属性分布.....	83
表 19 母親のコミュニケーション能力に関する回答分布	85
表 20 母親の育児負担感に関する回答分布	85
表 21 母親の心理的マルトリートメントに関する回答分布.....	86
表 22 対象者の属性分布.....	93
表 23 夫の育児参加の回答分布	94
表 24 夫の情緒的サポートに関する母親の認知の回答分布.....	95
表 25 母親の育児負担感の回答分布	95
表 26 母親の心理的マルトリートメントに関する回答分布.....	96
表 27 養護者の心理的マルトリートメントチェックリスト	120

図目次

図1 心理的マルトリートメントに関する概念枠組み.....	36
図2 Belsky のペアレンティング形成モデル	38
図3 Lazarus らのストレス認知理論	44
図4 Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデル	45
図5 心理的マルトリートメントの構造に関する仮説モデル	50
図6 母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係.....	51
図7 母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係.....	52
図8 夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と 心理的マルトリートメントの関係	53
図9 障害児の心理的マルトリートメント測定尺度の5因子斜交因子構造モデル.....	63
図10 心理的マルトリートメントと属性の関係	64
図11 母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関連性	77
図12 母親のコミュニケーション能力が育児負担感と 心理的マルトリートメントに与える影響.....	87
図13 夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が 母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに及ぼす影響	97

博士学位論文要旨

論文題目：知的障害児の母親におけるマルトリートメントに関する基礎研究
氏名：李仙惠

要旨：

本論文は、障害児家族の社会福祉的支援に関する指針を得ることをねらいとして、就学前の知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する要因を明らかにすることを目的とした。

序論では、研究の意義を明確にするために、社会的背景、学問的課題の検討を行い、研究の目的と課題を設定した。社会的背景では、障害者虐待防止法の施行をめぐる動向と障害児のマルトリートメントの現状やその予防に目を向ける必要性を指摘した。学問的課題では、子どものマルトリートメントの発生の理論に関する文献、子どものマルトリートメントの発生の要因に関する文献、障害児のマルトリートメントに関する文献、障害児家族のストレスに関する文献をレビューした。この結果、子どものマルトリートメント発生の複数のリスク要因とその発生を阻止する補償要因が検討され、近年はマルトリートメントの発生プロセスの解明を志向した研究が進んでいるものの、障害児家族のマルトリートメントに関するメカニズムはいまだもって十分に解明されていないことに加え、その予防に関する指針も構築されていなかった。これらのことから、先行研究で明らかにされていない知的障害児の母親の心理的マルトリートメントのメカニズムを解明するため、以下の4つの課題を立て検証を行うこととした。

課題1：知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発

課題2：知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係

課題3：知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係

課題4：夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係

本論では、序論で立てた本研究の目的と課題に基づき、心理的マルトリートメントの概念化、関連理論と先行研究の検討、仮説モデルの設定及び検証を行った。

まず、課題1では、「知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発」のために、「心理的マルトリートメントは、拒絶（spurning）・人格の否定（exploiting/corrupting）・威嚇（terrorizing）・無視（denying emotional responsiveness）・孤立化（isolating）という構造から成る」とした因子構造モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに要素間の関連性について検討した。調査対象者は、知的障害児通園施設12カ所を利用する母親とし、分析には知的障害児の母親163人のデータを用いた。統計解析では、心理的マルトリートメントを拒絶、人格の否定、威嚇、無視、孤立化で構成される5因子斜交因子モデルとして仮定し、因子構造モデルの側面から、構造方程式モデリングを用いた構成概念妥当性の検討を行った。その結果、仮説モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.927$, $RMSEA=0.083$ と統計学的な許容水準を満たしていた。このことは、心理的マルトリートメントは拒絶、人格の否定、威嚇、無視、孤立化という要素から構成されるという仮説が支持されたことを意味している。この結果は、仮説が依拠する先行研究を支持するものである。また、新たに開発した尺度は、構成概念妥当性に加えて信頼性を備えていることが示された。

課題2では、「知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係」の解明のために、Bronfenbrenner (1977) の人間発達生態学理論と関連する先行研究を基礎とする「母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」とした因果関係モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに要素間の関連性について検討した。なお、調査対象者は

課題 1 と同一で、分析には知的障害児の母親 158 人のデータを用いた。仮説モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングを用いて検討した。その結果、仮説モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.926$, $RMSEA=0.070$ であった。育児負担感から心理的マルトリートメントの各因子に向かうパス係数はすべて統計学的な許容水準を満たしていた。このことは、知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関連は、育児負担感から心理的マルトリートメントへと向かうという仮説が支持されたことを意味している。この結果は、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究を支持するものである。以上の結果により、知的障害児の母親の育児負担感が児に対する心理的マルトリートメントに影響することを考慮するならば、障害児家族における心理的マルトリートメント予防のために母親の育児負担感を軽減することが示唆された。

課題 3 では、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係」の解明のために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson ら (1994) の児童虐待のストレスとコーピングモデルを基礎とする「母親のコミュニケーション能力が直接的にまたは育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに影響する」とした因果関係モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに要素間の関連性について検討した。なお、調査対象者は課題 1 と同一で、分析には知的障害児の母親 162 人のデータを用いた。仮説モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングを用いて検討した。その結果、仮説モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.895$, $RMSEA=0.092$ であった。育児負担感から心理的マルトリートメントの各因子に向かうパス係数はすべて統計学的な許容水準を満たしていた。また、母親の「コミュニケーション能力」から「育児負担感」に向かうパス係数は -0.233 であり、母親の「コミュニケーション能力」から「拒絶」に向かうパス係数は -0.434, 「威嚇」に向かうパス係数は -0.215, 「無視」に向かうパス係数は -0.491 であり、統計学的な許容水準を満たしていた。このことは、知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関連は、母親のコミュニケーション能力が直接的に心理的マルトリートメントに影響するだけではなく、育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに関連していることを意味している。この結果は、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを支持するものである。以上の結果により、知的障害児の母親のコミュニケーション能力の向上は、母親の育児負担感の軽減及び心理的マルトリートメントの予防にとって有効な方策になることが示唆された。

課題 4 では、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係」の解明のために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを基礎とする「夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」とした因果関係モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに変数間の関連性について検討した。なお、調査対象者は課題 1 と同一で、分析には知的障害児の母親 162 人のデータを用いた。仮説モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングを用いて検討した。その結果、仮説モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.951$, $RMSEA=0.086$ であった。育児負担感から心理的マルトリートメントの各因子に向かうパス係数はすべて統計学的な許容水準を満たしていた。また、「夫の育児参加」から「夫の情緒的育児サポートに関する母親の認知」に向かうパス係数は 0.669, 「夫の情緒的育児サポートに関する母親の認知」から「母親の育児負担感」に向かうパス係数は -0.277 であり、統計学的な許容水準を満たしていた。このことは、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関連は、夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知を促進し、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに関連していることを意味している。この結果は、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待の

ストレスとコーピングモデルを支持するものである。以上の結果により、父親の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知を高めることは、母親の育児負担感の軽減及び心理的マルトリートメントの予防にとって有効な方策になることが示唆された。

以上、4つの仮説モデルの検証により課題1、課題2、課題3、課題4を解明し、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントのメカニズムについて説明した。

結論では、本研究のまとめ、研究成果、今後の課題について述べた。本研究のまとめでは、本研究の目的、目的達成のために立てた4つの課題、及び仮説モデルの検証から明らかになった知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する要因のメカニズムについて再確認した。次いで、研究成果では、課題1～課題4より得られた知見から「障害児家族支援」について、①心理的マルトリートメントの明確化の必要性、②知的障害児の母親の育児負担感軽減のための支援、③知的障害児の母親のコミュニケーション能力向上のための支援、④知的障害児の父親の育児参加のための支援、⑤養護者の心理的マルトリートメントのチェックリスト策定の必要性、⑥知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する要因のメカニズムの解明、という研究成果が得られた。最後に、今後の課題として、①地域や国等が異なるサンプルを用い、本研究で開発できた心理的マルトリートメント測定尺度の因子構造モデルの強度を、交差妥当性の検討として、重ねて確認していくこと、②マルトリートメントの発生予防に関する多くのリスク因子と補償因子を考慮した包括的な枠組みで、さまざまな因子との関連性を検証していくことの必要性をあげた。

I 序論

序論では、研究の意義を明確にするために、社会的背景、学問的課題について検討を行い、本研究の目的と課題を設定する。まず、社会的背景では、障害者虐待防止法の施行を巡る動向と障害児のマルトリートメントに対する現状や問題を指摘する。学問的課題では、社会的背景を受けて、まず、子どものマルトリートメントの発生の理論に関する文献、国内外における子どものマルトリートメントの発生の要因に関する文献、障害児のマルトリートメントに関する文献、障害児家族のストレスに関する先行研究をレビューする。この結果、マルトリートメント発生の複数のリスク要因とその発生を阻止する補償要因が検討され、近年はマルトリートメントの発生プロセスの解明を志向した研究が進んでいるものの、障害児家族のマルトリートメントに関するメカニズムはいまだもって十分に解明されていないことに加え、その予防に関する指針も構築されていないことを示す。そこで、就学前の知的障害児の母親の心理的マルトリートメントのメカニズムを明らかにすることを本研究の目的とする。また、本研究の課題は、「就学前の知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度を開発し、知的障害児の母親の育児負担感、母親のコミュニケーション能力、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が児に対する心理的マルトリートメントにどのようなメカニズムで関連しているのかについて仮説モデルを組み立て、仮説モデルのデータへの適合度を実証的に検討することとする」こととする。

第1章 研究の社会的背景

第1節 障害者虐待防止法の施行をめぐる動向

2000年に「児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）」が施行され、爾来、種々の虐待防止を意図した施策が積極的に展開されているが、実際の児童虐待事件や死亡事件は年々深刻さを増している。厚生労働省（2012a）の「児童相談所での児童虐待相談対応件数」によると、2011年度（平成23年度）に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数59,862件（速報値）で、過去最多を更新している（表1）。さらに、厚生労働省（2012b）の「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果について（第8次報告）」によると、2010年度（平成22年度）の子どもの虐待による死亡事例数は45例、死亡人数は51人で、とりわけ、心中以外の虐待死の事例では、死亡した子どもの年齢は、0歳が23人（45.1%）と最も多く、3歳以下を合わせると43人（84.3%）と大部分を占めた（表2）。また、虐待の種類は、身体的虐待が32人（62.7%）、ネグレクトが14人（27.5%）であった。また、「第1次報告から第8次報告の集計結果と推移」によると、養育者の心理的・精神的問題として、心中以外の虐待死事例の実母では、「育児不安」と「養育能力の低さ」が一貫して多く、次いで「衝動性」、「うつ状態」が多くみられていた。

表1 児童虐待相談対応件数の推移

年度	単位(件)						平成23年度 (速報値)
	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成22年度		
件数	1,611	6,932	26,569	42,664	56,384	59,862	

注)平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料出所：厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」（2012a）より抜粋

表2 子どもの虐待による死亡事例件数の推移

	第5次報告(H19.1.1～H20.3.31)			第6次報告(H20.4.1～H21.3.31)			第7次報告(H21.4.1～H22.3.31)			第8次報告(H22.4.1～H23.3.31)		
	虐待死	心中	合計	虐待死	心中	合計	虐待死	心中	合計	虐待死	心中	合計
例数	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82
人数	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98

資料出所：厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）の概要」

（2012b）より抜粋

児童虐待防止法は、既に 1933 年（昭和 8 年）に制定されていたが、1947 年（昭和 22 年）に児童福祉法が制定されたことで、児童虐待防止法は廃止された。一方、1989 年、国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択され、初めて国際条約の中に児童虐待やネグレクトが明記されることとなった。その後、日本では、1999 年、「児童買春、児童ポルノに係る行為等に処罰及び児童の保護等に関する法律」が成立、2000 年には、「児童虐待の防止等に関する法律」が成立した。さらに 2004 年には、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」、及び「児童福祉法の一部を改正する法律」等、児童虐待防止対策の充実・強化が図られてきている。

一方、全国の児童相談所が 2000 年度に受けた児童虐待の相談のうち、障害児の被害は少なくとも 1,008 人と全体の 7.2% を占めたことが、2001 年度の厚生労働省科学研究班の調査で明らかにされている（細川ら 2002）。児童相談所を通して障害児の被害実態が調査されたのはそれが初めてで、前記研究班は虐待を受ける障害児は健常児の 4~10 倍とも推計している。しかし、年々、障害児の虐待事件が跡を絶たない状況が続いているものの、日本における障害児の虐待の実態はほとんど明らかにされていない。障害児の中には、知的な判断能力に支障があって、虐待を受けていることを認知することが難しく、自ら虐待の被害を訴え出ることもできない人が多いため、障害児の虐待は表面化されにくい。さらに、障害児の虐待が発生する背景の中には、障害児に対する無理解と無関心による差別、障害児の障害特性に対する知識不足、障害児の権利擁護の支援の体制の脆弱さ、障害者家族や障害者福祉施設の閉鎖性などがあると考えられる。

こうした障害児・者の虐待を防ぐため、2011 年（平成 23 年 6 月）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以降、障害者虐待防止法）¹⁾ が成立し、2012 年（平成 24 年 10 月）施行されることとなった。障害者虐待防止法は、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること」を目的としている。障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト、⑤経済的虐待の 5 つがある。とりわけ、養護者による障害者虐待の類型は表 3 に示した。

表3 養護者による障害者虐待の類型

区分	内容
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
ネグレクト	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
経済的虐待	養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

筆者作成（資料）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（2011）」

一方、国連総会は、2006年12月、障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約である「障害のある人の権利に関する条約」（以降、障害者権利条約）²⁾を採択した。その前文においては、「すべての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であること（c項）を再確認し、障害のある人の多くが、差別、乱用、貧困に晒されていることを指摘している。さらに、障害のある児童が、他の児童と平等にすべての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、個人は他の個人とその個人の属する社会に対して義務を負い、国際人権法に定められた人権を促進する責任があることを明記している。

障害児・者の虐待は、これまでマスコミ等を含めて折々に課題として取り上げられてきたが、その問題への対策は基本的に問題を起こした当事者の責任として位置付けられており、被虐待者への支援や保護は事後的な対応になっていた。そのため、障害児・者の虐待についての対策はきわめて不十分な状態に置かれている。したがって、障害児・者の尊厳と権利を保障するためには、障害児・者の虐待問題を一層、社会的な問題として認識し、障害児・者の虐待に対する対策を早急に講じなければならない。そのためには、障害児・者の尊厳が守られ、同時に養護や介護に関わる家族や親族、とりわけ家庭で障害児の養護に関わっている養護者の障害児に対する虐待を予防することが必要であると考えられる。加えて、養護者に対する支援も必要不可欠で、障害児を養育する家族の養育負担感やストレスの研究とともに障害児の虐待に関連する要因について詳細な検討、さらにはその要因から導き出される養護者に対する支援方法の活用が必要といえる。

第2節 障害児のマルトリートメントの現状

障害児のマルトリートメントに関する海外の研究では、虐待そのものの発生率は報告によって違いがあるものの、障害児は健常児に比して身体的虐待、性的虐待、心理的マルトリートメント、ネグレクトをより多く経験していることが明らかにされている（Ammerman ら 1993；Sobsey2002；Crosset ら 1993；Sobsey ら 1989；Sullivan ら 2000；Verdugo ら 1995）。障害児と健常児がマルトリートメントを経験する可能性について比較した研究をみると、Sobsey ら（1989）は、障害児が健常児に比べてマルトリートメントを受ける可能性が 1.5 倍以上高く、Crosset ら（1993）は、発達障害児は健常児に比べて身体的、性的虐待を経験する可能性が 2 倍高いと報告している。また、障害児が健常児に比べて実際にマルトリートメントを経験する比率も高いと報告されているが、Verdugo ら（1995）は、知的障害児の場合、全体児童の 11.5% がマルトリートメントを経験する一方、一般の健常児の場合は、たったの 1.5% がマルトリートメントを経験したと述べている。

加えて、障害児は性別を問わず、出生後からマルトリートメントの危険性に曝され、全生涯にわたってそのリスクは減少しないとされている（Ammerman ら 1989；Verdugo ら 1995；Sullivan ら 2000）。障害児の虐待の加害者は、障害児と深く関わっている人々が大部分を占めることが報告されている（Ammerman ら 1989；Sullivan ら 2000）。障害児がマルトリートメントを経験する可能性の高い理由として、①コミュニケーション能力の不足、②自己保護能力の不足、③マルトリートメントに対する理解不足とそれによる関連機関に報告する能力不足などの子ども自身の要因（Knutson ら 1993；Sobsey ら 1997）と、障害児に対する社会の低い価値評価や否定的な態度、親の養育ストレス（Sobsey ら 1997）などの外部的要因が指摘されている。加えて、障害児の虐待が、児童虐待や高齢者虐待よりも表面化しにくい要因は、虐待を受けている障害児が、虐待を受けているという認識が足りない、弱い立場にあることで被害の発信ができない、ないしは発信力の弱さが考えられる。また、地域からかけ離れ、孤立した家庭や閉鎖的な施設内のなかでの虐待は第3者に発見されにくいので、障害児の虐待の問題はなかなか表面化しない。さらに、虐待者が、虐待や不適切な対応をしていることに気がつかず、そのような認識を持っていないことも考えられる。

一方、日本の障害児者の虐待に関する調査研究は数えられるほどしかない（細川ら 2002；山崎 2007；滋賀県社会福祉協議会 2007 年；宗澤 2008 年；日本社会福祉士会 2010

年). 細川ら (2002) は、全国の児童相談所が 2000 年度に受けた児童虐待の相談のうち、障害児の被害は少なくとも 1,008 人と全体の 7.2%を占めており、このうち知的障害児が 788 人と最も多かったと報告している。

山崎 (2007) の調査は、東北 6 県の児童相談所（支所含む 28 か所）において、平成 17 年度（平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 1 日）に扱った児童虐待相談の中の障害児の虐待ケースを対象としたもので、有効回答の 17 か所が分析された結果、総児童虐待相談件数は 894 件で、そのうち障害児に対する虐待相談件数は 49 件 (5.4%) であった。虐待類型では、身体的虐待とネグレクトがそれぞれ 20 件 (40.8%) と多く、次いで心理的虐待 6 件 (12.2%)、性的虐待 3 件 (6.1%) であった。被虐待障害児の虐待は知的障害が最も多く 29 名 (59.2%) であり、次いで注意欠陥・多動性障害 9 名 (18.4%)、身体障害は 6 名 (12.3%) であった。また、主たる虐待者は、実母が最も多く 33 件 (67.3%) とおよそ 7 割を占め、実父 6 件、養父 2 件、実父母 1 件、その他 7 件であった。虐待発生に影響する育児ストレスとして、障害児の気質（障害特性）の問題が 9 件 (18.4%)、不安感などの心理的影響 6 件 (12.2%)、世間体・周囲の態度などの社会・対人関係的影響 5 件 (10.2%)、経済的影響 5 件 (10.2%) が挙げられた。

障害者を対象とした滋賀県社会福祉協議会 (2007 年) の調査では、被虐待者の障害種別は（複数回答）、「知的障害」が最も多く 63.6% (70 件)、続いて、「精神障害」 29.1% (32 件)、「肢体不自由」 16.4% (18 件) の順となっている。虐待者の被虐待者との続柄は（複数回答）、「父」が最も多く 31.8% (35 件)、次いで「母」 28.2% (31 件) となっており、全ケースの 30%程度は、「父」または「母」いずれかの「親」による虐待である。虐待者が被虐待者に対して行った虐待の内容（虐待の分類）は、「経済的虐待」が最も多く 39.1% (43 件)、続いて「身体的虐待」 36.4% (40 件)、「心理的虐待」 25.5% (28 件)、「介護や世話の放棄、放任」 17.3% (19 件)、「性的虐待」 8.2% (9 件) の順となっている。また、虐待が起こる原因については（複数回答）、「障害に対する無理解・無関心」が 37.3% (41 件)、「虐待者の性格、精神的問題」が 36.4% (40 件) と並んでおり、続いて、「失業・借金等の生活上の問題」 29.17% (32 件)、「虐待者が介護等で精神的に疲れている」 24.5% (27 件) の順となっている。

宗澤 (2008 年) は、さいたま市に障害者支援事業所として登録されているすべての事業所と行政区 10 区の支援課を対象としている。障害領域における「虐待」は、当事者・事業者・地域社会・行政等がまとまりを持ち、包括的な虐待防止策に取り組む必要があると

述べている。日本社会福祉士会（2010年）は、事業所を対象に権利擁護が必要と思われた事案、権利侵害への対応が必要と思われた事案の有無について調査した結果、「あり」と答えた事業所は59.4%であった。虐待または虐待が疑われる事案（966件）における虐待者の属性をみると、被虐待者が「18歳未満」の事案では、「親」94.9%を占めている。被虐待者が「18～64歳」の事案では、「親」44.1%，「きょうだい」25.4%，「配偶者」8.9%，「その他親族」7.5%，「知人友人等の第三者」5.9%，「企業・職場」（使用者、同僚等）や「障害福祉サービス事業所・施設」等による事案の報告もある。「65歳以上」の事案では、「子ども」47.4%，「本人」「配偶者」「きょうだい」，「その他親族」がそれぞれ約10%であった。

近年、障害者虐待防止法の施行を契機として、障害児・者のマルトリートメントに対する関心が広がりつつある。しかし、日本の障害児・者のマルトリートメントに関する調査研究はマルトリートメントの発生頻度を報告するといった記述的研究が多く、障害児・者のマルトリートメントの発生の要因やそのプロセスの解明を企図した研究は見当たらない。また、障害児・者のマルトリートメントに対する対応や支援のあり方についても関係者が模索している状況である。今後、マルトリートメントの調査研究等を通して障害児・者のマルトリートメントの実態や発生メカニズムの解明、障害児・者の家族への支援のあり方の検討等が必要だと考えられる。

第2章 研究の構成と用語の定義

第1節 研究の構成

本研究の構成を述べる。序論（第1章、第2章、第3章）では、本研究の社会的背景、研究の構成、研究の学問的背景を述べる。本論（第4章、第5章、第6章、第7章、第8章、第9章）では、調査の理論的枠組みと序論で提示した課題について仮説モデルを構成する。さらに、4つの仮説モデルから検証を展開し、検証された結果から考察を行う。結論では、本研究の成果として、障害児家族支援に関する示唆を述べる。

序論では、研究の意義を明確にするために、社会的背景、学問的課題を検討する。まず、社会的背景では、障害者虐待防止法の施行をめぐる動向と障害児のマルトリートメントに対する現状や問題を指摘する。学問的課題では、社会的背景を受けて、まず、マルトリートメントの発生の理論に関する文献、マルトリートメントの発生の要因に関する文献、障害児のマルトリートメントに関する文献、障害児家族のストレスに関する文献をレビューする。その結果により、障害児家族の支援に関する指針を得ることをねらいとして、先行研究で明らかにされていない就学前の知的障害児の母親の心理的マルトリートメントのメカニズムを解明するために、本研究の目的は、「就学前の知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因を明らかにする」こととし、本研究で取り組む4つの課題を立てる。

課題1：知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発

課題2：知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係

課題3：知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係

課題4：夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係

本論では、まず、本研究の調査に適切な心理的マルトリートメントの概念を検討し、この4つの課題を解明するための調査の理論的枠組みとして、Bronfenbrennerの人間発達生態学理論と関連する先行研究とLazarusらのストレス認知理論に基づくHillsonらの児童虐待のストレスとコーピングモデルを検討する。

課題1の解明のため、知的障害児の母親を対象とした心理的マルトリートメント測定尺度の開発を試みる。調査対象は、知的障害児通園施設12カ所を利用する母親とする。統計解析には郵送による質問紙調査によって回答が得られた知的障害児の母親163人のデータを用いる。統計解析では、心理的マルトリートメントを拒絶(spurning)、人格の否定

(exploiting /corrupting), 威嚇 (terrorizing), 無視 (denying emotional responsiveness), 孤立化 (isolating) で構成される 5 因子斜交因子モデルとして仮定し、因子構造モデルの側面から、構造方程式モデリングを用いた構成概念妥当性の検討を行う。

課題 2 の解明のため、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究を援用し、知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係を明らかにする。調査対象者は課題 1 と同一で、分析には知的障害児の母親 158 人のデータを用いる。育児負担感（下位概念：自身の社会的活動に関する制限感、児に対する拒否感情、育児に伴う経済的逼迫感）と心理的マルトリートメント（下位概念：拒絶、人格の否定、威嚇、無視、孤立化）を要素に仮説モデルを構成し、仮説モデルのデータへの適合性は、構造方程式モデリングを用いて検討する。

課題 3 の解明のため、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係を明らかにする。調査対象者は課題 1 と同一で、分析には知的障害児の母親 162 人のデータを用いる。知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントを要素に仮説モデルを構成し、仮説モデルのデータへの適合性は、構造方程式モデリングを用いて検討する。

課題 4 の解明のため、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係を明らかにする。調査対象者は課題 1 と同一で、分析には知的障害児の母親 162 人のデータを用いる。夫の育児参加による夫の情緒的情報サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントを要素に仮説モデルを構成し、仮説モデルのデータへの適合性は、構造方程式モデリングを用いて検討する。

結論では、本研究のまとめ、研究成果と今後の課題について述べる。まず、本研究のまとめでは、序論及び本論で述べた、本研究の目的、目的達成のために立てた 4 つの課題、及び仮説モデルの検証から明らかになった知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因のメカニズムについて再確認する。次いで、研究成果では、課題 1～課題 4 より得られた知見から「障害児家族支援への示唆」について述べる。最後に、今後の課題では残された課題について述べる。

第2節 用語の定義

ここで、本研究で用いられる主な用語と概念の定義を行っておく。

知的障害児（Children with Mental Disabilities）とは、「知的機能の障害が発達期（おむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」として定義されている（厚生労働省 2005）。本研究でもこの定義を用いることとする。

日本では、虐待（Abuse）という用語が一般的に使われているが、欧米諸国の文献では、虐待とネグレクトを包括的に指す語として、Child abuse and Neglect, Child Maltreatment という概念が一般化している。日本では、児童虐待とは、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）が、その監護する児童（18 歳に満たない者）に対して行う行為」と定義され、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトに該当する 4 つのタイプが示されている（児童虐待防止法 2000）。本研究では、マルトリートメント（Maltreatment）³⁾ の定義については、児童虐待防止法の定義を用いるものの、「虐待（Abuse）」ではなく、「マルトリートメント（Maltreatment）」という用語を用いることとする。その理由は、高橋ら（1995）が、「虐待」ということばは身体的虐待に代表されるような、肉的なダメージを伴う重傷のケースのみを連想させる点で、次のような問題につながると指摘していることと関係している。指摘の 1 つは、「虐待」の語のイメージが、ネグレクトなど養育に関する知識の不足や無関心による子どもへの被害の認識を阻む点である。2 つ目は、初期の介入段階で虐待を使うことで、親などに大きな抵抗を引き起こし、結果的に治療的関わりをより難しくするというものである。そこで、本研究では、虐待者の自発的なトリートメントや支援の参加という点から、「マルトリートメント」という用語を用いることとする。

心理的マルトリートメント（Psychological maltreatment）については、1980 年代以降、さまざまに定義され、議論が重ねられているが、O'Hagan（1995）は心理的虐待とは「非常に重要な子どもの精神機能と精神過程を生み出し発達させる可能性にダメージを与えること、大きく減少させたりするような、継続して繰り返される不適切な行動」と定義している。そこで、本研究では、心理的マルトリートメントをマルトリートメントのうちの一つとして位置づけ、心理的マルトリートメントとは、「養育者の作為及び、もしくは不作為の非身体的行為によって子どもに身体的及び、もしくは非身体的な負の影響が現れる蓋然性のある行為が繰り返されること」とする。

育児負担感 (Parenting Stress) については、育児不安尺度の作成がなされて以来、育児不安や育児ストレスに焦点を当てた研究は多く見られるようになったが、その定義は研究者によってまちまちである。牧野（1982）は、育児不安とは「子どもや子育てに対する蓄積された漠然とした恐れを含む情緒の状態」と定義している。しかし、育児不安と育児ストレスの概念は、曖昧で多義的なものが多い。佐藤ら（1994）、日下部ら（1999）は、育児ストレスを刺激（ストレッサー）としてとらえ、牧野（1982）、川井ら（1994）は、育児不安を育児ストレスによって生じるストレス反応としてとらえている。一方、中嶋ら（1999a）は、育児負担感とは、「育児に関連したネガティブなストレス認知」として定義し、育児負担感の基本内容を「自身の社会的活動に関する制限感」「児に対する拒否感情」「育児に伴う経済的逼迫感」をしているが、本研究でもこの定義を用いることとする。

コミュニケーション能力 (Communicative competence) については多種多様な定義がなされ、さまざまな用いられ方をしており、さまざまな意味で使われることが多い。言語学の分野の Hymes (1972) は、コミュニケーションに能力とは、「文法的能力だけでなく、ある特定の文脈においてメッセージの伝達や解釈、意味の交渉ができる能力」と定義した。そこで、本研究では、コミュニケーション能力とは、「対人コミュニケーションにおいてメッセージの伝達や解釈、意味の交渉ができる能力」とする。

育児参加 (Participation of child-care) については、育児行動、育児関与、育児遂行などさまざまな表現が用いられている。石井（2009）は、父親の育児参加に関する概念を明確にし、その定義にマッチした変数の測定法について再考する必要があると指摘している。本研究では、夫が育児に参加する行動の頻度を考慮し、夫の育児参加とは、「夫が子どもの成長と発達のために行う一般的な参加」とする。

夫の情緒的サポートに関する母親の認知 (Recognition of the mother on the emotional support of her husband) については明確な定義はなされていないが、桐野ら（2011）は、父親の情緒的育児サポートに関する母親の認知の基本内容を「育児で疲れたり悩んだりしているときに励ましてくれる」「育児に関して精神的な支えになってくれる」「育児や子どもの発達に関する心配事や悩み事があるときに、親身になって聞いてくれる」「私が育児をすることに気遣ったり、思いやったりしてくれる」をしている。そこで、本研究では、夫の情緒的育児サポートに関する母親の認知とは、「夫の母親に対する情緒的育児サポートに関連した母親の認知」とする。

第3章 研究の学問的課題

本章では、研究の社会的背景から得た課題について文献研究を行い、研究の学問的課題を明らかにすることである。第1節では、子どものマルトリートメントの発生の理論に関する文献研究を行い、学問的課題を明らかにする。第2節では、子どものマルトリートメントの発生の要因に関する文献研究を行い、学問的課題を明らかにする。第3節では、障害児のマルトリートメントに関する文献研究を行い、学問的課題を明らかにする。第4節では、障害児家族のストレスに関する文献研究を行い、学問的課題を明らかにする。第5節では、第1節から第4節までを踏まえた上で、本研究の課題を明らかにする。

第1節 子どものマルトリートメントの発生の理論に関する文献研究

本節では、子どものマルトリートメントの発生に関する理論を整理し、今後の研究課題を明らかにすることを目的とした。先行研究の収集は、CINII を用いて「児童虐待」「理論」を条件に検索した結果、23編がヒットし、「子ども虐待」「理論」を条件に検索した結果、8編がヒットした（2013年6月実施）。しかし、子どものマルトリートメントの発生の理論に関する内容としては適切な論文ではなかったため、Google Scholar を用いて子どものマルトリートメントの発生に関する理論を総合的にまとめている文献を2編収集し、検討を行った。その結果、子どものマルトリートメントの発生に関する理論を、「社会学的理論（社会的・文化的要因）」、「社会心理学的理論（個人と環境との関係的要因）」、「心理学的理論（心理的、生理的要因）」に整理することができた。

子どものマルトリートメントの発生に関する理論は、それぞれ異なる方法で分類される傾向があるが、大まかに「マクロ理論」（社会学的要因）と「ミクロ理論」（心理的・生理的要因）に分類したもの（Miller-Perrin ら=2003）と、「社会学的理論」、「社会心理学的理論」、「心理学的理論」に分類したもの（Brian =2002）がある。これらの理論は、①社会学的理論（社会的・文化的要因）、②社会心理学的理論（個人と環境との関係的要因）、③心理学的理論（心理的・生理的要因）でまとめることができる。

第1に、社会学的理論は、マルトリートメントの要因が社会的・文化的要因にあるとみており、社会文化的視点、緊張理論、社会的結びつき理論、抑止理論などがある（Miller-Perrin ら=2003；Brian =2002）。まず、社会文化的視点は、子どものマルトリートメントと、統制と秩序を維持するための暴力の使用に関する一般的社会的承認との関連

を指摘している。社会文化的側面から説明しようとするこの理論は、社会において暴力が受け入れられ、奨励され、文化的な表現として称賛さえされることや、社会の一部としての家族の文化が暴力を肯定することが虐待の発生・増加要因となるとしている。この理論の強みは、社会的影響が、いかに子どものマルトリートメントの発生とその形態に寄与するかということに関する理解に役立つことである。弱点は、欠点のある文化内で、なぜある人々はマルトリートメントを行い、他のものはしないのかについての理由を説明することには役に立たない点にある。

緊張理論は、文化的に決められた成功が得られないと、人々は緊張とフラストレーションを感じ、逸脱行動に向かいやすくなると説明する。低所得者層や失業家庭、生活保護を受けている家庭にマルトリートメントの割合が高いという認識からきている。しかし、マルトリートメントと階層とのつながりは、単に社会的成功を得られなかった人々は虐待的になるという先入観からではなく、機会の不均等は、貧困にまつわるストレス（経済的不安、不健康、狭い家など）とともに、低所得者層の家庭に高いレベルのフラストレーションをつくりだすという点を示すものである。

社会的結びつき理論は、人は集団への帰属材料があると逸脱行動を起こさないが、あまり集団への帰属材料がない人は、逸脱行動をしても社会的に失うものが少ないと考え、逸脱行動をしやすくなると説明する。帰属材料は、社会的結びつきの強さによって決まる。社会との結びつきの要素は、コミットメント（社会的活動）、アタッチメント（愛着の対象）、信条がある。子どものマルトリートメントに関する研究の多くは、社会的結びつき理論と一致した実証的なパターンを表している。非行や犯罪理論として構成されたこの理論は、マルトリートメントに関する研究において適用されている。

抑止理論は、人は合理的に行動のコストと利点を測ると考える。この場合、コストは捕まる可能性（罰を受ける確実性）であり、受ける罰の厳しさ（罪の深刻性）である。多くの学者は、家族のメンバーに対して暴力をふるっても犯罪になる危険性はとても少ないために、マルトリートメントの発生率が高くなると主張している。

第2に、社会心理学的理論は、マルトリートメントの要因が個人と環境との関係的要因にあるとみており、個人の相互作用理論家の視点、家族の機能不全理論、社会生態学的手法などがある（Miller-Perrinら=2003；Brian=2002）。個人の相互作用理論家の視点は、行動が、過去の経験、もしくは学習といった個人的内部要因ではなく、人々との相互作用によって決定されるとみなしている。この視点は、親の背景や特徴よりは、現在の関係の

力学により多くの注意を払う。家庭内暴力に関するこの視点は、なぜ、どのように子どもの身体的虐待が起き、存続するのかに関する力学については説明できるが、個人がより広範な社会的影響及びストレスから孤立して観察されている点が弱点である。

家族の機能不全理論は、家族の力学が構成員の行動に影響することに関心を持っている。子どものマルトリートメントに関して、家族の機能不全理論は説明理論として幅広い影響は持っていたが、マルトリートメントの介入手法としての家族療法技術は、最近になって注目を引き始めた。この理論の強みは、機能不全の家族がどのように作用するかはうまく説明できるが、家族がどうしてそのような仕方で機能するのかの理由については、非常に限られた説明しか与えてくれない。

社会生態学的手法は、一般的社会システム理論を応用し、社会的問題を理解し、解釈している。この視点からは、人間の行動は、純粹に個人内部もしくは個人間の要因によってではなく、人間が生活している状況によって影響を受け、あるいは決定されることになる。子どものマルトリートメントの場合、環境条件が家族にとって好ましくない場合、マルトリートメントの発生の可能性は高くなると理論化される。社会生態学的手法の強みは、子どものマルトリートメントが起こる理由について思考範囲を拡大する方法にある。それは、問題の焦点を個人の病理から周囲の環境による影響へと変え、問題とその段階で取り組む必要性に注目している。しかし、政治的要因、ならびに社会的ネットワークの解体や崩壊にはほとんど注意を払わない。

第3に、心理学的理論は、マルトリートメントの要因が心理的・生理的要因にあるとみており、生物学理論、愛着理論、精神病理学、社会的学習理論などがある（Miller-Perrinら=2003；Brian =2002）。社会学的理論と社会心理学的理論は、なぜ子どものマルトリートメントが社会に存在するのか、なぜ社会のある階層では暴力が多いのかはうまく説明しているが、なぜ家族のメンバー一人ひとりが暴力的になるのかは説明ができない。また、社会学的理論と社会心理学的理論は、構造的な問題として貧困や社会的孤立を見つけることはできたが、なぜ暴力的な個人とそうでない個人がいるかは突き止めることができない。そこで、個人の行動を説明するために、個人の行動の心理的・生理的要因等を明らかにする心理学や生理学などが必要となるが、まず、生物学理論は、ある手法、とりわけ愛着理論、および精神力学的視点の根底に存在している。たとえば、人間の子育てと育児放棄、および動物のそれとの間には、多くの共通した要因があるとし、初期の母親と乳児の愛着に異常や攪乱が生じた場合、また個体が多すぎることや、社会的支援の欠如が支配

的であるという環境的ストレスがある場合には、動物の子どもへの虐待がある点が指摘されている。

愛着理論は、マルトリートメントの原因を親子関係がもつ相互的な性質に求める立場で、特に身体的虐待、ネグレクト、心理的マルトリートメントの説明においてこの理論が用いられる。John Bowlby の著作に由来する愛着理論は、母親と著しく切り離された子どもは、情緒の発達に有害な影響を受け、後の人生において、たとえば愛情のない人格が発達し、さまざまな心理的、社会的困難に直面するという理論である。1980 年代末まで、愛着理論は、一般的な子どもの監護政策ならびに実務に対して、主要な影響を与えていたが、子どものマルトリートメントの問題には直接適用されていなかった。現在、乏しい愛着体験は、子どものマルトリートメントの原因と結果の双方であるとみなされている。この理論の強みは、マルトリートメントと育児放棄の可能性が大人と子どもの不十分な関係から派生しうることで、説得的で詳細な説明をしたことにある。弱点は、家族の動態全体に関して不十分な説明しかなされず、焦点は、ほぼ排他的に母親と子どもの二者関係に向けられていることである。

精神病理学は、マルトリートメントは何らかの精神的な病気や人格障害を患っている人によって行われると説明する。マルトリートメントの加害者の中にはさまざまな心理的障害をもっている人が多かったために、精神病理モデルを支持している研究者もいるが、ほとんどの専門家が精神病理は加害者のほんの少数に認められるだけだと主張している。しかし、マルトリートメントを行う人のうち、深刻な精神病理をもっているのはほんの少数だけとはいっても、認知のゆがみ、うつの症状、ストレス、自尊心の低さ、薬物の乱用や依存が、マルトリートメントを行わない人に比べて高い確率で存在することが、多く報告されている。

社会的学習理論は、マルトリートメントにおいて社会化がどのような役割を果たしているのかについて説明している。モデルリング（Modeling）という過程はこの理論の核となるが、人は単に他人を観察し、まねることで、社会的、認知的行動を学んでいくということである。つまり、暴力の被害者となったり、暴力を目撃した子どもは、暴力は家庭内の摩擦を解消したり、感情を表現するための方法だと学んでしまうと考えられる。社会的学習理論は、暴力は「父から息子へ」、「母から娘へ」というように世代から世代へ永続化する傾向があり、攻撃性はモデリングを通して学ばれ得るもので、子どもの時代に暴力に晒され、モデリングを通して攻撃性を学んだものは、大人になって暴力をふるう可能性

が高いことを論じている。しかし、これらの知見は、自己申告式で回顧的な情報に頼りすぎているとか、マルトリートメントをしない大人の比較群が欠けているとか、観察に不備があるほか、一部の観察結果から単純かつ過度に一般化しすぎるという問題がある。この理論はマルトリートメントの説明においてよく使われるが、多くの検討課題を残している。

以上のように、子どものマルトリートメントの発生に関する理論は、マルトリートメントの発生の要因を、社会的・文化的要因、個人と環境との関係的要因、個人の心理的・生理的要因から説明している。しかし、子どものマルトリートメントという現象について単一の因果的説明を採用することの危険性は多くの研究者が指摘している。つまり、ある説明理論が、一定のマルトリートメント形態を理解するため、ことのほか有用であると見られるとしても、それ自体で十分である可能性は少ない。そこで、子どものマルトリートメントに対する異なるアプローチを統合する試みがなされているが、今後、子どものマルトリートメントの現象やそのメカニズムを解明できる統合的な理論に基づき、実証的研究を試みることが求められるであろう。

第2節 子どものマルトリートメントの発生の要因に関する文献研究

本節では、子どものマルトリートメントの発生の要因に関する先行研究を整理し、今後の研究課題を明らかにすることを目的とした。

先行研究の収集は、子どものマルトリートメントの発生の要因を幅広く抽出することを目的として、Google Scholar を用いて「児童虐待」「子ども虐待」「マルトリートメント」「child abuse and neglect」「child maltreatment」「review」を条件に検索した（2013年6月実施）。その結果、子どものマルトリートメントの発生の要因をレビューした Hillson ら（1994）の論文と唐（2006）の論文が収集された。本研究では、この2編の先行研究を基礎に、先行研究に記されていた引用参考文献及び関連図書を加えて検討を行った。

唐（2006）は、Hillson ら（1994）のレビュー論文を参考に、これまでに実施されてきた子ども虐待に関する理論・調査研究を、次の3つの世代に分類している。まず、第1世代研究は、マルトリートメント発生の原因を母親のうつ状態や不安、薬物乱用や依存といった精神病理に求めた（Naya ら 1998; Windham ら 2004 ; Kelley 1992; 田中ら 2005）。しかし、母親の精神病理や薬物使用で部分的には説明できても、それだけでは虐待発生を説明しきれない問題があった。Ammerman（1990）は、虐待している親のうち、何らか

の精神疾患を有している者の割合はわずか 10~15%程度にすぎないと報告している。

第 2 世代研究は、第 1 世代研究の限界を踏まえたうえで、マルトリートメントの発生の要因を母親の精神疾患のみならず、母親の年齢や学歴といった社会人口学的属性 (Connelly ら 1992 ; Brown ら 1998 ; Cadzow ら 1999 ; 船越ら 2001), 子どもの問題行動や心身の障害などといった子どもの特徴 (Johnson ら 1968 ; Herrenkohl ら 1983 ; Verdugo ら 1995 ; 谷向 1999 ; 木村ら 2005), 夫婦間の不仲や配偶者からの暴力などといった虐待的な家族環境 (Tajima2002 ; Berger 2005 ; 澤田ら 2005 ; 大原ら 2004 ; 堀口 2006), 親の被虐待経験 (Hall ら 1998 ; John ら 1992 ; 中嶋ら 2004) などに求めた。しかし、従来のマルトリートメントの発生要因の検討だけでは、マルトリートメントの発生を十分に説明できないことが注目され、マルトリートメントの発生を抑制する補償要因が検討されるようになった (McCurdy 2005 ; 中嶋 2005)。

第 3 世代の研究は、マルトリートメント発生の複数の要因とその発生を阻止する補償要因をただ羅列する考え方からでは、実際に子どもへのマルトリートメントが発生するプロセスは解明できない限界を踏まえ、子どもの虐待やネグレクトの発生プロセスをより志向した形で発展していた。第 3 世代の研究は、社会的情報処理理論 (Social Information Processing Theory) を援用し、マルトリートメントの発生プロセスを解明しようとしている。最終的な行動として子どもに対するマルトリートメント行為に至るのは、子どもの行動や態度に対する母親の認知、評価、反応選択の 3 つの段階を経ることを仮定することに特徴がある。Milner (1993) は、母親の育児ストレスが高い場合では、子どもの行動や態度に対する不正な認識を促し、子どもに対し過大あるいは過小な期待をし、不適切な反応選択をする可能性が高いことを明示している。Schellenbach ら (1991) は、親の高いストレスレベルは、子どもの行動をコントロールしやすく、懲罰、拒否するような行動を促進する傾向があったと報告している。Caselles ら (2000) は、虐待母親群は子どもの行動を自己主張的で、要求がわざらわしい・否定的と認知し、子どもの行動に対し非現実的な高い期待を持っていると報告している。

以上のように、第 3 世代の研究は社会的情報理論に基づく認知行動モデルが子どものへのマルトリートメントの基礎となる認知過程を明らかにした点においては大きく貢献したが、親の認知的処理段階から虐待に至るプロセスを十分に明示できていない。そこで、Hillson ら (1994) は、Lazarus らのストレス認知理論に基づき、親の認知的処理段階から虐待に至るプロセスをより説明し、前の限界を克服したモデルを提示している。このモ

ルにおいては、有効かつ十分な対処資源があれば、親は積極的なプランニングや回避などの対処行動を選択しやすくなり、虐待やネグレクトといった対処行動が選択されにくくなると考えられている。現在のところ、子どものマルトリートメントの発生プロセスを理解する際に、Hillson らが提出したモデルが最も有用であると考えられる（唐 2006）。

唐（2006）は、Hillson らの理論モデルを参考に、乳幼児をもつ母親の子どものマルトリートメントの発生モデルを検討し、内的資源としての育児効力感と外的資源としての父親の育児サポートがマルトリートメントの実施頻度に影響を与えることを検証している。しかし、母親のストレス対処資源として育児効力感と夫の育児参加のみしか検討されておらず、マルトリートメントの発生における多くのリスク因子と補償因子を考慮したより包括的な枠組みで、さまざまな因子との関連性についても知見を重ねる必要があるといえよう。

以上のように、マルトリートメントの発生の要因に関する研究は、ある単一要因によるマルトリートメントの説明から出発し、その後、マルトリートメント発生の複数のリスク要因とその発生を阻止する補償要因が検討された。さらに、近年は、マルトリートメントの発生プロセスをより志向した研究がなされつつある。

第3節 障害児のマルトリートメントに関する文献研究

本節では、障害児のマルトリートメントに関する先行研究を整理し、今後の研究課題を明らかにすることを目的とした。

先行研究の収集は、障害児のマルトリートメントに関する研究を幅広く抽出することを目的として、CIIINII, Medline, Google Scholar, ERIC を用いて「障害児」「虐待」「マルトリートメント」「child maltreatment」「child abuse and neglect」「Children with Disabilities」「disability」を条件に検索した（2012 年 2 月実施）。その結果、26 編が収集された。本研究では、この 26 編と先行研究に記されていた引用参考文献及び関連図書を加えて検討を行った。本研究では障害児のマルトリートメントに関する文献を海外の研究と日本の研究に整理した。

3-1 障害児のマルトリートメントに関する海外の研究

先行研究では、障害児集団内におけるマルトリートメントの発生率を調査するか、また

はマルトリートメントを経験した子どもの集団における諸類型の障害児を判別するかの方法で、障害児がマルトリートメントの高いリスクにさらされていることを証明している。障害児のマルトリートメントに関する海外の先行研究では、障害児は健常児に比べて、マルトリートメントを経験する可能性が高いだけではなく、実際にマルトリートメントを経験する事例が多いことを明らかにしている (Ammerman ら 1993 ; Crosset ら 1993 ; Sobsey2002 ; Sobsey ら 1989 ; Sullivan ら 2000 ; Verdugo ら 1995)。障害児と健常児がマルトリートメントを経験する可能性について比較した研究をみると、Sobsey ら (1989) は、障害児が健常児に比べてマルトリートメントを受ける可能性が 1.5 倍以上高く、Crosset ら (1993) は、発達障害児は健常児に比べて身体的、性的虐待を経験する可能性が 2 倍高いと報告している。

障害児が健常児に比べて実際にマルトリートメントを経験する比率も高いと報告されているが、Verdugo ら (1995) は、知的障害児の場合、全体児童の 11.5% がマルトリートメントを経験する一方、一般の健常児の場合は、たったの 1.5% がマルトリートメントを経験したと述べている。つまり、知的障害児は、一般的健常児より、約 8 倍以上、より多くマルトリートメントを経験していた。Sullivan ら (2000) は、健常児の場合、1/10 程度がマルトリートメントを経験するが、障害児の場合には 1/3 程度がマルトリートメントを経験し、健常児に比べてマルトリートメントの経験は、3.4 倍高いと報告している。Ammerman ら (1993) も、障害児が健常児に比べて 4~10 倍程度多くマルトリートメントを経験すると述べている。Sullivan ら (1998) は、特に知的障害と行動障害のある子どもが、他の障害（言語障害、学習障害、聴覚障害など）を持っている子どもよりも、身体的および性的虐待、ネグレクトを経験する可能性が増加していると報告している。

この他の多くの研究者は、知的障害児 (Balogh ら 2001 ; Buchanan ら 1979 ; Chamberlain ら 1984; Frisch ら 1983), 脳性まひ児 (Cohen ら 1987; Diamond ら 1983), 重複障害児 (Ammerman ら 1989 ; Benedict ら 1990) の集団において、高いマルトリートメントの発生率をみせたと報告している。

一方、マルトリートメントを経験した障害児の性別比率を検討した研究者は、男児が女児よりマルトリートメントをより多く経験すると報告している (Sobsey ら 1997 ; Sullivan ら 1991 ; Sullivan ら 2000)。Sobsey ら (1997) は、一般的健常児の場合、マルトリートメントを経験した男女比率はほぼ同じであるが、障害児の場合は、男児が女児よりマルトリートメントをより多く経験すると報告している。しかし、障害の出現率が女児より男

児のほうが高いということを考慮すると、マルトリートメントのアンバランスな性比率は、性と障害との関係を反映したのかもしれない。そのうえ、Sobsey ら (1997) は、男の子は身体的虐待とネグレクトを、女の子は性的虐待をより経験したと述べている。

マルトリートメントと障害児の年齢を検討した研究者は、主に幼い年齢にマルトリートメントを経験すると報告している (Ammerman ら 1989 ; Buchanan ら 1979 ; Sullivan ら 1998, 2000 ; Diamond ら 1983). Diamond ら (1983) は、マルトリートメントを経験した 0 歳から 18 歳までの脳性まひ児の調査で、出生後 3 週から 9 歳までに主にマルトリートメントを経験したと述べている。しかし、Verdugo ら (1995) は、マルトリートメントを経験した障害児の約半分が (46%)、学齢期の児童であったと指摘し、児童の年齢があがったとしても、マルトリートメントの危険性は減少しないと結論づけている。

マルトリートメントと障害の程度を検討した研究者は、異なる研究結果を示している。何人かの研究者は、軽度の障害児が重度の障害児より、マルトリートメントの危険性が高いと指摘している (Ammerman ら 1989 ; Ammerman ら 1994 ; Benedict ら 1990 ; Chamberlain ら 1984). 一方、また何人かの研究者は、重度の障害児がマルトリートメントの危険性が高いと述べている (Beckman 1983 ; Rush ら 1986 ; Zirpoli ら 1987).

さらに、先行研究では、マルトリートメントの加害者が、親 (Ammerman ら 1989 ; Chamberlain ら 1984 ; Sullivan ら 1998, 2000), 家族構成員 (Balogh ら 2001 ; Sullivan ら 1998, 2000), 障害関連サービス提供者 (kvam2004 ; Sobsey ら 1991) のように、子どもらと深く関わっている人であったことが証明された。

3-2 障害児のマルトリートメントに関する日本の研究

日本の障害児の虐待に関する調査研究は非常に少ない。とりわけ、細川ら (2002) と山崎 (2007) の調査研究は児童相談所を通して行われたもので、細川ら (2002) は、全国の児童相談所が 2000 年度に受けた児童虐待の相談のうち、障害児の被害は少なくとも 1,008 人と全体の 7.2% を占めており、このうち知的障害児が 788 人と最も多かったと報告している。

山崎 (2007) の調査は、東北 6 県の児童相談所 (支所含む 28 か所) において、平成 17 年度 (平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 1 日) に扱った児童虐待相談の中の障害児の虐待ケースを対象としたもので、記入は虐待相談担当者となっている。有効回答の 17 か所

が分析された結果、総児童虐待相談件数は 894 件で、そのうち障害児に対する虐待相談件数は 49 件 (5.4%) であった。虐待類型では、身体的虐待とネグレクトがそれぞれ 20 件 (40.8%) と多く、次いで心理的虐待 6 件 (12.2%)、性的虐待 3 件 (6.1%) であった。虐待の程度としては、軽度が 32 件 (65.3%) と最も多く、中度 14 件 (28.6%)、重度 1 件 (2.0%)、不明 2 件 (4.1%) であった。障害児の障害程度は、境界（知的障害のみ）が 4 名、軽度 25 名、中中等度 9 名、重度 5 名、不明が 6 名であった。被虐待障害児の虐待は知的障害が最も多く 29 名 (59.2%) であり、次いで注意欠陥・多動性障害 9 名 (18.4%)、身体障害は 6 名 (12.3%) であった。また、主たる虐待者は、実母が最も多く 33 件 (67.3%) とおよそ 7 割を占め、実父 6 件、養父 2 件、実父母 1 件、その他 7 件であった。虐待発生に影響する育児ストレスとして、障害児の気質（障害特性）の問題が 9 件 (18.4%)、不安感などの心理的影響 6 件 (12.2%)、世間体・周囲の態度などの社会・対人関係的影響 5 件 (10.2%)、経済的影響 5 件 (10.2%) が挙げられた。家庭環境上の問題では孤立が大きな問題となっており、育児において家族が非協力的であることによる孤立と、家族自体が地域から孤立しているケースが多く見られたと報告している。

障害者の虐待に関する調査研究では、滋賀県社会福祉協議会（2007 年）の「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」、宗澤（2008 年）の「成人期障害者の虐待または不適切な行為に関する実態調査報告」、日本社会福祉士会（2010 年）の「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究」、NPO 法人 PandA-J（2011 年）の「障害者施設における支援のあり方と身体拘束に関する調査」がある。

まず、滋賀県社会福祉協議会（2007 年）の「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」によれば、被虐待者の障害種別は（複数回答）、「知的障害」が最も多く 63.6% (70 件)、続いて、「精神障害」29.1% (32 件)、「肢体不自由」16.4% (18 件) の順となっている。虐待者の被虐待者との続柄は（複数回答）、「父」が最も多く 31.8% (35 件)、次いで「母」28.2% (31 件) となっており、全ケースの 30% 程度は、「父」または「母」いずれかの「親」による虐待である。虐待者が被虐待者に対して行った虐待の内容（虐待の分類）は、「経済的虐待」が最も多く 39.1% (43 件)、続いて「身体的虐待」36.4% (40 件)、「心理的虐待」25.5% (28 件)、「介護や世話の放棄、放任」17.3% (19 件)、「性的虐待」8.2% (9 件) の順となっている。また、虐待が起こる原因については（複数回答）、「障害に対する無理解・無関心」が 37.3% (41 件)、「虐待者の性格、精神的問題」が 36.4% (40 件) と並んでおり、続いて、「失業・借金等の生活上の問題」29.17% (32 件)、「虐待者が

介護等で精神的に疲れている」24.5%（27件）の順となっている。とりわけ、知的障害者に対する虐待が起る要因として、全体的には、「虐待者の性格等精神的問題」「障害に対する無理解」等の要因が主な影響を及ぼしている。最後に、虐待ケースの解決に向けて、今後必要と思う制度、体制についての回答では、「関係機関による支援ネットワーク」が最も多く、次いで「関係者の資質向上に関する研修」「法に基づく介入権限」「関係者向けマニュアル」「福祉サービスの充実」の順になっている。最多の「関係機関による支援ネットワーク」（56.4%）については、虐待ケースへの支援の困難さ等から、関係機関の連携が不可欠であることを関係機関が実感しているためと考えられる。この支援ネットワーク以外の項目では、「関係者の資質向上に関する研修」（30.0%）と「関係者向けの対応マニュアル」（23.6%）が多い。これは、障害者虐待の実態が十分に把握されておらず、その対応・支援のあり方についても関係者が模索する中で苦悩している状況から出てきた結果であると考えられる。今後、虐待の具体的な事例研究を深め、また調査研究等を通じて障害者虐待の実態や発生メカニズムの把握・解明、その対応・支援のあり方の検討等が求められると報告している。

宗澤（2008年）の「成人期障害者の虐待または不適切な行為に関する実態調査報告」は、さいたま市に障害者支援事業所として登録されているすべての事業所と行政区10区の支援課を対象としている。障害領域における「虐待」は、当事者・事業者・地域社会・行政等がまとまりを持ち、包括的な虐待防止策と支援のあり方に取り組む必要があると述べている。

日本社会福祉士会（2010年）の「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究」によれば、権利擁護が必要と思われた事案、権利侵害への対応が必要と思われた事案の有無について、「あり」と答えた事業所は59.4%であった。虐待または虐待が疑われる事案（966件）における虐待者の属性をみると、被虐待者が「18歳未満」の事案では、「親」94.9%を占めている。被虐待者が「18～64歳」の事案では、「親」44.1%、「きょうだい」25.4%、「配偶者」8.9%、「その他親族」7.5%、「知人友人等の第三者」5.9%、「企業・職場」（使用者、同僚等）や「障害福祉サービス事業所・施設」等による事案の報告もある。「65歳以上」の事案では、「子ども」47.4%、「本人」「配偶者」「きょうだい」、「その他親族」がそれぞれ約10%であった。

被虐待障害者の特徴として、①被虐待者が知的に、あるいは判断能力が著しく低下している ②被害を受けていることを自覚できない、あるいは被害に積極的に関与する ③被

害を受けていることを否定する ④発信が少なく SOS が出せないため放置されやすい
⑤本人の意思がみえにくく表面化しにくい ⑥被虐待者の障害受容ができていない ⑦支援者との関係性が持ちにくい、が挙げられている。また、虐待者（家族等）の特徴として、
①虐待者自身も障害をもっていることが多い②虐待や不適切な支援をしている意識が薄い
③育児や支援に専門性を要することがあるので、養育能力が左右する④虐待者に介護負担
がかかっている④障害特性に応じた対応（例：行動障害の強い子の子育て）を過度に取ることにより、虐待に結びつく⑥虐待者の障害受容ができていない⑦支援者との関係性が持ちにくい、が挙げられている。NPO 法人 PandA-J (2011 年) の「障害者施設における支援のあり方と身体拘束に関する調査」は、身体拘束指針を検討するために、福祉サービス事業所における身体拘束の実態について調査している。

近年、障害者虐待防止法の施行を契機として、障害児・者の虐待に対する関心が広がりつつある。障害児のマルトリートメントに関する先行研究では、虐待そのものの発生率は報告によって違いがあるものの、障害児は健常児に比して身体的虐待、性的虐待、心理的マルトリートメント、ネグレクトをより多く経験していることが明らかにされている (Ammerman ら 1993 ; Sobsey2002 ; Crosset ら (1993) ; Sobsey ら 1989 ; Sullivan ら 2000 ; Verdugo ら 1995). 加えて、障害児は性別を問わず、出生後からマルトリートメントの危険性に曝され、全生涯にわたってそのリスクは減少しないとされている (Ammerman ら 1989 ; Verdugo ら 1995 ; Sullivan ら 2000). 日本では加害者として実母が最も多いという傾向は一貫しているが、障害児の虐待の加害者は、従来の研究では障害児と深く関わっている人々が大部分を占めることが報告されている (Ammerman ら 1989 ; Sullivan ら 2000 ; 細川ら 2002 ; 山崎 2007 ; 滋賀県社会福祉協議会 2007 年 ; NPO 法人 PandA-J 2011 ; 日本社会福祉士会 2010 年). しかし、障害児のマルトリートメントに関する研究の多くはマルトリートメントの発生頻度を報告するといった記述的研究で、障害児のマルトリートメントの発生の要因やそのプロセスの解明を企図した研究は見当たらない。また、障害児のマルトリートメントに対する対応や支援のあり方についても関係者が模索している状況である。今後、マルトリートメントの調査研究等を通じて障害児のマルトリートメントの発生メカニズムの解明、障害児家族への支援のあり方の検討等が必要だと考えられる。

第4節 障害児家族のストレスに関する文献研究

本節では、従来の障害児の育児に関連した研究において、障害児の母親の育児負担感や育児ストレスがきわめて高いとされていること、なお、育児負担感が子どものマルトリーメントのリスク要因として位置づけられている（Chan1994；Holden ら 1996；Rodriguez ら 1997；キムミヒ 2000；キムジヒョン 2001；山野 2006）ことを踏まえ、障害児家族のストレスに関する先行研究を整理し、今後の研究課題を明らかにすることを目的とした。

先行研究の収集は、CIIINII を用いて「障害児」「ストレス」を条件に検索した結果、141編がヒットした（2013年6月実施）。その141編の論文を精査し、障害児家族のストレスに関する内容が記述されている24編を収集した。本研究では、この24編と先行研究に記されていた引用参考文献及び関連図書を加えて検討を行った。本研究では、障害児家族のストレスに関する文献を親のストレス構造および尺度研究と親のストレスの関連要因に整理した。

4-1 親のストレス構造および尺度研究

障害児を育てる親のストレス尺度研究では、新美ら（1980）、植村ら（1981）、小涼ら（1980）、中塚（1984, 1985），中野（1993）、中嶋ら（1999）、間ら（2000, 2002）、岡田ら（2004）の研究がある。新美ら（1980）と植村ら（1981）は、親のストレスとして、（1）家族外の人間関係（2）障害児の問題行動（3）障害児の発達の現状および将来に関する不安（4）障害児をとりまく夫婦関係（5）日常生活における自己実現の阻害、の5因子を見出している。小涼ら（1980）は、ストレス尺度を親の問題、家族の問題、子どもの問題の3つのカテゴリー別に設定している。中塚（1984, 1985）は、障害児をもつ母親のストレスの構造を明らかにしているが、そのストレス尺度は、（1）社会的逼迫感、（2）障害児をもつ負担感、（3）不安感、（4）療育探究心、（5）発達可能性への期待感、の5下位尺度で構成されている。中野（1993）は心身障害児をもつ母親と健常児の母親のストレスの構造が異なり、障害児の母親は子どもの行動特徴に関する懸念因子が強いことを指摘している。中嶋ら（1999）は、ストレス認知理論に基づいて、「育児ストレス認知尺度」を開発しているが、（1）自身の社会的役割活動に関する制限感、（2）児に対する拒否感情、（3）育児に伴う経済的逼迫感、（4）育児に対する拒否感情、の4因子で構成されている。一方、Lazarus らのストレス認知理論（Lazarus ら=1991）によると、ストレスとは

認知評価のプロセスを指すと考えられている。そこには、ストレスの先行要因、つまり、ストレッサーが存在し、その先行要因が個人にとってどのようにストレスフルなものであるかを判断する認知的評価の段階がある。その認知的評価によって、個人はコーピング（対処行動）を選択するが、そのコーピングによってストレッサーが適切に対処できない場合には、抑うつや怒りなどの情動が喚起され、そこでストレス反応が生じる。この視点から従来の親のストレス構造および尺度の研究を見直すと、新美ら（1980）、中塚（1984, 1985）の尺度は、ストレス反応とストレッサー、認知的評価段階が区分されず混在している。一方、中嶋ら（1999）の育児ストレス認知尺度は、Lazarus らのストレス認知理論（Lazarus ら=1991）に基づいて作成されており、既に構成概念妥当性の検証が行われている。

4-2 親のストレスの関連要因

まず、子どもの障害の種類と母親のストレスとの関連を検討した研究では、子どものもつ障害の種類によって、母親のストレスの現れ方に差があることが報告されている。一般的に知的障害があると、幼児期は言葉の遅れ、落ち着きの無さ等が顕在化しやすい傾向にあり（高橋ら 2002）、コミュニケーションが困難であるため対人関係を結びにくいことが知られており、特に自閉症児は、情緒的な交流に障害があり他者と関わることを目的とした行動が少ないと言われている（小林 1999）。先行研究では、自閉症児をもつ親のストレスが高い（蓬郷ら 1987, 1989；稻浪ら 1994）ことが指摘され、対人関係や知的障害をもつ児の母親の育児ストレスと疲労感は健常児や運動障害を主体とした児の母親よりも高いことが報告されている（渡部ら 2002）。

さらに、母親のストレスに関する要因を検討した研究では、子どもの年齢（小椋ら 1980；新美ら 1985）や、家族の属性要因と母親の態度要因（植村ら 1981）、母親自身の年齢や母親の教育年齢（小椋ら 1980）などの背景要因が挙げられている。子どもの年齢と母親のストレスの変容に関しては、蓬郷ら（1987）が 4 歳から 18 歳の自閉症、脳性まひ、知的障害、ダウン症の子どもの母親を対象に検討を行い、子どもの加齢とともにストレスが緩やかに下降すると指摘している。

健常児をもつ母親と障害児をもつ母親とのストレスを比較した研究（稻浪ら 1994；田中 1996；新美ら 1980）では、障害児の母親が健常児の母親に比べてストレスが高いことを共通して指摘している。そのうえ、健常児と比べ、障害児の母親のストレス認知、抑うつは有意に高い（丸ら 1997；中嶋ら 1999；眞野ら 2007）。母親の年齢が若いほど育児負担

感が高く（丸ら 1997；岡田 2004），役割拘束が高く，子どもの年齢が低いほど育児負担感が強く（岡田 2004），子どもの年齢があがると親のストレスが低くなる（熊倉ら 2000）ことが報告されている。

障害児をもつ母親のストレスとソーシャルサポートに関する研究では，夫婦親密性サポートが母親の日常的なストレスに効果がある，近隣的なサポートや療育的なサポートも母親の精神的健康を良好に保つ効果をもつ，などその効果が指摘されている（北川ら 1995）。母親のストレスの程度は配偶者から得られるサポートの量によって影響を受け（北川ら 1995；田中 1996），夫婦の関係が重要な鍵を握っていることを示唆している。

また，田中ら（2000）は，ソーシャルサポート源（サポート提供者）の母親の肯定的な充実感への影響を検討し，「夫」，「学校の先生」，「医療関係者」，「福祉関係者」が有意であることを報告している。Kotch（1997）は，提供されるソーシャルサポートによって，障害児の親のストレスの減少とともにマルトリートメントの可能性が減少，またはなくなると指摘している。

障害児の問題行動と母親のストレスとの関連を検討した研究では，親のストレスの要因として，障害児の問題行動や行動特徴が多く指摘されている。従来の障害児の発達特性に関する研究は，障害児に自傷，攻撃，常同行動，感情統制の困難さといった問題行動が多発する傾向を指摘しているが，こうした児の問題行動は，母親が彼らを育児する上でストレスフルな状況を生み出し，結果として母親の負担感を高めるリスク要因になりうることが報告されている。種子田ら（2004）は，障害児の「感情統制困難」因子に含まれる問題行動が，母親の障害児あるいは育児そのものに対する否定的な感情をより直接的に高めると報告している。刀根（2002）は，障害児の母親と健常児の母親のQOL及びPSI（Parenting Stress Index）を比較し，障害児の母親のQOL「生きがい」「育児」得点は低く，PSIでは「子どもの行動特徴」に関する育児ストレスが高いと報告した。

以上のように，障害児家族のストレスに関する研究では，親のストレスの尺度が開発され，親のストレスの構造が明らかになっている。さらに，親のストレスの関連要因として，子どもの障害の種類，子どもの年齢，子どもの問題行動などの障害児の要因と，家族の属性要因及び母親の態度要因（植村ら 1981），母親自身の年齢や母親の教育年齢（小椋ら 1980），ソーシャルサポートなどの背景要因が挙げられている。しかし，障害児の親のストレスとマルトリートメントとの関連性についてはほとんど検討されていない。とりわけ，母親の育児負担感は，従来の研究では，子どものマルトリートメントのリスク要因として

位置づけられているが (Chan1994 ; Holden1996 ; Rodriguez1997 ; キムミヒ 2000 ; キムジヒョン 2001 ; 山野 2006), その関連性はいまだ障害児の母親においては十分に実証されていない。その背景には種々の理由が考えられようが、理由のひとつに障害児の親のマルトリートメントを把握する適切な測定尺度が開発されていないことが指摘されよう。

第 5 節 本研究の目的と課題

本章では、第 1 に、子どものマルトリートメントの発生の理論に関する文献を検討した結果、課題として、子どものマルトリートメントの発生メカニズムを解明できる統合的な理論に基づき、実証的研究を試みる必要性が示された。第 2 に、子どものマルトリートメントの発生の要因に関する文献を検討した結果、課題として、①マルトリートメントに関する測定尺度を開発する必要があること、②マルトリートメントの発生における多くのリスク因子と補償因子を考慮した包括的な枠組みで、さまざまな要因との関連性についても知見を重ねる必要があることが示された。第 3 に、障害児のマルトリートメントに関する文献を検討した結果、課題として、①日本の障害児・者のマルトリートメントに関する調査研究はマルトリートメントの発生頻度を報告するといった記述的研究が多いこと、②障害児のマルトリートメント発生の要因やそのプロセスの解明を企図した実証的研究が見当たらなかったことが示された。第 4 に、障害児家族のストレスに関する文献を検討した結果、課題として、①障害児の母親の育児負担感とマルトリートメントとの関連性に着目した研究が見られなかつたこと、②障害児の母親の虐待を把握する適切な測定尺度が開発されていないことが示された。

以上の学問的課題を踏まえ、本研究は、知的障害児の母親のマルトリートメントに関する要因を明らかにすることを目的とした。また、この研究の目的に基づき、本研究の課題は、「知的障害児の母親の要因が児に対する心理的マルトリートメントにどのようなメカニズムで関連しているのかについて仮説モデルを組み立て、仮説モデルのデータへの適合度を実証的に検討する」としたい。このような知的障害児の母親の要因と心理的マルトリートメントの関連性について詳しい検討が行われることで、知的障害児の母親の要因が、児に対するマルトリートメントに与えるメカニズムが明らかになり、障害児家族支援に対し、具体的指針が得られると考えられる。また、このようなメカニズムを明らかにすることによって、これまでの先行研究を実証的に支持し、どのような要因が知的障害児の母親

の心理的マルトリートメントと関連があるのかを実証的に明らかにすることが期待できる。

そこで、本研究では、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントのメカニズムを解明するため、次の4つの課題を立て検証を行うこととする。

課題1：知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発

(本論第6章)

課題2：知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係

(本論第7章)

課題3：知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係 (本論第8章)

課題4：夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係 (本論第9章)

本論では、この4つの課題を検証し、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントのメカニズムを解明することとする。

注

- 1) この障害者虐待防止法において「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。なお、「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。また、この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業若しくは福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、または事業の経営担当者、その他その事業の労働者

に関する事項について事業主のために行行為をする者をいう。

2) 2012年10月現在の批准国は125カ国で、2013年7月現在、日本は批准していない。

この障害者権利条約は、21世紀では初の国際人権法に基づく人権条約で、日本では批准にむけて、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の施行などの取り組みがなされつつある。

3) マルトリートメント (Maltreatment) とは、「18歳未満の子どもに対する、おとな、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子どもの（およそ15歳）による、身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的強要などによって、明らかに危険が予想されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態」という定義が参考されよう（高橋ら 1995）。

II 本論

序論では、子どものマルトリートメントの発生の理論、子どものマルトリートメントの発生の要因、障害児のマルトリートメント、障害児家族のストレスに関する先行研究を検討し、本研究の目的と課題を設定した。本論では、心理的マルトリートメントの概念を定義し、関連理論と先行研究を基礎に調査の理論的枠組みを構築する。さらに、序論で立てた本研究の目的と課題に基づき、障害児家族の支援に関する指針を得ることをねらいとして、就学前の知的障害児の母親のマルトリートメントに関連する要因を明らかにするために、就学前の知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度を開発し、知的障害児の母親の育児負担感、母親のコミュニケーション能力、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が児に対する心理的マルトリートメントにどのようなメカニズムで関連しているのかについて仮説モデルを組み立て、仮説モデルのデータへの適合度を実証的に検討する。

まず、本論第4章では調査の理論的枠組みを構築し、本論第5章では調査目的と解析方法を述べ、本論第6章では「知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発」に関する仮説モデルを検証する。本論第7章では「母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」とした仮説モデル検証し、本論第8章では「母親のコミュニケーション能力が直接的にまたは育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに影響する」とした仮説モデルを検証する。本論第9章では「夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」とした仮説モデルを検証する。これらの仮説のモデルの検証と文献による検討を行い、就学前の知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因について詳しい検討が行われることで、障害児家族のマルトリートメントに関するメカニズムが明らかになり、知的障害児の心理的マルトリートメントの予防や障害児家族支援に対し、具体的な指針が得られると考えられる。

第4章 調査の理論的枠組み

本章では、本研究の課題に取り組むために、まず、心理的マルトリートメントに関する先行研究を参照に、心理的マルトリートメントの概念を定義し、心理的マルトリートメントに関する仮説モデルを組み立てることとする。また、子どものマルトリートメントの発生について説明している Bronfenbrenner (1977) の人間発達生態学理論と関連する先行研究を援用し、知的障害児の母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに与える影響に関する仮説モデルを組み立てることとする。さらに、マルトリートメントの発生メカニズムについて言及している Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson ら (1994) の児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、母親のコミュニケーション能力が育児負担感と心理的マルトリートメントに与える影響に関する仮説モデル、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が育児負担感と心理的マルトリートメントに与える影響に関する仮説モデルを組み立てることとする。

第1節 心理的マルトリートメントの概念

欧米において児童虐待が最初に注目されたのは身体的虐待で、Kempe らが非殴打児症候群 (Battered Child Syndrome) と名付けた身体的虐待を受けた子どもについて報告したことが契機となった。次いで性的虐待が問題となり、その後、やっと心理的マルトリートメントにも関心が向けられるようになった。1983年アメリカで「子どもの心理的虐待に関する国際会議 (International Conference on Psychological Abuse of the child)」が開催され、多くの研究者は、心理的マルトリートメントが他のタイプの虐待よりもより深刻な影響を子どもに与えると考えられるようになり、心理的マルトリートメントは児童虐待のコア (core component) であると考える研究者も出てきた (Garbarino 1986; Binggeli ら 2001)。

一方、心理的マルトリートメントは、子どものマルトリートメント (child maltreatment) のうちで最も不鮮明な形態であるとされているが、その理由は、何をもって心理的マルトリートメントとするかについて多くの議論や困難があるからである。欧米において心理的マルトリートメントの定義はいまだに専門家間で意見の一致がみられていないものの (Iwaniec=2003)、1980 年代以降、心理的マルトリートメントはさまざまに定義され、議論が重ねられることで、ある程度、定義における視点の相違や争点はかなり明確になっ

できている。

心理的虐待の概念や定義について詳細な検討をしている、池（2006）と小野（2007）の論文を参考に、本研究では心理的マルトリートメントの概念を検討したい。日本では、本研究でとりあげる心理的マルトリートメントのタイプを表す場合に、「心理的虐待」を使用するのが一般的であるが、日本における「心理的虐待」が表したり含んだりしている英語としては、*psychological Abuse*（心理的虐待）、*emotional abuse*（情緒的虐待）、*psychological neglect*（心理的ネグレクト）、*emotional neglect*（情緒的ネグレクト）、*psychological maltreatment*（心理的マルトリートメント）、*emotional maltreatment*（情緒的マルトリートメント）等がある。

とりわけ、O'Hagan（1995）は、情緒的虐待と心理的虐待はまったく別々に経験することであるとはいわないが、同じものではないと主張している。そして、情緒的虐待を「子どもの感情や感情の表現に対する継続して繰り返される不適切な情緒的反応」、心理的虐待を「非常に重要な子どもの精神機能と精神過程を生み出し発達させる可能性にダメージを与えること、大きく減少させたりするような、継続して繰り返される不適切な行動」と定義し、情緒的虐待は情緒的側面にマイナスの影響を及ぼし、心理的虐待は認知的側面に影響を及ぼすとしている。一方、情緒と認知は互いに独立しているわけではないので、情緒的虐待と心理的虐待を区別することは有益ではないという批判がある（Glaser2002）。このように、「情緒的（emotional）」が適切か、「心理的（psychological）」が適切か、情緒的虐待と心理的虐待の差は何かに関しては、十分な議論がなされているわけではなく、完全に意見が一致しているわけでもないが、情緒面と認知面を含むより広い概念を表している「心理的（psychological）」のほうがより広い支持を得られるようである（池2006）。

一方、Glaser（2002）は、論文のタイトルを“Emotional abuse and neglect (psychological maltreatment): A conceptual framework”と表現している。また、McGeeら（1991）は、心理的マルトリートメントを使用し、その理由として、心理的マルトリートメントが心理的虐待と心理的ネグレクトの両方の養育行動を含む用語であるからだと述べている。また、虐待を使用している論文では、Glaser（2002）のタイトルにみられるように、心理的虐待とネグレクト（または情緒的虐待とネグレクト）と表現していることが多い。したがって、一般的には、心理的虐待と心理的ネグレクトを合わせて心理的マルトリートメント（または情緒的虐待と情緒的ネグレクトを合わせて情緒的マルトリートメント）と呼んでいる。

加えて、心理的虐待（または情緒的虐待）と心理的ネグレクト（または情緒的ネグレクト）の相違は何か。虐待は親が子どもに対して作為的に行うマイナスの行為、ネグレクトは、親の不作為の行為を指している場合が多い (McGee ら 1991)。この考え方によれば、心理的虐待は（または情緒的虐待）、例えば人前で子どもに恥をかかせる行為、心理的ネグレクトは（または情緒的ネグレクト）、例えば子どもへの愛情を表現しない行為が相当する（池 2006）。

池（2006）は、30 年以上にわたってさまざまになされてきた心理的虐待の定義を概観し、これらの定義には、いくつかの点において意見の相違や立場の違いがあることを述べている。それらのうち、①親の行動のみを問題にするのか、子どもに影響が表れていることも必要か、②親の行動が心理的な場合か、子どもへの影響が心理的な場合か、③親の意図の有無は心理的マルトリートメントかどうかに関係するか、④心理的マルトリートメントとへたな養育の相違は何か、の 4 つの観点から心理的虐待の定義について検討している。

心理的マルトリートメントの概念の定義が試みられる一方、心理的マルトリートメントにあたる親の行動をカテゴリー化しようとした研究者もいる。これらのカテゴリーを検討し、どのような行動を心理的マルトリートメントとみなすべきかを考えてみたい。Garbarino ら（1986）は、「拒否する」「孤立させる」「威嚇する」「無視する」「墜落させる」の 5 つのサブカテゴリー、Hart ら（1987）は、「拒否する」「侮辱する」「威嚇する」「孤立させる」「墜落させる」「搾取する」「情緒的反応をしない」の 7 つのサブカテゴリー、米国児童虐待専門家協会（以下、APSAC（1995）は、「拒絶する」「威嚇する」「孤立させる」「搾取する・墜落させる」「情緒的反応をしない」「精神的健康・医療・教育に関するネグレクト」の 6 つのカテゴリーを挙げている。APSAC（1995）の心理的虐待のサブカテゴリーの具体的な内容は以下のとおりである。

- ①拒絶する（敵対的な拒絶・けなす）：子どもを拒絶したりけなしたりする養育者の言語的・非言語的行為。具体的には以下のようない行為。
 - 軽視、けなす、そのたの身体的加害以外の明らかに敵対的で拒絶的な扱い
 - 愛情や悲哀などの正常な感情を示した子どもを恥ずかしいと思わせたりからかうこと
 - 常にひとりの子どもだけを非難したり罰を与える、家事をさせたり少ない褒美しか与えない
 - 人前で恥をかかせる

②威嚇する：身体的に危害を加える、殺す、見捨てる、子どもや子どもの大切なものをあからさまに危険な状態にすると脅かしたり、そうする素振りを見せる養育者の行為。具体的には以下のような行為

- 子どもを予断の許さない混乱した状況に置くこと
- 子どもをあからさまに危険な状態に置くこと
- もしできなければ損失、危害が及ぶと脅かして厳格で非現実的な期待をかけること
- 子どもに対して暴力を振るうと脅かしたり暴力を振るう
- 子どもの愛する人や物に対して暴力を振るうと脅かしたり暴力を振るう

③孤立させる：家庭の内外で友だちや大人とつきあつたり話をする欲求をかなえるような機会を常に子どもに与えようとしない養育者の行為。具体的には以下のような行為。

- 子どもを閉じ込めたり、外出する自由を不当に制限すること
- 地域において友だちと大人と社会的な交流をすることを不当に制限すること

④搾取する・堕落させる：子どもの不適切な行動（自己破壊的、反社会的、犯罪的、偏ったあるいはその他の不適応行動）を促すような養育者の行為。具体的には以下のような行為

- 反社会的行動（売春、ポルノビデオへの出演、犯罪活動への参加、物質乱用、他者への暴力や買収など）をさせたり許容すること
- 発達的に不適切な行動（親の役割をさせる、幼児のように扱う、親の果たせなかつた夢のために生きるなど）をさせたり許容すること
- 極度の過干渉、出しやばり、支配（子どもの意見、気持ち、希望などをほとんどあるいは全く認めなかつたり支持しない、細かいことまで親が管理するなど）によって発達的に適切な自律性を放棄するように促したり強制する
- 認知発達を制約したり妨害する

⑤情緒的反応をしない（無視）：子どもが関係を持とうとする試みや欲求を無視する（子どもに感情を示したり、世話をしたり、愛情を示さない）、子どもとの関わりの中で全く感情を表出しない養育者の行為。具体的には以下のような行為

- 能力や意欲の欠如のために子どもと関わろうとしない
- どうしても必要な時だけ子どもに関わる

—子どもに感情、思いやり、愛情を表すことができない

⑥精神的健康・医療・教育に関するネグレクト：子どもの精神保健、医療、教育に関する問題やニーズに対して必要な治療を無視したり、拒否したり与えない養育者の行為。具体的には以下のような行為

—子どもの重大な情緒・行動上の問題やニーズに対して治療の必要性を無視したり、治療しないあるいは治療させない

—子どもの重大な身体的な問題やニーズに対して治療の必要性を無視したり、治療しないあるいは治療させない

—子どもの重大な教育上な問題やニーズに対して治療の必要性を無視したり、治療しないあるいは治療させない

Binggeli ら (2001) は、43 の心理的マルトリートメントに関する研究結果をまとめ、APSAC (1995) の 5 つのサブカテゴリーはそれぞれ子どもにマイナスの心理的影響を及ぼしており、これらが心理的マルトリートメントのサブカテゴリーとして妥当であると述べている。APSAC (1995) の心理的マルトリートメントのサブカテゴリーを検討すると、APSAC (1995) のサブカテゴリーにはない Garbarino ら (1986) の「拒否する」と Hart ら (1987) の「侮辱する」は APSAC (1995) の「拒絶する」に含まれ、Garbarino ら (1986) の「無視する」は APSAC (1995) の「情緒的反応をしない」に含まれる。池 (2006) は、これまでに提案されている主なサブカテゴリーは、APSAC (1995) に集約されることを示している（表 4）。

表 4 先行研究における主な心理的マルトリートメントのサブカテゴリー

Garbarino ら(1986)	Hart ら(1987)	APSAC(1995)
拒否する	拒否する 侮辱する	拒絶する
威嚇する	威嚇する	威嚇する
孤立させる	孤立させる	孤立させる
墮落させる	墮落させる 搾取する	搾取する・墮落させる
無視する	情緒的反応をしない	情緒的反応をしない 精神的健康・医療・教育に 関するネグレクト

資料出所：池弘子「心理的虐待の定義に関する検討」『聖学院大学論叢』19 (1) (2006) より筆者作成

日本の児童虐待防止法における心理的虐待は、具体的に①ことばによる脅かし、脅迫など ②子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど ③子どもの心を傷つけることを繰り返し言う ④子どもの自尊心を傷つけるような言動など ⑤他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする ⑥子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうなどのようなことが該当する。

池（2006）は心理的虐待の様々な範囲の定義を検討したうえで、心理的虐待は、①予防をしたり、被害を最低限に抑えたりするためには、子どもにマイナスの影響が現れているかどうかには関係なく、親の行動のみを対象とする、②親の行動と子どもへの影響の関係を明確にしていくためには、親の行動が非身体的で子どもへの影響が身体的・非身体的な場合のみとする、③客観的な判断が難しいため、親の意図の有無は問題としない、④基本的には常習的に行われている場合に限られるが、極端であれば一度のみの場合も含む、という4点を提案している。

本研究では、池（2006）の論文を参考に、心理的マルトリーントメントを以下のように操作的に定義したい。心理的マルトリーントメントとは、「養育者の作為及び、もしくは不作為の非身体的行為によって子どもに身体的及び、もしくは非身体的な負の影響が現れる蓋然性のある行為が繰り返されること」とする。なお、心理的マルトリーントメントのカテゴリーについて、①「拒絶（spurning）」②「人格の否定（exploiting /corrupting）」③「威嚇（terrorizing）」④「無視（denying emotional responsiveness）」⑤「孤立化（isolating）」の5つに概念化した。（図1）

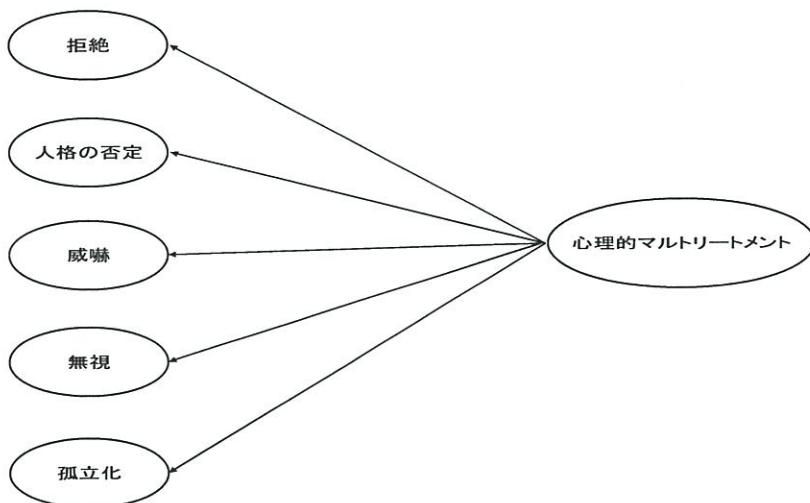


図1 心理的マルトリーントメントに関する概念枠組み

第2節 Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究

本研究では、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する要因のメカニズムについて仮説モデルを組み立て、仮説モデルのデータへの適合度を実証的に検討しようとしている。そこで、子どものマルトリートメントの発生の説明に活用されている Bronfenbrenner (1977) の人間発達生態学理論と関連する先行研究に着目した。

Bronfenbrenner は、子どもの発達を考える際、子どもに直接的な影響を与える刺激だけではなく、子どもを取り巻く環境をもっと重視すべきであると主張し、発達の生態学理論を提案した。生態学 (ecology) とは、生物と環境の間の相互作用を扱う学問で、生物は環境に影響を与え、環境は生物に影響を与えるという視点に基づいている。従来の児童心理学の多くの研究は、子どもと刺激だけの関係のみに偏っていたし、臨床的な分野においても、子どもと母親だけの関係に目を向けていた。

そこで、Bronfenbrenner は、従来の心理学研究を批判し、子どもと環境との相互作用を重視することを主張した。彼は具体的に、その人を取り巻く環境を、ミクロシステム (Microsystem : immediate setting, activity), メゾシステム (Mesosystem : major settings, microsystem のひとつ、家族や教会、自助グループ、職場), エクソシステム (Exosystem : extension of the mesosystem, 地域やソーシャルネットワーク、政府機関), マクロシステム (Macro system : culture or subculture: 経済的・社会的・教育的・法的・政治的システム) に分け、多層的な同心円からなる「入れ子構造」と考えた。(庄司 2008 : 93-105)。

一方、Belsky (1980) の生態学的モデルは、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論を基礎として作られた包括的な枠組みで、児童虐待の発生を説明するのに広く活用されている理論的視点である。Belsky ら (1989) は、単一のモデル、単一の要因では虐待の発生は説明できないことを強調し、親と子どもの特性と社会的・文化的要因、家族状況を視野に入れたペアレンティング形成モデルを作成した(図2)。このモデルにおいて、ペアレンティング (parenting) は、親の育ちの歴史から生まれた親のパーソナリティー (personality) と子どもの特性 (子どもの発達状況、子どもの行動・器質) との相互作用から生まれる。なお、この両者に影響する社会的・文化的要因として、夫婦関係・家庭状況や仕事・経済的状況、ソーシャルネットワークが挙げられている。

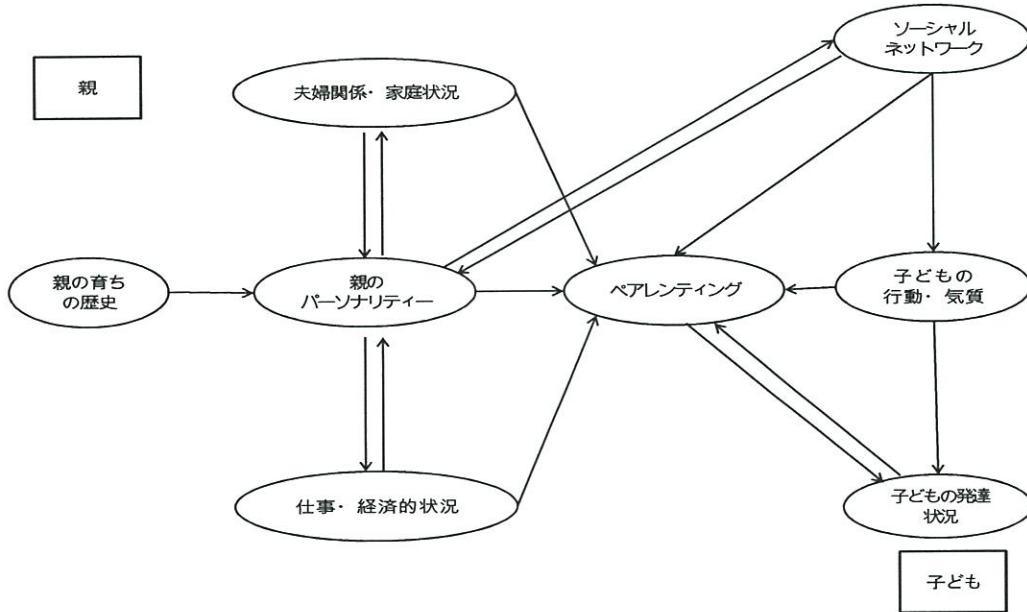


図2 Belskyのペアレンティング形成モデル

資料出所 : Belsky, J. and Vondra, J. (1989) Lesson from child abuse : the determinants of parenting, in D. Cicchetti and V. Carlson (eds.) ,Child Maltreatment, Cambridge: Cambridge University Press,153-202. (=2005, 田中康雄 「発達障害と児童虐待 (Maltreatment)」『子どもの虐待とネグレクト』7 (3)) より抜粋

さらに, Kaufman ら (1989) は, Belsky の生態学的モデルを踏まえ, マルトリーントメントのリスク因子と補償因子を取り入れ, マルトリーントメントの発生を説明している。Kaufman らは, Belsky の生態学的モデルに基づき, 4 つのレベルで, マルトリーントメントのリスク因子と補償因子を以下のように例示している (表 5)。

表5 虐待の決定因：補償因子とリスク因子

	個体発生 レベル	マイクロシステム レベル	エクソシステム レベル	マクロシステム レベル
補 償 因 子	高いIQ	健康な子どもたち	十分な社会的支援	地域の子どもと共に育てるという感覚を促進する暴力に反対する文化
	過去に受けた虐待の自覚	支持的な配偶者	ストレスフルな出来事が少ない	
	1人の親とのポジティブな関係	経済的な安定	強い、支持的な宗教活動	経済的な繁栄
	特別の才能	銀行に貯金がある	学校でのポジティブな経験、および良い仲間関	
	身体的な魅力 対人関係がよい		治療的な介入	
リ ス ク 因 子	虐待の受けた経験	夫婦の不仲	失業	体罰を容認する文化
	低い自己評価	問題行動をもった子ども	孤立、社会的支援が得られにくい	子どもを所有物とみなす文化
	対人関係がうまくない	未熟児、病気の子ども	子どものとき仲間関係がよくなかった	経済的不況
		単親		
		貧困		

資料出所 : Kaufman, J. and Zigler,E. (1989) The intergenerational transmission of child abuse, in D. Cicchetti and V. Carlson (eds.) ,Child Maltreatment, Cambridge, Cambridge University Press,129-50. (=2008, 庄司順一「第5章 子ども虐待はなぜ起こるのか」高橋重宏編『子どもの虐待（新版）』) より抜粋

各システムレベルには、さまざまなリスク因子と補償因子が存在している。リスク因子として、夫婦の不仲、貧困、失業、社会的孤立、子どもを所有物とみなす文化などが挙げられ、補償因子としては、支持的な配偶者、十分な社会的支援、ストレスフルな出来事が少ない、暴力に反対する文化、などが挙げられている。マルトリートメントの発生に結びつく可能性のある要因を、マルトリートメントのリスク因子というが、このリスク因子は、マルトリートメント発生の可能性を高める要因であり、「リスク因子」イコール「虐待の発生」とはいえない。それでは、同じリスク因子をもちながらも、マルトリートメントが発生する場合と発生しない場合がある。そこには、マルトリートメントの発生を抑止するよう働く要因があるからである。これを、補償因子という。

また, Fraser ら (=2009) は, Bronfenbrenner の人間発達生態学理論に基づきながらも, 新たにマルチシステムの視座を取り入れ, リスクとレジリエンス (resilience) の概念でマルトリートメントを説明している. Bronfenbrenner は, 子どもの社会的環境は相互依存的で入れ子状態の部分, つまり, システムによって構成されるものとして概念化しているが, Fraser ら (=2009) は, より簡潔なマルチシステムの視座を用いる.

その理由は, 家族より上位のレベルでは, システムの上位と下位の境を見極めることが非常に難しいため, 文脈的影響の入れ子構造を想定するよりも, 子どもに影響をもたらすリスクと防御的な諸条件を明らかにしている. Fraser ら (=2009) が用いる領域は, ①個人の心理社会的および生物学的特性, ②家族の要因, ③学校と近隣の要因を含む環境の条件である. システムにおける諸様式は, 互酬的な関係から生起するものと考え, 行動はシステムそのものの要素と, 周囲の生態学的環境とシステムの相互作用との力動的な相互作用の機能とみなされる. Thomlison (=2009) は, この 3 つの領域の諸条件から, 子どものマルトリートメントにおけるリスク要因と防御推進要因を以下のように例示している (表 6).

表6 子どものマルトリートメントにおけるリスク要因と防御推進要因

システム	リスク要因	防御推進要因
地域環境の諸条件	社会文化的な環境 ・近隣の犯罪と暴力の程度が高い ・近隣のやりとりが少ない、または良好でない	社会文化的な環境 ・安定性と凝集性のある近隣 ・ソーシャルサポートの強固な情報ネットワーク
家族と家族環境の諸条件	家族の生活とストレス ・長期の経済的な困窮状態 ・仕事上のストレスまたは失業 親の問題 ・物質乱用の親 ・精神障害、抑うつの親 家族のソーシャルサポート ・他者からのサポートがない ・夫婦間/対人関係の不調和 親の経験 ・養育歴のために、認識の仕方に歪みがある	家族の生活とストレス ・家族および夫婦間の調和 ・家族の結びつき 親の対処能力 ・良好な養育歴 ・心理面で健康な親 家族のソーシャルサポート ・家族、友人によるソーシャルサポートネットワーク ・夫婦間の支え合いが良好である
子どもの心理社会的、生物学的な諸条件	幼児期 ・発達上の問題 ・気性、行動、機嫌の面で扱いに 子どもの能力 ・健全な大人のモデルがない ・問題解決スキルが乏しい	幼児期 ・良好なまたは扱いやすい気質 ・母親への愛着が良好または安定している 子どもの能力 ・通常から平均以上の知的能力および言語スキル ・問題解決スキルについての対処能力がある

資料出所：Thomlison, B. 「第4章 子どもへの不適切なかかわりーリスクと防御推進要因の視座」

Fraser, M.W. ed. (2004) Risk & resilience in Childhood, An Ecological Perspective 2nd ed, NATIONAL ASSOCIATION OF SOCIAL WORKERS, INC. Washington DC U. S. A.
(=2009, 門永朋子・岩間伸之・山縣文治訳『子どものリスクとレジリエンスー子どもの力を活かす援助ー』) より一部省略・改変

Kaufman らのリスク因子と補償因子に比べると、より多くのリスク因子と補償因子が取り入れられており、それぞれの因子が細分化され、問題を焦点化しやすくなっている。マルトリートメントは一つの要因では説明ができず、むしろ、表6に挙げられているリスク要因の範囲から、マルトリートメントが生起する諸条件が生み出されているといえよう。

本研究ではこれらの先行研究 (Bronfenbrenner1977 ; Belsky1980 ; Kaufman ら 1989 ; Fraser ら=2009 ; Thomlison=2009) の結果を踏まえ、人間発達生態学理論と関連する先行研究を用いて、以下のような障害児のマルトリートメントにおけるリスク因子と補償因子を作成した（表7）。

表7 障害児のマルトリートメントにおけるリスク因子と補償因子

システム	リスク因子	補償因子
地域環境の諸条件	社会文化的環境 ・近隣とのやりとりがない ・専門機関とのつながりがない	社会文化的環境 ・近隣からのサポート ・専門機関とつながっている
家族と家族環境の諸条件	家族の生活とストレス ・経済的な困窮状態 ・失業 ・長時間の勤務 ・ひとり親世帯 ・子どもの数が多い 親の問題 ・情緒面の統制力が十分でない ・コミュニケーションスキルが低い	家族の生活とストレス ・良好な夫婦関係 ・経済的に安定している 親の対処能力 ・良好な養育歴 ・育児に対する肯定感 ・コミュニケーションスキルが高い
	家族のソーシャルサポート ・他者からのサポートがない ・夫婦間の不調和 ・夫の育児参加度が低い ・夫へのサポートの認知が低い ・育児ストレスが高い	家族のソーシャルサポート ・夫婦間の支え合いが良好である ・夫の育児参加度が高い ・夫へのサポートの認知が高い
	親の経験 ・葛藤状態、暴力の程度が高かった養育歴	
子どもの心理社会的、生物学的な諸条件	幼児期 ・障害の程度が重い 子どもの能力 ・コミュニケーションの手段が少ない ・コミュニケーションがとれない	幼児期 ・良好なまたは扱いやすい気質 子どもの能力 ・コミュニケーションの手段がある ・コミュニケーションが良好である

筆者作成

障害児家族のマルトリートメントの発生を説明するために、子どもの心理社会的・生物学的諸条件、家族と家族環境の諸条件、地域環境の諸条件のなかに存在するさまざまなりスク因子と補償因子をとりあげた。子どもの心理社会的・生物学的諸条件におけるリスク因子は、障害の程度が重いことやコミュニケーションの手段が少なく、コミュニケーションがうまくとれないことを挙げ、補償因子は、問題行動が少なく、扱いやすい気質であることや十分なコミュニケーション能力があることを挙げた。

しかし、子どもの心理社会的・生物学的諸条件を考慮するのは妥当であるが、マルトリートメントの問題に介入し、予防する際には、子どもの心理社会的・生物学的諸条件は変えられるものではない。家族と家族環境の諸条件におけるリスク因子は、家族の生活とストレス、親の問題、家族からのソーシャルサポート、親の経験と関連するマイナスの要因を挙げ、補償因子は家族の生活とストレス、親の対処能力、家族のソーシャルサポートと関連するプラスの要因を挙げた。地域環境の諸条件におけるリスク因子は、近隣とのやりとりが少なく、専門機関とのつながりがないことを挙げ、補償因子は、近隣からのサポートがあり、専門機関とのつながりがあることを挙げた。

しかし、先行研究の検討でも明らかにしたように、マルトリートメント発生の複数のリスク要因とその発生を阻止する補償要因が検討され、近年はマルトリートメントの発生プロセスの解明を志向した研究が進んでいるものの、障害児家族のマルトリートメントに関するメカニズムはいまだもって十分に解明されていない。本研究が喫緊の課題とする「知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因のメカニズム」の解明では、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究を援用できよう。そこで、本研究では、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントのメカニズムを解明するために、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究を援用して、「知的障害児の母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」と仮説を立てることとする。

第3節 Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデル

本研究では、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因のメカニズムについて仮説モデルを組み立て、仮説モデルのデータへの適合度を実証的に検討しようとしている。そこで、マルトリートメントの発生メカニズムについて言及している Lazarus

らのストレス認知理論 (Lazarus ら=1991) に基づく Hillson ら (1994) の児童虐待のストレスとコーピングモデルに着目した。

現在、ストレスに関する理論的研究において、中心的な役割を担っているのが、 Lazarus らのストレス認知理論であるが、ストレス認知理論モデルは、ストレスと認知された場面におけるさまざまな出来事がストレッサーとなり、ストレッサーの認知的評価・対処を通して適応していく過程を示したものである（図3）。

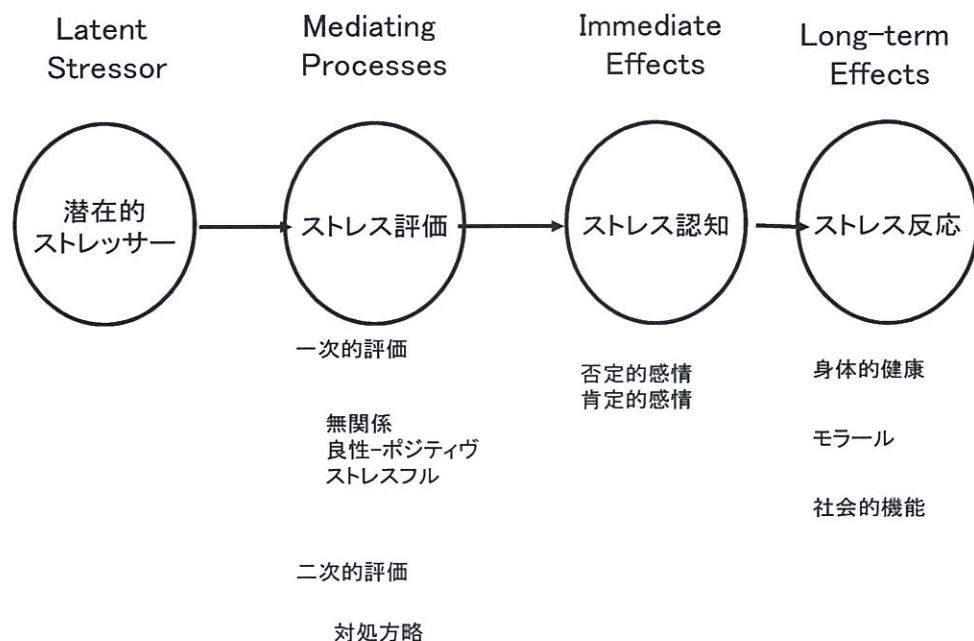


図3 Lazarus らのストレス認知理論

資料出所 : Lazarus, R.S. & Folkman , S. (1984) STRESS, APPRAISAL, AND COPING (=1991, 本明寛・春木豊・織田正美監訳『ストレスの心理学・認知的評価と対処の研究』) より引用

認知的評価・対処は、個人の要因および環境の要因という先行条件に影響され、また、個人の要因および環境の要因は相互関係の中で互いに依存しあうとされる。このプロセスの結果、心理的、身体的ストレス反応という長期的な適応または、不適応状態が生じる。ストレス認知理論は、ストレスの発生機序を理解し、ストレス反応の個人差を説明するものとして評価できる（長谷 2010）。

このストレス認知理論に基づき、児童虐待の発生を説明するために開発されたモデルが、Hillson ら (1994) の児童虐待のストレスとコーピングモデルである（図 4）。

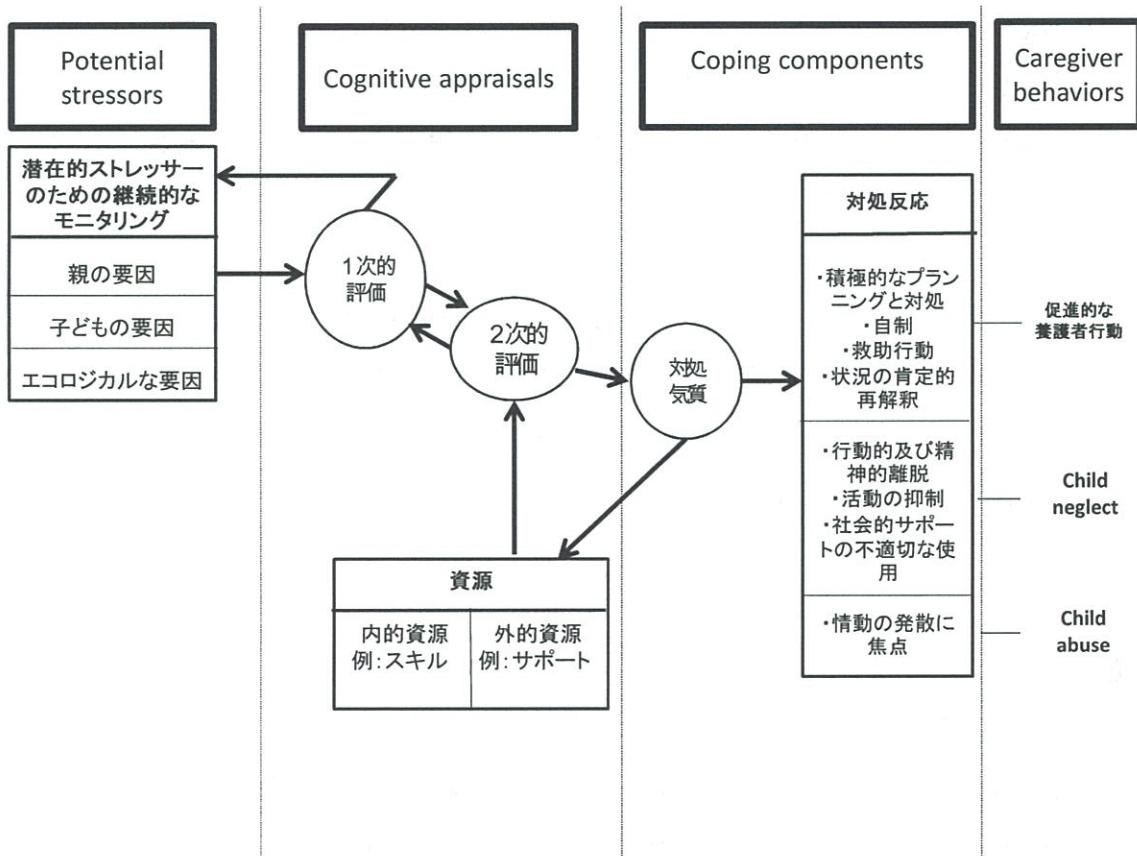


図 4 Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデル

資料出所: Hillson, J.C. and Kuiper, N.A. (1994) A stress and Coping Model and Child Maltreatment

より一部省略・改変

このモデルでは、母親は何らかの刺激（出来事）を経験し、それを否定的に評価（1次評価）し、この事態に対処するための技術や対処資源を考慮（2次評価）して、対処行動を選択し遂行する。その対処行動には、積極的なプランニングや回避、問題の解決や救助行動（help seeking）、状況の再解釈といった対処行動に加え、情動の発散手段としてのマルトリートメントが想定されている。加えて、このモデルでは適切な資源があれば、親は積極的なプランニングや回避などのような対処行動をとりやすくなり、逆に、マルトリートメントといった対処行動を軽減もしくは防止することも可能であると仮定されている。

唐 (2006) は、Hillson ら (1994) の児童虐待のストレスとコーピングモデルを参考に、乳幼児をもつ母親の子どものマルトリートメントの発生モデルを検討し、内的資源としての育児効力感と外的資源としての父親の育児サポートがマルトリートメントの実施頻度に影響を与えることを検証している。しかし、母親のストレス対処資源として育児効力感と夫の育児参加のみしか検討されておらず、マルトリートメントの発生における多くのリスク因子と補償因子を考慮したより包括的な枠組みで、さまざまな因子との関連性についても知見を重ねる必要があるといえよう。そこで、本研究は、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントのメカニズムを解明するために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用して、「母親のコミュニケーション能力が育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」と仮説を組み立てることとする。

第4節 研究の課題

本研究では、心理的マルトリートメントに関する先行研究を参照に、心理的マルトリートメントの構造に関する仮説モデルを立てることとする。また、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する要因のメカニズムに関する仮説モデルを立てることとする。本研究は知的障害児の母親を対象とし、心理的マルトリートメントを「養育者の作為及び、もしくは不作為の非身体的行為によって子どもに身体的及び、もしくは非身体的な影響が現れる蓋然性のある行為が繰り返されること」と操作的に定義した。

これらのことと仮定した上で、①「心理的マルトリートメントは、拒絶 (spurning)・人格の否定 (exploiting /corrupting)・威嚇 (terrorizing)・無視 (denying emotional responsiveness)・孤立化 (isolating) という要素からなる」という仮説モデル、②「母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」という仮説モデル、③「母親のコミュニケーション能力が直接的にまたは育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに影響する」という仮説モデル、④「夫の育児参加の頻度が母親の夫からの情緒的サポート認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響す

る」という仮説モデルを構築した。

これらの仮説モデルは、本研究の4つの課題、課題1：知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発（本論第6章）、課題2：知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係（本論第7章）、課題3：知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係（本論第8章）、課題4：夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係（本論第9章）をそれぞれ解明するために用いられる。本研究は、仮説モデルを検討し、課題を解明し、障害児家族支援への示唆を得ることを研究の目的とする。それぞれの仮説モデルは各章において図示する。

第4章 調査目的と解析方法

第1節 調査目的

本章では、序論において立てた4つの課題を検討するために、心理的マルトリートメントに関する先行研究、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用して仮説モデルを構築し、各モデルのデータへの適合度を構造方程式モデリングによって検討する。

第1に、「知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発」のために、知的障害児の母親を対象とした心理的マルトリートメント測定尺度を開発し、その妥当性と信頼性を検討することを目的とする。序論で述べたとおり、心理的マルトリートメントは他のタイプの虐待よりもより深刻な影響を子どもに与えるとされ、心理的マルトリートメントを児童虐待のコアであると指摘している (Garbarino ら 1986 ; Garrison 1987 ; Hart ら 1998)。しかし、心理的マルトリートメントの定義や概念に関するさまざまな議論が重ねられてきているものの、障害児の母親の心理的マルトリートメントを把握する適切な測定尺度が開発されていない。そこで、心理的マルトリートメントが児童虐待のコアであることを考慮して、障害児の母親の児に対する心理的マルトリートメントの発現傾向の正確な把握やその発生メカニズムの解明に資することを企図した測定尺度の開発を目的とする。

第2に、知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係の解明のために、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究を基礎とする「母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」とした因果関係モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに要素間の関連性について検討することを目的とする。子どものマルトリートメントの発生において、複数のリスク要因とその発生を阻止する補償要因が検討されているが、とりわけ、母親のストレス対処資源として育児効力感と夫の育児参加のみしか検討されていない。さらに母親の育児負担感は、従来の研究では、子どもへの虐待やネグレクトのリスク要因として位置づけられているが、その関連性はいまだ障害児の母親においては十分に実証されていない。そこで、知的障害児の母親の育児負担感が心理的マルトリートメントにどのような影響があるのかを明らかにすることが求められる。

第3に、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの

関係」の解明のために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを基礎とする「知的障害児の母親のコミュニケーション能力が育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」とした因果関係モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに要素間の関連性について検討することを目的とする。

障害児がマルトリートメントを経験する可能性の高い理由として、コミュニケーション能力の不足、自己保護能力の不足、マルトリートメントに対する理解不足とそれによる関連機関に報告する能力不足などの子ども自身の要因 (Knutson ら 1993; Sobsey ら 1997) と親の養育ストレスなどの外部的要因が指摘されている (Sobsey ら 1997). 一方、一般的に知的障害があると、幼児期は言葉の遅れ、落ち着きの無さ等が顕在化しやすい傾向にあり (高橋ら 2002), コミュニケーションが困難であるため対人関係を結びにくいことが知られており、特に自閉症児は、情緒的な交流に障害があり他者と関わることを目的とした行動が少ないと言われている (小林 1999). 蓬郷ら (1987) は、自閉症児にみられるコミュニケーションや社会性の問題が母親のストレスを増大するとし、母親の精神的な負担感が大きいと考察している。

しかし、障害児の母親の先行研究は、母親の心的状態や母親の環境に焦点を当てた研究がほとんどで、コミュニケーションに困難性を持つ知的障害児のコミュニケーションを考える際、他者、とりわけ、母親の関わりの重要さが示唆されるが、母親のコミュニケーション能力を検討した実証的研究は少ない。さらに障害児がマルトリートメントを経験する可能性の高い理由として障害児のコミュニケーション能力の不足が指摘されているもの (Knutson ら 1993; Sobsey ら 1997), その母親のコミュニケーション能力は育児負担感と心理的マルトリートメントにどう影響するのか、といった検討は十分ではない。そこで、知的障害児の母親のコミュニケーション能力が心理的マルトリートメントにどのような影響があるのかを明らかにすることが求められる。

第 4 に、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係」の解明のために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを基礎とする「夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」とした因果関係モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに変数間の関連性について検討することを目的とする。

障害児の父親に関する調査研究は、2000年代に入り、散見されるようになってきたが、これらの研究は、障害児の父親の育児体験（田中2007）や育児意識（澤江2000；田中2006；小島ら2007；三原ら2010）に限定されたものである。重症心身障害児の父親の育児体験では、子どもの養育に対する父親の積極的なかかわりが母親の心理的負担を軽減することが、障害児の父親の育児意識では、母親の育児に対する父親の精神的サポートの役割の重要性が指摘されているものの、障害児の父親の育児参加と夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が、育児負担感と心理的マルトリートメントにどう影響するのか、といった検討はほとんどなされていない。

そこで、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が心理的マルトリートメントにどのような影響があるのかを明らかにすることが求められる。

第2節 仮説モデルと操作

「心理的マルトリートメント」について操作的定義を行い、その上で、第1の仮説モデルは、「心理的マルトリートメント」として（「拒絶（spurning）」「人格の否定（exploiting/corrupting）」「威嚇（terrorizing）」「無視（denying emotional responsiveness）」「孤立化（isolating）」）を想定した（図5）。

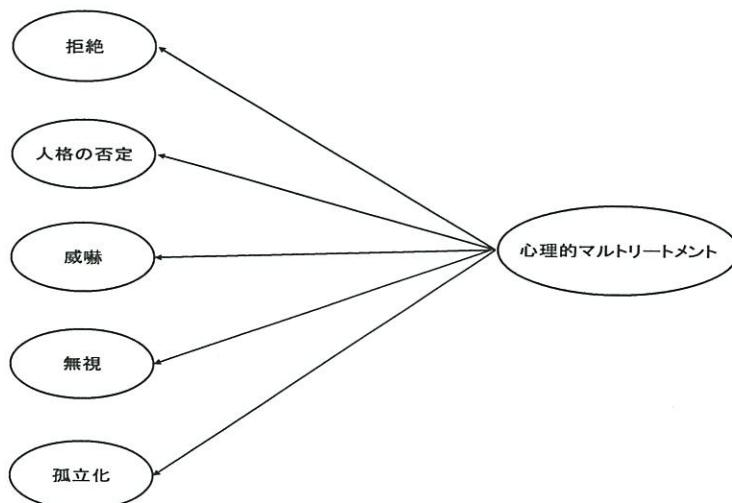


図5 心理的マルトリートメントの構造に関する仮説モデル

第 2 の仮説モデルは、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究 (Belsky 1980 ; Kaufman ら 1989 ; Thomlison 2004) を援用して、「母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」との仮説を立てた。このとき、統制変数として母親の要因（年齢、児の数、学歴）、障害児の要因（年齢、性別、障害程度）、世帯構成、母親のコミュニケーション能力と攻撃性、夫の情緒的サポートに関する母親の認知を投入した。このうち、母親と障害児の要因については、母親の育児負担感とマルトリートメントの両方に関係する変数であるという従来の研究成果 (Belsky 1980; 小椋ら 1980; 稲浪 1994) を援用し因果関係モデルに投入した。母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの間に直接的な関係があるという研究がなされていないことを考慮し、因果関係モデルに投入した。母親の攻撃性とマルトリートメントの間に直接的な関係があるという研究を (Haskett ら 1991; 西澤 1994; 中嶋 2004) を考慮し、因果関係モデルに投入した。夫の情緒的サポートに関する母親の認知については、障害児の父親の情緒的サポートに関する母親の認知が育児負担感に影響するとする知見 (田口ら 2003) を考慮し、因果関係モデルに投入した。前記概念的枠組みは図 6 に示した。

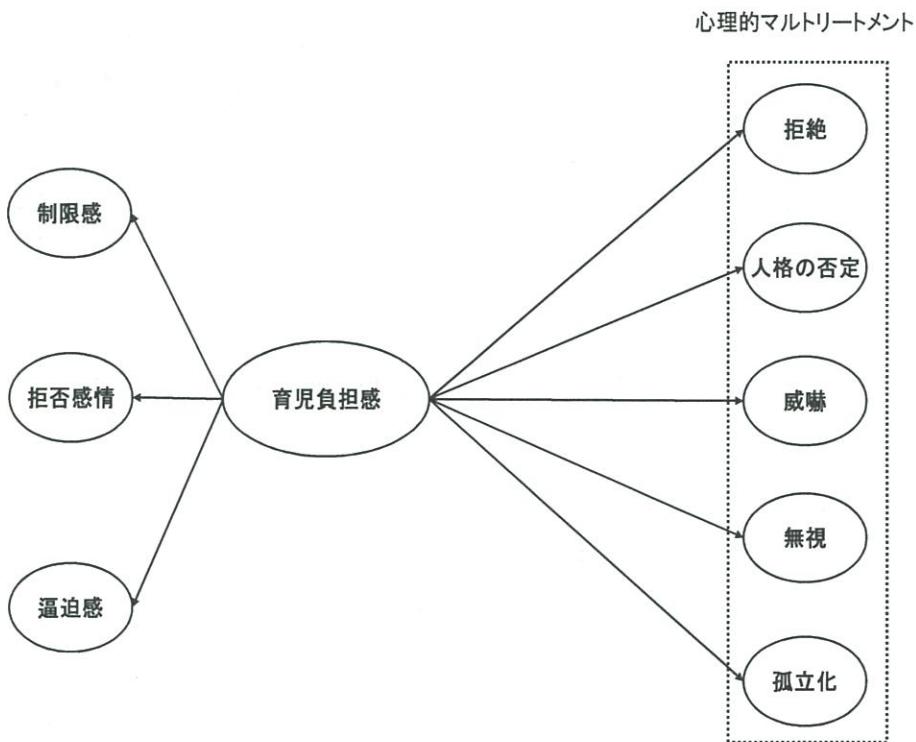


図 6 母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係

第3の仮説モデルは、 Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待発生プロセスモデルを援用して、「母親のコミュニケーション能力が直接的にまたは育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに影響する」との仮説を立てた。このとき、母親の育児負担感を独立変数、心理的マルトリートメントを従属変数、母親のコミュニケーション能力を統制変数として構成した。母親のコミュニケーション能力と児に対する心理的マルトリートメントの間に直接的な関係があるという研究はなされていないが、本研究では親の対処能力のひとつであるコミュニケーション能力を因果関係モデルに投入した。前記概念的枠組みは図7に示した。

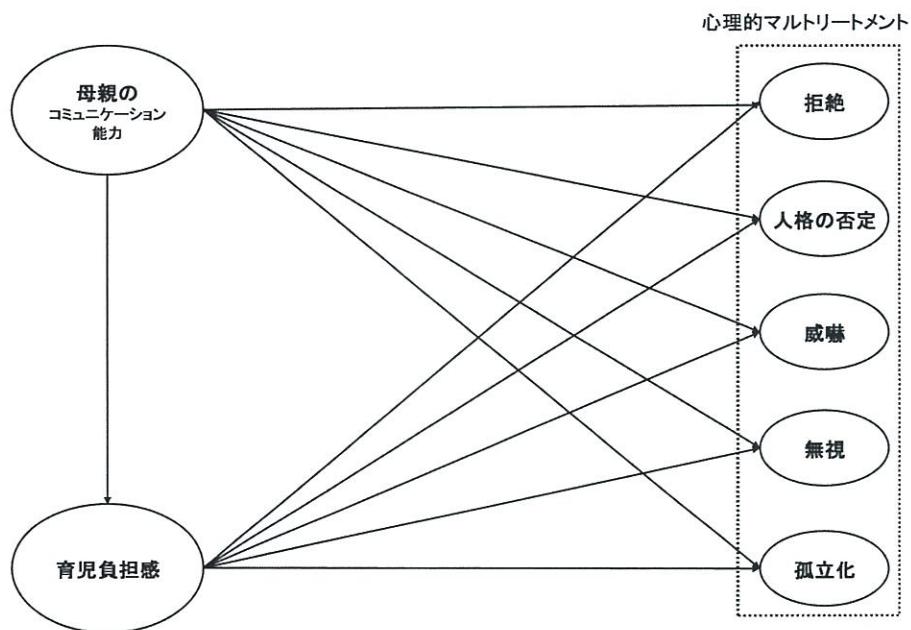


図7 母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係

第4の仮説モデルは、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用して、「夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」との仮説を立てた。夫の情緒的サポートに関する母親の認知については、障害児の夫の情緒的サポートに関する母親の認知が育児負担感に影響するとする知見（田口ら 2003）を考慮し、因果関係モデルに投入した。前記概念的枠組みは図8に示した。

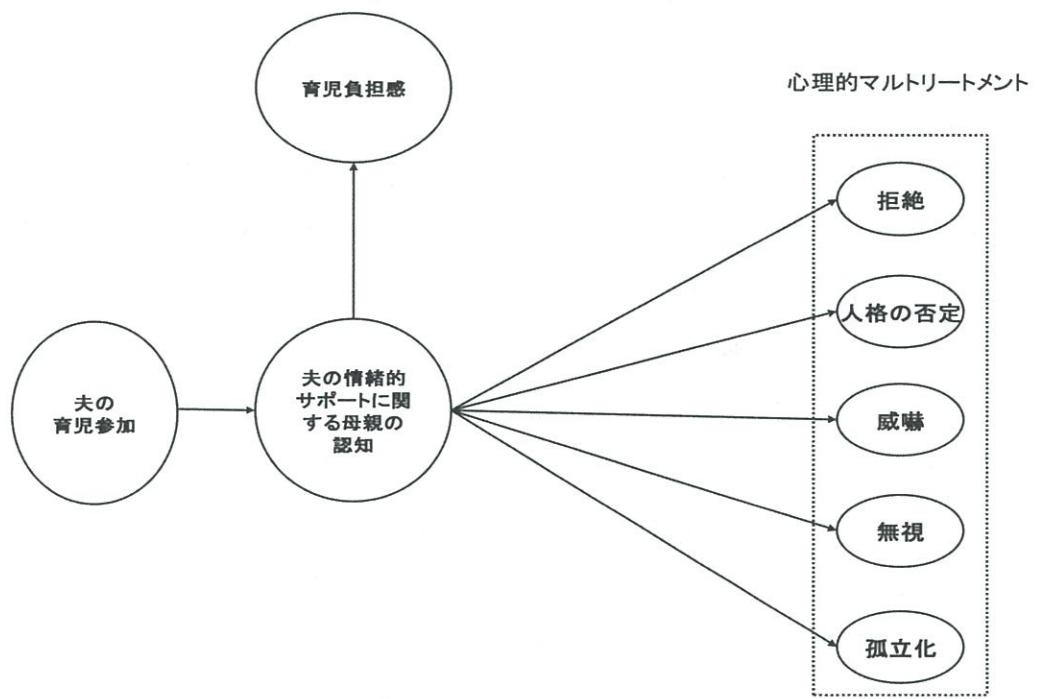


図8 夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と
心理的マルトリートメントの関係

第3節 解析方法

分析には、「SPSS12.0J」と「Mplus2.14」を使用し構造方程式モデリングで検討した。構造方程式モデリング (Structural Equation Modeling : SEM) は、共分散構造分析とも呼ばれ、観測データの背後にあるさまざまな要因の関係を分析する統計手法である。構造方程式モデリングでは、潜在変数（目には見えないけれども現象の説明のためには欠かせない概念であり、心理学では「構成概念」と呼ばれる）と観測変数（観測によって得られるデータ）の関係を、円と四角、矢印を使って表現したパス図を用いて、観測データの背後にあるさまざまな要因の関係を表現し、社会現象や自然現象を理解する（小松 2007）。

本研究では、複数の測定項目から構成される潜在変数である「心理的マルトリートメント」と、「育児負担感」「コミュニケーションの能力」「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」の関連を分析する。仮説モデルは Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、先行研究との関連の整合性を考慮して構築

した。したがって、本研究において構築された仮説モデルが採択された場合には、潜在変数である「心理的マルトリートメント」と、「育児負担感」「コミュニケーションの能力」「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」の関連を説明できると考えられる。すなわち、「育児負担感、コミュニケーションの能力、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連すること」は、「知的障害児の母親のマルトリートメントを予防し、障害児家族を支援していくこと」を促進することが期待される。

本研究における4つの仮説モデル、①「心理的マルトリートメントは、拒絶 (spurning)・人格の否定 (exploiting /corrupting)・威嚇 (terrorizing)・無視 (denying emotional responsiveness)・孤立化 (isolating) という要素からなる」という仮説モデル、②「母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」という仮説モデル、③「母親のコミュニケーション能力が直接的にまたは育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに影響する」という仮説モデル、④「夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」という仮説モデルは、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントの構造の明確化と、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因の明確化に用いられた。

本研究の統計解析は、第1の仮説モデルにおいては、心理的マルトリートメントは、拒絶 (spurning)・人格の否定 (exploiting /corrupting)・威嚇 (terrorizing)・無視 (denying emotional responsiveness)・孤立化 (isolating) という要素からなるモデルを仮定し、そのデータへの適合度を構造方程式モデリングで検討した。このときの因子構造モデルに関しては従来の研究成果（唐ら 2005；柳ら 2007）を参考に斜交因子構造モデルとした。また、外的基準に関しては、従来の研究において虐待との関連性が指摘されている障害児の個人特性（年齢、性別、障害の程度、問題行動、コミュニケーション能力）を取り上げ、それらを独立変数とする MIMIC (Multiple Indicators Multiple Causes) モデルのデータへの適合性を検討した。

第2の仮説モデルにおいては、母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響するモデルを仮定し、そのデータへの適合度を構造方程式モデリングで検討した。このとき、統制変数として母親の年齢（連続変数）、児の数、学歴（0点：小学校～5点：大学院）、障害児の性別（0点：女児、1点：男児）、児の年齢（連続変数）、障害程度（0点：それ以

外, 1点: 重度), 世帯構成 (0点: 2世代家族, 1点: 3世代家族), 母親のコミュニケーション能力と攻撃性, 夫の情緒的サポートに関する母親の認知を投入した

第3の仮説モデルにおいては, 障害児の母親のコミュニケーション能力が直接的に, または育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメント傾向に影響するモデルを仮定し, そのデータへの適合度を構造方程式モデリングで検討した.

第4の仮説モデルにおいては, 夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し, さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響するモデルを仮定し, そのデータへの適合度を構造方程式モデリングで検討した.

適合度の判断には, CFI (Comparative Fit Index=比較的適合度指標) と RMSEA (Root Mean Square Error of Approximation=平均二乗誤差平方根) を用いた. 一般に CFI は 0.90 以上, RMSEA は 0.08 以下であれば適合度が高いとされているが, RMSEA が 0.10 以上であればそのモデルを採択すべきではないとされている (豊田 1998; 山本ら 1999; 田部井 2001). なお, パラメータの推定には重み付け最小二乗法の拡張法 (WLSMV) を採用した. 推定されたパス係数の統計学的な有意性については, 非標準化係数を標準誤差で除した値 (以下, t 値) を参考に, その絶対値が 1.96 以上 (5%有意水準) を示した場合に統計学的に有意と判断した.

第6章 知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発

本章では、本研究の課題に取り組むために、障害児家族におけるマルトリートメント予防のための基礎的資料を得るために道具の開発を企図し、障害児の母親の児に対する心理的マルトリートメントの測定尺度を開発し、その妥当性と信頼性を検討する。

第1節 調査対象と方法

1-1 対象

調査は10地域（福岡、愛媛、京都、新潟、和歌山、兵庫、大阪、広島、山口、奈良）の知的障害児通園施設12カ所を利用している世帯のうち、あらかじめ施設責任者からの連絡を受けて調査を承諾した母親を対象に実施した。前記の連絡にあたっては、研究目的、倫理的配慮等について記載した依頼書を世帯ごとに送付し、同意が得られた場合にのみ調査に参加して頂けるよう依頼した。ただし調査票の配布時点で納得が得られない場合は調査への参加を拒否してもよいことを同封の依頼文書に示した。

調査の実施には同志社大学の倫理審査委員会の審査申請・承認を得た（2010年：申請番号1023）。調査期間は、2010年11月～2011年1月である。解析対象は、回収された278人（配布数472部で回収率は58.9%）のデータのうち、療育手帳を保持する知的障害児の母親215人を選定し、かつ前記の調査項目に欠損値を有さない163人の母親のデータを用いた。

1-2 調査内容

調査内容は母親の属性（年齢、児の数）、児の属性（性、年齢、障害の程度、問題行動、コミュニケーション能力）、母親の児に対する心理的マルトリートメントで構成し、いずれの内容も母親に回答を求めた。

前記調査内容のうち、「問題行動」は、種子田ら（2003）が開発した「問題行動指標」を用いた。この尺度は「感情統制困難」「奇妙な行動」「人間関係の維持困難」の3因子9項目で構成されており、各質問項目に対する回答と数量化は、「0点：全くない」「1点：月に1～2回程度」「2点：週に1回ぐらい」「3点：週に2～3日程度」「4点：ほぼ毎日」の5件法で求め、得点が高いほど、児の問題行動が多いことを意味している。

「児のコミュニケーション能力」は、坂口（2006）の「障害の重い子どものコミュニケーション評価と目標設定」を参考に、「ことばでやりとりできますか」「アイコンタクトはとれますか」「発声はありますか」「人と呼応する様子が見られますか」の4項目で構成した。各質問項目に対する回答と数量化は、「0点：全くない」「1点：時々ある」「2点：しばしばある」の3件法で求め、得点が高いほど、児のコミュニケーション能力が高くなるようになっている。

心理的マルトリートメントは、従来の研究（Garbarino ら 1986；Hart ら 1987；AP SAC 1995;=2008）に共通していた心理的マルトリートメントを構成する5つの因子（「拒絶（spurning）」「人格の否定（exploiting /corrupting）」「威嚇（terrorizing）」「無視（denying emotional responsiveness）」「孤立化（isolating）」）を基礎に、それら因子に所属する調査項目を従来の研究業績（高橋ら 1995；花田ら 2003；大原 2003；唐ら 2005）も参考にしつつ、また可能な限り内容が重複せずより適切であると推察される項目を、しかも因子間の得点の比較も可能なように同数となるようにとりまとめ、最終的に15項目を調査に使用した。

具体的には、心理的マルトリートメントの因子「拒絶」（これは、子どもを拒絶したりけなしたりする養育者の言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、「Y1.お子さんに傷つくようなことを言うことがある」「Y2.お子さんに‘あなたなんて・・・’というような否定的なことばをかけることがある」「Y3.お子さんに他の子どもと比較するようなことを言うことがある」の3項目、また因子「人格の否定」（これは、養育者が過干渉や自律性を剥奪すること、また発達年齢に不似合いな行動を示すといった子どもの人格を否定するような言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、「Y4.お子さんに細かく指示することがある」「Y5.お子さん自身が決めたことを（お子さんにとって危険な状況は除く）認めないことがある」「Y6.お子さんの年齢にふさわしくない赤ちゃん扱いをすることがある」の3項目、さらに因子「威嚇」（これは、子どもに大切なものを棄てたり脅かすことで恐怖心を引き起こす養育者の言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、「Y7.お子さんを大声で叱ることがある」「Y8.お子さんに感情的にあたってしまう」「Y9.お子さんの大事にしているおもちゃを捨てることがある」の3項目、またさらに因子「無視」（これは、子どもが関係を持とうとする試みや欲求を無視する（子どもに感情を示したり、世話をしたり、愛情を示さない）ことや、子どもとの関わりの中で全く感情を表出しない養育者の言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、

「Y10.お子さんが泣いても放っておくことがある」「Y11.お子さんからの要求や訴えを聞かないことがある」「Y12.お子さんが一生懸命なにかをやり遂げようとしている時に、励まないことがある」の3項目、最後の因子「孤立化」（これは、家庭の内外で友だちや大人とつきあつたり話をする欲求をかなえるような機会を常に子どもに与えようとしない養育者の言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、「Y13.お子さんに家族以外の人との交流の機会を与えないことがある」「Y14.お子さんの自由な行動を（お子さんにとて危険な状況は除く）制限することがある」「Y15.お子さんに親の心配するような子と遊ぶのを禁止することがある」の3項目で構成した。各質問項目に対する回答は5件法（「0点：まったくない」「1点：たまにある」「2点：時々ある」「3点：しばしばある」「4点：いつもある」）で尋ねた。

1-3 分析方法

統計解析では、まず、前記の心理的マルトリートメント5因子（「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」）から構成される「(障害児の母親の) 心理的マルトリートメントに関する測定尺度」（以下、「心理的マルトリートメント測定尺度」）の妥当性と信頼性について検討した。前記尺度の妥当性は、因子構造モデルならびに外的基準との関連といったふたつの側面での構成概念妥当性を検討した。このときの因子構造モデルに関しては従来の研究成果（唐ら 2005；柳ら 2007）を参考に斜交因子構造モデルとした。また、外的基準に関しては、従来の研究において虐待との関連性が指摘されている障害児の個人特性（年齢、性別、障害の程度、問題行動、コミュニケーション能力）を取り上げ、それらを独立変数とする MIMIC (Multiple Indicators Multiple Causes) モデルのデータへの適合性を検討した。

種子田ら（2003）が開発した「問題行動指標」については因子構造モデルの側面から見た構成概念妥当性がすでに検討されているが、「コミュニケーション能力測定尺度」については、いまだそのような検討がなされていないことを考慮して、問題行動指標は因子構造モデルの側面からみた構成概念妥当性の交差妥当性を、またコミュニケーション能力測定尺度は因子構造モデルの側面からみた構成概念妥当性についての検討を、MIMIC モデルの解析に先立って行うものとした。なお、前記 MIMIC モデルのデータへの適合性と変数間の関連性の検討に際しては、児の性別については男性を「1」、女性を「0」とカテゴリ化

し、また障害程度については重度を「1」、その他を「0」とカテゴリ化し、さらに年齢は「年」を単位とする数値を、最後に、児の問題行動とコミュニケーション能力に関しては妥当性と信頼性が確認された項目の合計点を用いるものとした。母親の児に対する心理的マルトリートメントに関する測定尺度、児の問題行動ならびにコミュニケーション能力に関する測定尺度の信頼性はいずれも内的整合性に着目し、クロンバッックの α 信頼性係数で検討した。心理的マルトリートメントに関する測定尺度における5因子斜交因子構造モデルならびにMIMICモデルのデータへの適合性は、CFI(Comparative Fit Index)とRMSEA(Root Mean Square Error of Approximation)で判定した。通常、CFIは0.90以上、RMSEAは0.08以下であれば、そのモデルがデータに適合していると判断される。相関係数の算出には多分相関係数(polytrophic correlation coefficient)を用い、またパラメータの推定には重み付け最小二乗法の拡張法(WLSMV)を採用した。推定されたパス係数の統計学的な有意性については、非標準化係数を標準誤差で除した値(以下、 t 値)を参考に、その絶対値が1.96以上(5%有意水準)を示した場合に統計学的に有意と判断した。

第2節 結果

2-1 対象者の属性の分布

対象者の属性分布は表8に示した。障害児の母親の年齢の平均値は35.7歳で、標準偏差は4.6、範囲は21-47歳であった。子どもの数は、「2人」が最も多く、75人(46.0%)であった。次いで、「1人」が58人(35.6%)、「3人」が23人(14.1%)、「4人」が6人(3.7%)、「5人」が1人(0.6%)の順であった。

児の年齢の平均値は4.1歳、標準偏差が1.0、範囲が1-6歳であった。児の性別分布は「男児」が119人(73.0%)、「女児」が44人(27.0%)であった。障害の程度は「重度」が50人(30.7%)、「その他」が113人(69.3%)であった。

2-2 各測定尺度の妥当性と信頼性の検討

児の問題行動に関する母親の回答分布は表9に示した。回答「ほぼ毎日」に着目すると、「Xa5.口に関する癖(指しゃぶり、爪かみ、何でも口にいれるなど)」が75人(46.0%)と最も多く、次いで「Xa3.こだわりが強い」が72人(44.2%)、「Xa7.常同行動(首をふ

る, ぐるぐるまわる, 手を合わせるなど)」と「集団行動がとれない(他児と遊べない, 集団に入れないなど)」がそれぞれ 43 人 (26.4%) の順であった。問題行動指標の因子構造モデル(「感情統制困難」「奇妙な行動」「人間関係の維持困難」の 3 因子で構成される二次因子構造モデル)のデータへの適合性は, CFI が 0.969, RMSEA が 0.080 であり, また, クロンバッックの α 信頼性係数は 0.768 となっていた。問題行動の平均値は 15.7 点(標準偏差 8.4) であった。

児のコミュニケーション能力に関する母親の回答分布は表 10 に示した。回答「しばしばある」に着目すると、「Xb3.発声はありますか」が最も多く 119 人 (73.0%), 次いで「Xb2.アイコンタクトはとれますか」が 54 人 (33.1%), 「Xb4.人と呼応する様子が見られますか」が 51 人 (31.3%), 「Xb1.ことばでやりとりできますか」が 49 人 (30.1%) の順であった。本尺度の構成概念妥当性(因子的妥当性)と内的整合性(信頼性)について、それぞれ確証的因子分析とクロンバッックの α 信頼性係数により検討した。コミュニケーション能力測定尺度の 1 因子構造モデルのデータへの適合性は, CFI が 0.995, RMSEA が 0.076, クロンバッックの α 信頼性係数は 0.784 であった。障害児のコミュニケーション能力の平均値は 4.2 点(標準偏差 2.6) であった。

表 8 対象者の属性分布 (n=163)

単位:名(%)			
母親の年齢	平均±SD(範囲)	35.7歳±4.6	(21-47歳)
子どもの数			
1人	58	(35.6)	
2人	75	(46.0)	
3人	23	(14.1)	
4人	6	(3.7)	
5人	1	(0.6)	
児の年齢	平均±SD(範囲)	4.1歳±1.0	(1-6歳)
児の性別			
男	119	(73.0)	
女	44	(27.0)	
障害の程度	重度	50	(30.7)
	その他	113	(69.3)

表9 児の問題行動に関する母親の回答分布 (n=163)

質問項目	回答カテゴリ				
	全くない	月に1-2回程度	週に1回くらい	週に2-3日程度	ほぼ毎日
【感情統制困難】					
Xa1 奨勵をし、パニックを起こす	65 (39.9)	34 (20.9)	30 (18.4)	25 (15.3)	9 (5.5)
Xa2 奇声・大声をあげる	50 (30.7)	27 (16.6)	19 (11.7)	27 (16.6)	40 (24.5)
Xa3 こだわりが強い	33 (20.2)	23 (14.1)	20 (12.3)	15 (9.2)	72 (44.2)
Xa4 恐がり、反抗、人見知りをする	48 (29.4)	29 (17.8)	22 (13.5)	41 (25.2)	23 (14.1)
【奇妙な行動】					
Xa5 口に関する癖(指しゃぶり、爪かみ、何でも口にいれるなど)	48 (29.4)	9 (5.5)	14 (8.6)	17 (10.4)	75 (46.0)
Xa6 自傷(指を噛む、頭を叩く、引っかく、手髪を抜くなど)	99 (60.7)	22 (13.5)	8 (4.9)	12 (7.4)	22 (13.5)
Xa7 常同行動(首をふる、ぐるぐるまわる、手を合わせるなど)	74 (45.4)	13 (8.0)	16 (9.8)	17 (10.4)	43 (26.4)
【人間関係の維持困難】					
Xa8 対人関係が希薄	72 (44.2)	19 (11.7)	23 (14.1)	18 (11.0)	31 (19.0)
Xa9 集団行動がとれない(他児と遊べない、集団に入れないと)	57 (35.0)	21 (12.9)	13 (8.0)	29 (17.8)	43 (26.4)

表10 児のコミュニケーション能力に関する母親の回答分布 (n=163)

質問項目	回答カテゴリ		
	全くない	時々ある	しばしばある
Xb1 ことばでやりとりできますか	88 (54.0)	26 (16.0)	49 (30.1)
Xb2 アイコンタクトはとれますか	74 (45.4)	35 (21.5)	54 (33.1)
Xb3 発声はありますか	20 (12.3)	24 (14.7)	119 (73.0)
Xb4 人と呼応する様子が見られますか	65 (39.9)	47 (28.8)	51 (31.3)

児に対する母親の心理的マルトリートメントに関する回答分布は表 11 に示した。回答「しばしばある」と「いつもある」に着目すると、「Y7.お子さんを大声で叱ることがある」が 54 人 (33.1%) と最も多く、次いで「Y8.お子さんに感情的にあたってしまう」が 30 人 (18.4%)、「Y4.お子さんに細かく指示することがある」と「Y6.お子さんの年齢にふさわしくない赤ちゃん扱いをすることがある」がそれぞれ 25 人 (15.3%) の順であった。

表 11 母親の心理的マルトリートメントに関する回答分布 (n=163)

質問項目	回答カテゴリ					<単位:名(%)>
	全くない	たまにある	時々ある	しばしばある	いつもある	
【拒絶】						
y1 お子さんに傷つくようなことを言うことがある	44 (27.0)	89 (54.6)	17 (10.4)	8 (4.9)	5 (3.1)	
y2 お子さんに「あなたなんて…」というような否定的なことはをかけることがある	111 (68.1)	37 (22.7)	7 (4.3)	6 (3.7)	2 (1.2)	
y3 お子さんに他の子どもと比較するようなことを言うことがある	89 (54.6)	57 (35.0)	10 (6.1)	6 (3.7)	1 (0.6)	
【人格の否定】						
y4 お子さんに細かく指示することがある	47 (28.8)	59 (36.2)	32 (19.6)	17 (10.4)	8 (4.9)	
y5 お子さん自身が決めたことを(お子さんにとって危険な状況は除く)認めないことがある	31 (19.0)	89 (54.6)	34 (20.9)	7 (4.3)	2 (1.2)	
y6 お子さんの年齢にふさわしくない赤ちゃん扱いをすることがある	48 (29.4)	58 (35.6)	32 (19.6)	19 (11.7)	6 (3.7)	
【威嚇】						
y7 お子さんを大声で叱ることがある	8 (4.9)	63 (38.7)	38 (23.3)	39 (23.9)	15 (9.2)	
y8 お子さんに感情的にあたってしまう	18 (11.0)	81 (49.7)	34 (20.9)	22 (13.5)	8 (4.9)	
y9 お子さんの大事にしているおもちゃを捨てることがある	137 (84.0)	18 (11.0)	6 (3.7)	1 (0.6)	1 (0.6)	
【無視】						
y10 お子さんが泣いても放っておくことがある	43 (26.4)	74 (45.4)	31 (19.0)	9 (5.5)	6 (3.7)	
y11 お子さんからの要求や訴えを聞かないことがある	44 (27.0)	84 (51.5)	22 (13.5)	12 (7.4)	1 (0.6)	
y12 お子さんが一生懸命にかをやり遂げようとしている時に、励まらないことがある	132 (81.0)	25 (15.3)	5 (3.1)	0 (0.0)	1 (0.6)	
【孤立化】						
y13 お子さんに家族以外の人との交流の機会を与えないことがある	125 (76.7)	25 (15.3)	10 (6.1)	2 (1.2)	1 (0.6)	
y14 お子さんの自由な行動を(お子さんにとって危険な状況は除く)制限することがある	51 (31.3)	82 (50.3)	20 (12.3)	7 (4.3)	3 (1.8)	
y15 お子さんに親の心配するような子と遊ぶのを禁止することがある	136 (83.4)	21 (12.9)	2 (1.2)	2 (1.2)	2 (1.2)	

障害児の心理的マルトリートメント測定尺度の5因子斜交因子構造モデルのデータへの適合性は CFI が 0.955, RMSEA が 0.080 であった（図 9）。また、障害児の母親の心理的マルトリートメント測定尺度のクロンバッックの α 信頼性係数は、因子「拒絶」が 0.796, 因子「人格の否定」が 0.368, 因子「威嚇」が 0.625, 因子「無視」が 0.719, 因子「孤立化」が 0.526 であった。因子別に平均値を算出すると、因子「拒絶」が 2.1 点（標準偏差 2.2）、因子「人格の否定」が 3.7 点（標準偏差 2.1）、因子「威嚇」が 3.7 点（標準偏差 2.1）、因子「無視」が 2.4 点（標準偏差 2.0）、因子「孤立化」が 1.5 点（標準偏差 1.6）であった。

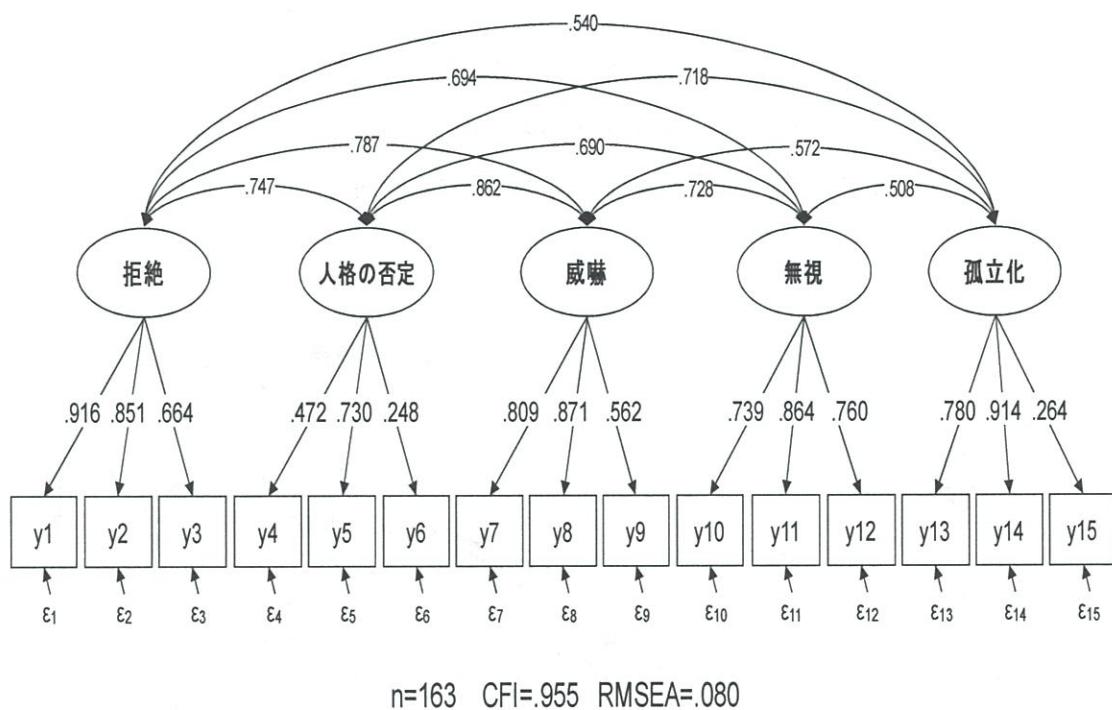


図 9 障害児の心理的マルトリートメント測定尺度の 5 因子斜交因子構造モデル

2-3 因果関係モデルの適合度と変数間の関連性の検討

児の年齢、性別、障害程度、問題行動、コミュニケーション能力を独立変数、心理的マルトリートメントを従属変数とする MIMIC (Multiple Indicators Multiple Causes) モデルのデータへの適合性を検討した。その結果、CFI は 0.927, RMSEA は 0.083 であった（図 10）。また、前記の独立変数から心理的マルトリートメントの各因子に向かうパス係数みると、その値は統計学的にすべての項目において有意な水準を満たしていた。年齢は因

子「無視」($\beta = .155$) に関連し、障害児の年齢が高いほどその因子得点は高かった。性別は因子「威嚇」($\beta = .191$) に関連し、女児に比して男児がその因子得点が高い傾向にあつた。障害程度は、因子「人格の否定」($\beta = -.277$) に関連し、その因子得点については「重度」の児に比して知的障害の程度が「その他」に属しているより軽度の児において高くなる傾向を示していた。障害児の問題行動は心理的マルトリートメントを構成する 5 因子すべてに関連し ($\beta = .233 \sim .329$)、問題行動の頻度が多いほど母親の心理的マルトリートメントの得点は高くなる傾向にあった。児のコミュニケーション能力に関しては、因子「人格の否定」($\beta = .251$) と因子「無視」($\beta = .165$) に関係し、コミュニケーション能力の得点が高いほど、それらの因子得点は高い傾向にあった。障害児の属性による心理的マルトリートメントに対する説明率は、9.5%~20.4%であった。なお、独立変数として取り上げた問題行動とコミュニケーション能力の間には負の相関関係 ($r = -.342$) が認められ、コミュニケーション能力が高くなると問題行動は軽減する傾向にあった。

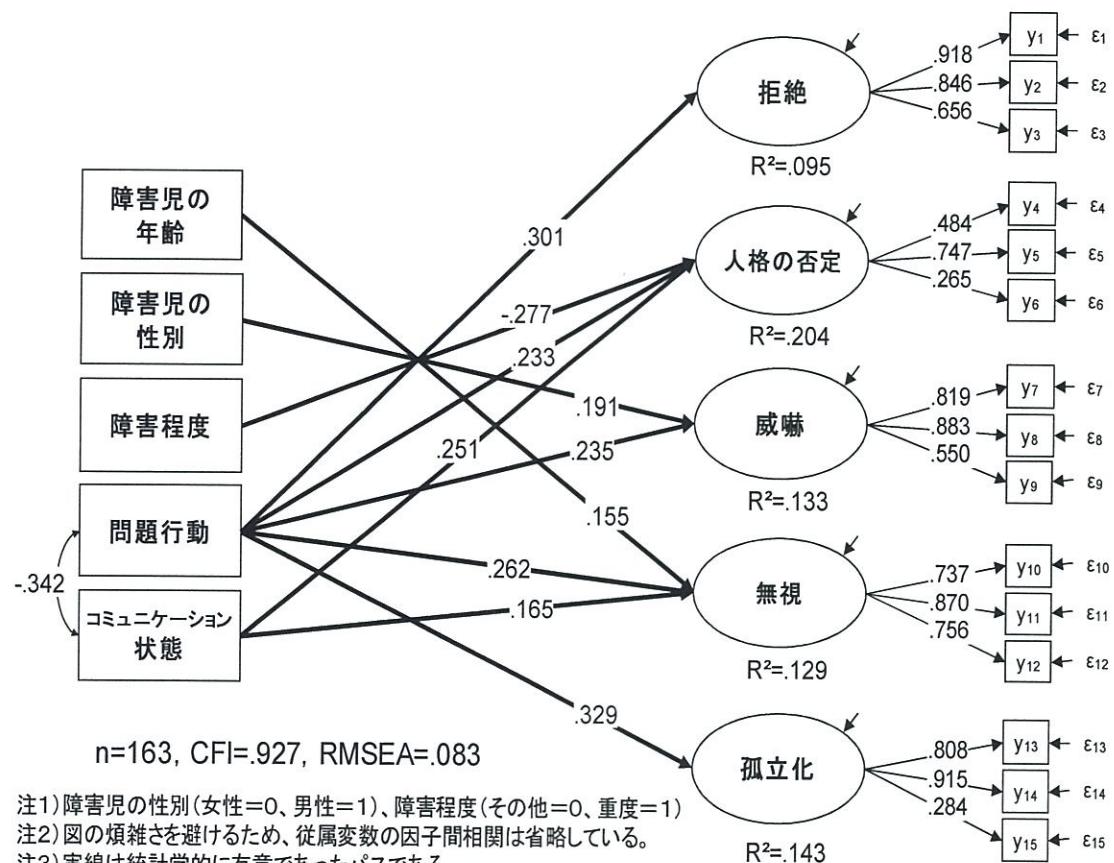


図 10 心理的マルトリートメントと属性の関係

第3節 障害児家族における心理的マルトリートメント予防への示唆

本研究は、障害児家族におけるマルトリートメント予防のための基礎的資料を得るために道具の開発を企図し、障害児の母親の児に対する心理的マルトリートメントの測定尺度を開発することを目的に行った。調査対象は知的障害児通園施設を利用する母親としたが、本研究では、統計解析において知的障害がほぼ確定した児の母親に限定することをねらいとして、療育手帳を取得している児の母親のみを集計対象とした。サンプル数は最終的に163人となったが、その数は構造方程式モデリングの適用には耐えられるものであり、本研究の目的にとって有用なデータが得られたものと判断された。

心理的マルトリートメントの測定には、従来の研究において(Garbarinoら 1986 ; Hartら 1987 ; APSAC1995;=2008) 共通して認められている心理的虐待の5つの因子（「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」）を基礎に、かつ、従来の研究業績(高橋ら 1995 ; 花田ら 2003 ; 大原 2003 ; 唐ら 2005) 等を参考に、15種類の項目を準備した。これまで、欧米では、虐待のリスク要因をスクリーニングするためのスケールがいくつか考案されているが(Milner1986)，虐待やネグレクトに該当するような行為の実行頻度を直接的に尋ねるものではなく、またそれらを総合的に把握できるものではなかった。本研究では、従来の研究を基礎に、児童虐待において多発することが知られている心理的マルトリートメントをより総合的に把握することを試みた。なお、従来の尺度開発においては因子の抽出に探索的因子分析を行う場合があるがその多くは1500前後以上のサンプルがベースになっており、それより少數のサンプルの場合は探索的因子分析を行っても抽出する因子に偏りが反映されやすいといったリスクがあることから、あるいは、探索的因子分析で抽出された因子を異なるデータではなく、因子を抽出した同一のデータに対して適合させるといった統計学的には望ましくない方法(データをモデルに適合させたのだから、モデルがデータに適合しないことはほとんどあり得ない)を避ける必要があることから、本研究では、あらかじめ吟味した因子とその所属項目で構成した因子構造モデルのデータへの適合性を検討した。このようなあらかじめ仮定した因子構造モデルのデータへの適合性を構造方程式モデリングによる確証的因子分析で検討する方法での尺度開発は、日本では中嶋らの研究等(齋藤ら 2001 ; 竹田ら 2007 ; 實ら 2010)を除いてほとんどなされていないが、測定尺度の開発に際しての任意性の問題は確証的因子分析を優先することで適切に回避できたと推察された。

本研究では、その結果、5因子で構成される心理的マルトリートメントに関する斜交因

子構造モデルはデータに対して良好な適合を示すことを明らかにした。斜交因子構造モデルの場合は、基本的には因子間に関連性は認められるものの、相対的には独立しているとみなされる因子で構成されているということを原則としていることから、信頼性については因子ごとに算出したところ、一般的な統計学上の許容範囲にあった。ただし、今後は、さらに地域や国等が異なるサンプルを用い、しかもパラメータを同値に設定する多母集団同時因子分析を駆使する等の方法を採用しながら、本研究で開発できた心理的マルトリートメント測定尺度の因子構造モデルの強度を、交差妥当性の検討として、重ねて確認していくことが望まれよう。なお、通常、パラメータをまったく等しいモデルとして仮定した厳しい制約下では、複数のサンプル間において同一の解が得られることはあり得ないから、換言するなら、パラメータを等値に制約することによって、モデルの適合度は低下する（古谷 1992）はずであるが、たとえば、異なる母親や国等の地域が異なっているデータを基礎に多母集団同時因子分析での適合性を検討し、それが統計学的に支持されるかどうかの検討が必要と言えよう。

加えて、本研究では測定される心理的マルトリートメントの内容が、障害児の属性どのような関係があるかという観点から、前記測定尺度の構成概念妥当性について検討した。その結果、本研究で取り上げた5つの属性は、いずれも心理的マルトリートメントと関係し、特に、児の問題行動の状況は、母親の児に対する心理的マルトリートメントを構成する5因子と関係することが明らかとなった。障害児のみならず健常児にあっても、母親の育児に関連したストレッサーと位置づけられる種々の行動は、それが直接的に母親のマルトリートメントに影響するのみならず、母親の育児負担感を介在して母親のマルトリートメントの発現に影響するといった因果関係モデル、あるいは認知症患者の問題行動が家族介護者の介護負担感を経由して高齢者虐待の発生につながるといったこれまでの実証的な研究成果（山野ら 2006；唐ら 2005；柳ら 2007；桐野ら 2005）を考慮するなら、本研究の結果はそれを支持する知見であると同時に、本研究で取り上げた心理的マルトリートメントは構成概念として十分評価されることを示唆している。また独立変数間の関係では、問題行動が多い児の場合はコミュニケーション能力も低く、そのことがさらに母親の心理的マルトリートメントの発現に影響すると言った関係も認められた。

加えて、本研究では、知的障害の程度も母親の心理的マルトリートメントの発現に影響し、重度の児に比して軽度の児に対する母親の心理的マルトリートメントは多くなる傾向を示していた。この傾向は、軽度の障害児が重度の障害児より、マルトリートメントの危

険性が高いと指摘した先行研究 (Ammerman 1993 ; Ammerman 1989 ; Chamberlain ら 1984 ; Benedict ら 1990) を支持する結果となった。同一年齢であれば、重度に比して軽度の知的障害児は、一般的にコミュニケーション能力等の知的能力は高くなる。視点を変えるなら、一般的に知的能力等が高い児ほど活動性が高く、好奇心も強く、時にはこだわりがちである等の特徴 (戸松 2003) があり、概して親の意に反する行動や態度をとる傾向が強いと推察され、親の意に沿わない行動や態度を制するために、親は心理的マルトリートメントを制止の手段として用いる傾向にあるのではないかと推察されることから、本研究で示された結果は、その帰結とも推察される。このように児の発達状態 (発達年齢等) が少なからず母親の心理的マルトリートメントに関係しており、児の発達上の特徴を適切に理解することは障害児の母親にとって必須の課題であり、そのための適切な情報を提供するのは専門家の重要な課題と言えよう。

なお、従来の研究では、性差や年齢差についてはそれを支持する知見としない知見 (Verdugo 1995 ; Sullivan ら 2000 ; Ammerman ら 1989 ; Sullivan ら 1998 ; Sobsey ら 1997) が混在していた。ただし、それら知見の背景には関連性の程度ではなく、得点間の差の検定を前提とした関係性の示唆であったことを考慮するなら、今後とも詳細な検討が望まれよう。しかし、従来の研究では、児や母親の特性とマルトリートメントの関係性を直接的に解析することはあまり生産的ではなく (Hillson ら 1994), Lazarus ら (1984) のストレス認知理論を援用した因果関係モデルが提起されている。このモデルを紹介した唐ら (2005) によれば、それは親の行動や児の問題行動、失業といった事態 (潜在的ストレッサー) に対して、親がどのような意味づけ (1 次評価) をし、加えて、養育スキルやサポートといった現在保有している対処資源を考慮に入れながら、どのような対処行動を選択すべきかといった認知的な判断 (2 次評価) が遂行される。また、2 次評価の結果、実際に対処行動が遂行されることになるが、その対処行動には、積極的なプランニングや回避、問題の解決や援助要請行動 (help-seeking), 状況の再解釈といった対処行動に加え、情動の発散手段としての児童虐待、行動的あるいは心理的放棄、不干渉といったネグレクトが想定されている。このモデルにおいて、十分な対処資源があれば、親は積極的なプランニングや回避などのような対処行動をとりやすくなり、結果、児童虐待やネグレクトといった対処行動を軽減もしくは防止することが可能であると考えられている。従って、今後は、上記の因果関係モデルを考慮したアプローチによって障害児の母親のマルトリートメントの発生メカニズムの解明が急がれよう。その際、本研究で開発できた心理的マルト

リートメント測定尺度は一定の成果をもたらすものと期待できる。

第4節 小活

本章では、本研究の課題に取り組むために、障害児家族におけるマルトリートメント予防のための基礎的資料を得るための道具の開発を企図し、障害児の母親の児に対する心理的マルトリートメントの測定尺度を開発し、その妥当性と信頼性を検討した。調査対象者は、10 地域（福岡、愛媛、京都、新潟、和歌山、兵庫、大阪、広島、山口、奈良）の知的障害児通園施設 12 カ所を利用している母親とした。分析には母親 163 人のデータを用いた。心理的マルトリートメントに関する測定尺度における 5 因子斜交因子構造モデルならびに MIMIC モデルのデータへの適合性は、CFI (Comparative Fit Index) と RMSEA (Root Mean Square Error of Approximation) で判定した。その結果、障害児の心理的マルトリートメント測定尺度の 5 因子斜交因子構造モデルのデータへの適合性は CFI が 0.955、RMSEA が 0.080 と統計学的な許容水準を満たしていた。また、児の年齢、性別、障害程度、問題行動、コミュニケーション能力を独立変数、心理的マルトリートメントを従属変数とする MIMIC (Multiple Indicators Multiple Causes) モデルのデータへの適合性は CFI が 0.927、RMSEA が 0.083 と統計学的な許容水準を満たしていた。今回新たに開発した尺度は、構成概念妥当性に加えて信頼性を備えていることが示された。

第7章 知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係

本章では、本研究の課題に取り組むために、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究を援用し、「母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」と仮説を立て、この仮説をもとに仮説モデルを構成し、「母親の育児負担感」と、「心理的マルトリートメント」の関連性を明らかにする。そこで、本章では、本論第6章で開発された心理的マルトリートメント測定尺度を用いて「母親の育児負担感」と「心理的マルトリートメント」の関連性について検討する。

第1節 調査対象と方法

1-1 対象

調査対象は、本論第6章と同一であるが（既出56ページ）、分析対象は、回収された278人のデータのうち（配布数472部で回収率は58.9%）、療育手帳を保持する知的障害児の母親215人を選定し、かつ調査項目に欠損値を有さない158人の母親とした。

1-2 調査内容

調査内容は母親の属性（年齢、児の数、学歴）、児の属性（性、年齢、障害の程度）、世帯構成、母親のコミュニケーション能力、攻撃性、夫の情緒的サポートに関する母親の認知、育児負担感、母親の児に対する心理的マルトリートメントで構成し、いずれの内容も母親に回答を求めた。

前記調査内容のうち、「母親のコミュニケーション能力」については、坂口（2006）の「障害の重い子どものコミュニケーション評価と目標設定」を参考に、「子どもの反応を見ながら言う、自分の気持ちをことばで子どもに言う」「子どもに身ぶり・手ぶりを使って伝える」など7項目で構成されている。各質問項目に対する回答と数量化は、「0点：全くしない」、「1点：たまにする」、「2点：時々する」、「3点：しばしばする」、「4点：いつもする」の5件法で求め、得点が高いほど、母親のコミュニケーション能力が高くなるようになっている。

「攻撃性」は、安藤ら（1999）が開発した「日本版BAQ24項目版」を参考に、「短気」「敵意」「身体的攻撃」の3因子9項目で構成した。各質問項目に対する回答と数量化は、

「0点：あてはまらない」「1点：あまりあてはまらない」「2点：どちらともいえない」「3点：少しあてはまる」「4点：あてはまる」の5件法で求め、得点が高いほど、母親の攻撃的な傾向が強いことを意味している。

「夫の情緒的サポートに関する母親の認知」は、桐野ら（2011）の「父親の情緒的育児サポートに関する母親の認知尺度」を用いた。この尺度は「育児で疲れたり悩んだりしているときに励ましてくれる」「育児に関して精神的な支えになってくれる」など4項目で構成されており、各質問項目に対する回答と数量化は、「0点：全くない」「1点：時々ある」「2点：しばしばある」「3点：いつもある」までの4件法で求め、得点が高いほど、父親の情緒的サポートに関する母親の認知が高いことを意味している。

「育児負担感」は、中嶋ら（1999a）の「育児負担感尺度」を参考に、「自身の社会的活動に関する制限感」「児に対する拒否感情」「育児に伴う経済的逼迫感」の3因子12項目で構成した。各質問項目に対する回答と数量化は、「0点：全くない」「1点：たまにある」「2点：時々ある」「3点：しばしばある」「4点：いつもある」の5件法で求め、得点が高いほど育児負担を強く感じていることを意味している。

「心理的マルトリートメント」の下位概念及び点数の付与は、本論第6章と同一である（既出57ページ）。

1-3 分析方法

分析方法は、本論第6章と同一である。実証すべき因果関係モデルは、母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響すると仮定した。このとき、統制変数として母親の年齢（連続変数）、児の数、学歴（0点：小学校～5点：大学院）、障害児の性別（0点：女児、1点：男児）、児の年齢（連続変数）、障害程度（0点：それ以外、1点：重度）、世帯構成（0点：2世代家族、1点：3世代家族）、母親のコミュニケーション能力と攻撃性、夫の情緒的サポートに関する母親の認知を投入した。なお、前記因果関係モデルの検討に先立ち、各測定尺度の因子構造モデルの妥当性と信頼性の検証を行った。上記の因子構造モデルおよび因果関係モデルのデータに対する適合度は、CFI（Comparative Fit Index）とRMSEA（Root Mean Square Error of Approximation）で評価した。一般にCFIが0.90以上、RMSEAが0.08以下であれば、そのモデルがデータに適合していると判断される（山本ら2001）。なお、パラメータの推定には重み付け最小二乗法の拡張法（WLSMV）

を採用し、推定されたパス係数の有意性は検定統計量の絶対値が 1. 96 以上（5%有意水準）を示したものを統計学的に有意と判断した。

第2節 結果

2-1 対象者の属性分布

対象者の属性分布は表 12 に示した。母親の平均年齢は 35. 8 歳（標準偏差 4. 7, 範囲 24~47 歳）であった。児の数は「2 人」が 77 人（48. 7%）と最も多く、次いで「1 人」が 51 人（32. 3%）、「3 人以上」が 30 人（19. 0%）の順となっていた。母親の学歴は「短大・専門学校」が 65 人（41. 1%）と最も多く、次いで「高校」が 56 人（35. 4%）、「大学」が 28 人（17. 7%）の順であった。世帯構成は「2 世代家族」が 145 人（91. 8%）となっており、「3 世代家族」が 13 人（8. 2%）の順となっていた。

障害児の平均年齢は 4. 1 歳（標準偏差 1. 0, 範囲 1~6 歳）であった。児の性別分布は「男児」が 115 人（72. 8%）、「女児」が 43 人（27. 2%）であった。障害の程度は「重度」が 48 人（30. 4%）、「その他」が 110 人（69. 6%）であった。

表 12 対象者の属性分布 (n=158)

項目		度数	(%)
母親の年齢	平均±SD (範囲)	35.8歳±4.7 (24~47歳)	
児の数	1人	51	(32.3)
	2人	77	(48.7)
	3人以上	30	(19.0)
母親の学歴	大学	28	(17.7)
	短大・専門学校	65	(41.1)
	高校	56	(35.4)
	中学	8	(5.1)
	小学校	1	(0.6)
世帯構成	2世代家族	145	(91.8)
	3世代家族	13	(8.2)
児の年齢	平均±SD (範囲)	4.1歳±1.0 (1~6歳)	
児の性別	男	115	(72.8)
	女	43	(27.2)
障害の程度	重度	48	(30.4)
	その他	110	(69.6)

2-2 各測定尺度の妥当性と信頼性の検討

母親のコミュニケーション能力の回答分布は表 13 に示した。また、「母親のコミュニケーション能力」の妥当性と信頼性を検討したところ、7 項目 1 因子モデルのデータへの適合度は許容できる水準にあった (CFI が 0.968, RMSEA が 0.092)。クロンバック α 信頼性係数も 0.779 と良好な数値を示しており、尺度得点は 21 点満点で平均 7.2 点（標準偏差 4.7）であった。

夫の情緒的サポートに関する母親の認知の回答分布は表 14 に示した。また、「夫の情緒的サポートに関する母親の認知」の妥当性と信頼性を検討したところ、4 項目 1 因子モデルのデータへの適合度は良好な数値を示した (CFI が 1.000, RMSEA が 0.000)。また、クロンバック α 信頼性係数は 0.939 と良好な数値を示し、尺度得点は 12 点満点で平均 7.0 点（標準偏差 4.0）であった。

母親の攻撃性の回答分布は表 15 に示した。「母親の攻撃性」において、「短気」「敵意」「身体的攻撃」を第 1 次因子、「攻撃性」を第 2 次因子とするモデルの適合度は、CFI が 0.986, RMSEA が 0.086 と概ね許容水準にあった。また、クロンバック α 信頼性係数も良好な数値を示しており（尺度全体で 0.824、「短気」が 0.766、「敵意」が 0.883、「身体的攻撃」が 0.835），尺度得点は 35 点満点で平均 17.2 点（標準偏差 6.8）であった。

母親の育児負担感の回答分布は表 16 に示した。また、「母親の育児負担感」において、「自身の社会的役割活動に関する制限感」「児に対する拒否感情」「育児に伴う経済的逼迫感」を第 1 次因子、「母親の育児負担感」を第 2 次因子とするモデルのデータへの適合度を検討したところ、CFI が 0.979, RMSEA が 0.094 と許容水準を満たしており、かつクロンバック α 信頼性係数も良好な数値を示した（尺度全体で 0.884、「制限感」は 0.792、「拒否感情」は 0.766、「逼迫感」は 0.913）。尺度得点は 48 点満点で平均 15.8 点（標準偏差 9.4）であった。

母親の心理的マルトリートメントの回答分布は表 17 に示した。「心理的マルトリートメント」において、「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」の 5 因子斜交モデルのデータへの適合度を検討したところ、CFI が 0.963, RMSEA が 0.079 と統計学的許容水準を満たしていた。また、クロンバック α 信頼性係数は「拒絶」が 0.816、「人格の否定」が 0.297、「威嚇」が 0.670、「無視」が 0.735、「孤立化」が 0.533 と概ね満たし、尺度得点は 12 点満点で「拒絶」が 2.1 点（標準偏差 2.2）、「人格の否定」が 3.7 点（標準偏差 2.0）、「威嚇」が 3.6 点（標準偏差 2.2）、「無視」が 2.4 点（標準偏差 1.9）、「孤立化」が 1.5 点

(標準偏差 1.6) であった。

表 13 母親のコミュニケーション能力の回答分布 (n=158)

質問項目	回答カテゴリ					単位:人(%)
	またしない	たまにする	時々する	しばしばする	いつもする	
Xa1 お子さんの反応を見ながら言う	2 (1.3)	11 (7.0)	29 (18.4)	50 (31.6)	66 (41.8)	
Xa2 お子さんの声やことばを、あなたがまねて言う	9 (5.7)	19 (12.0)	32 (20.3)	49 (31.0)	49 (31.0)	
Xa3 お子さんの身ぶり・手ぶりに応じて声をかける	2 (1.3)	9 (5.7)	23 (14.6)	47 (29.7)	77 (48.7)	
Xa4 あなたの気持ちを、ことばでお子さんに言う	1 (0.6)	8 (5.1)	16 (10.1)	39 (24.7)	94 (59.5)	
Xa5 お子さんに身ぶり・手ぶりを使って伝える	5 (3.2)	18 (11.4)	34 (21.5)	45 (28.5)	56 (35.4)	
Xa6 お子さん自身が言い出すまで(ことば以外の表現でも良い)十分待つ	7 (4.4)	29 (18.4)	52 (32.9)	48 (30.4)	22 (13.9)	
Xa7 お子さんが言う時は(ことば以外の表現でも良い)目を合わせる	1 (0.6)	5 (3.2)	13 (8.2)	54 (34.2)	85 (53.8)	

表 14 夫の情緒的サポートに関する母親の認知の回答分布 (n=158)

質問項目	回答カテゴリ				単位:人(%)
	全くない	時々ある	しばしばある	いつもある	
Xb1 育児で疲れたり悩んだりしているときに励ましてくれる	29 (18.4)	54 (34.2)	25 (15.8)	50 (31.6)	
Xb2 育児に関して精神的な支えになってくれる	23 (14.6)	45 (28.5)	30 (19.0)	60 (38.0)	
Xb3 育児や子どもの発達に関する心配事や悩み事があるときに、親身になって聞いてくれる	19 (12.0)	44 (27.8)	30 (19.0)	65 (41.1)	
Xb4 私が育児をすることに気遣ったり、思いやったりしてくれる	23 (14.6)	45 (28.5)	45 (28.5)	45 (28.5)	

表 15 母親の攻撃性の回答分布 (n=158)

質問項目	回答カテゴリ <単位:人(%)>				
	あてはまらない あてはまらない	あまり いえない	どちらとも いえない	少しあてはまる あてはまる	あてはまる
【短気】					
Xe1 かつとなることを抑えるのが難しいときがある	12 (7.6)	25 (15.8)	22 (13.9)	61 (38.6)	38 (24.1)
Xe2 ばかにされると、すぐ頭に血がのぼる	15 (9.5)	35 (22.2)	42 (26.6)	52 (32.9)	14 (8.9)
Xe3 いらっしゃいると、すぐ顔に出る	5 (3.2)	13 (8.2)	24 (15.2)	67 (42.4)	49 (31.0)
【敵意】					
Xe4 私を嫌っている人は結構いると思う	10 (6.3)	39 (24.7)	79 (50.0)	14 (8.9)	16 (10.1)
Xe5 友人の中には、私のことを陰であれこれ言っている人がいるかもしれない	22 (13.9)	40 (25.3)	66 (41.8)	18 (11.4)	12 (7.6)
Xe6 陰で人から笑われているように思うことがある	42 (26.6)	43 (27.2)	39 (24.7)	20 (12.7)	14 (8.9)
【身体的攻撃】					
Xe7 なぐられたら、なぐり返すと思う	42 (26.6)	19 (12.0)	39 (24.7)	28 (17.7)	30 (19.0)
Xe8 権利を守るために暴力もやむをえないと思う	58 (36.7)	31 (19.6)	50 (31.6)	13 (8.2)	6 (3.8)
Xe9 挑発されたら、相手をなぐりたくなるかもしれない	44 (27.8)	45 (28.5)	39 (24.7)	23 (14.6)	7 (4.4)

表 16 母親の育児負担感の回答分布 (n=158)

質問項目	回答カテゴリ <単位:人(%)>				
	全くない	たまにある	時々ある	しばしばある	いつもある
【自身の社会的役割活動に関する制限感】					
Xd1 子育てのために、社会的な役割が果たせず、不安になる	52 (32.9)	59 (37.3)	28 (17.7)	13 (8.2)	6 (3.8)
Xd2 子育てに追われ、家族や親族との関係がだんだん疎遠になると感じる	78 (49.4)	47 (29.7)	21 (13.3)	10 (6.3)	2 (1.3)
Xd3 子育てのために、自分自身の自由な時間がとれない	16 (10.1)	37 (23.4)	41 (25.9)	41 (25.9)	23 (14.6)
Xd4 子育てのために、趣味や学習などの個人的な活動に支障をきたしている	32 (20.3)	40 (25.3)	34 (21.5)	29 (18.4)	23 (14.6)
【児に対する拒否感情】					
Xd5 子どもを見ているだけでイライラする	71 (44.9)	68 (43.0)	12 (7.6)	5 (3.2)	2 (1.3)
Xd6 適切に子育てしているにもかかわらず、報われていないと感じる	49 (31.0)	65 (41.1)	22 (13.9)	18 (11.4)	4 (2.5)
Xd7 子どもの言動に、どうしても理解に苦しむときがある	21 (13.3)	60 (38.0)	34 (21.5)	26 (16.5)	17 (10.8)
Xd8 子どもに対して、我を忘れてしまうほど頭に血がのぼるときがある	52 (32.9)	66 (41.8)	21 (13.3)	11 (7.0)	8 (5.1)
【育児に伴う経済的逼迫感】					
Xd9 子育てに必要な費用が家計を圧迫していると感じる	55 (34.8)	42 (26.6)	23 (14.6)	26 (16.5)	12 (7.6)
Xd10 子育てに関わる出費のために、余裕のある生活ができなくなったと感じる	63 (39.9)	43 (27.2)	27 (17.1)	14 (8.9)	11 (7.0)
Xd11 子どもの子育てには費用がかかりすぎると感じる	38 (24.1)	56 (35.4)	28 (17.7)	19 (12.0)	17 (10.8)
Xd12 子育てのために、貯蓄していたお金までも使い、将来の生活に不安を感じる	65 (41.1)	41 (25.9)	21 (13.3)	14 (8.9)	17 (10.8)

表 17 母親の心理的マルトリートメントに関する回答分布 (n=158)

質問項目	回答カテゴリ				
	全くない	たまにある	時々ある	しばしばある	いつもある
【拒絶】					
y1 お子さんに傷つくようなことを言うことがある	46 (29.1)	82 (51.9)	15 (9.5)	11 (7.0)	4 (2.5)
y2 お子さんに「あなたなんて…」というような否定的なことばをかけることがある	107 (67.7)	36 (22.8)	6 (3.8)	7 (4.4)	2 (1.3)
y3 お子さんに他の子どもと比較するようなことを言うことがある	88 (55.7)	55 (34.8)	9 (5.7)	5 (3.2)	1 (0.6)
【人格の否定】					
y4 お子さんに細かく指示することがある	43 (27.2)	60 (38.0)	30 (19.0)	17 (10.8)	8 (5.1)
y5 お子さん自身が決めたことを(お子さんにとって危険な状況は除く)認めないことがある	31 (19.6)	83 (52.5)	36 (22.8)	6 (3.8)	2 (1.3)
y6 お子さんの年齢にふさわしくない赤ちゃん扱いをすることがある	42 (26.6)	61 (38.6)	28 (17.7)	20 (12.7)	7 (4.4)
【威嚇】					
y7 お子さんを大声で叱ることがある	9 (5.7)	62 (39.2)	34 (21.5)	38 (24.1)	15 (9.5)
y8 お子さんに感情的にあたってしまう	19 (12.0)	81 (51.3)	28 (17.7)	22 (13.9)	8 (5.1)
y9 お子さんの大事にしているおもちゃを捨てることがある	132 (83.5)	20 (12.7)	5 (3.2)	1 (0.6)	0 (0.0)
【無視】					
y10 お子さんが泣いても放っておくことがある	44 (27.8)	71 (44.9)	30 (19.0)	10 (6.3)	3 (1.9)
y11 お子さんからの要求や訴えを聞かないことがある	41 (25.9)	84 (53.2)	22 (13.9)	10 (6.3)	1 (0.6)
y12 お子さんが一生懸命なにかをやり遂げようとしている時に、励まないことがある	128 (81.0)	24 (15.2)	5 (3.2)	0 (0.0)	1 (0.6)
【孤立化】					
y13 お子さんに家族以外の人との交流の機会を与えないことがある	124 (78.5)	22 (13.9)	9 (5.7)	2 (1.3)	1 (0.6)
y14 お子さんの自由な行動(お子さんにとって危険な状況は除く)制限することがある	50 (31.6)	80 (50.6)	17 (10.8)	7 (4.4)	4 (2.5)
y15 お子さんに親の心配するような子と遊ぶのを禁止することがある	130 (82.3)	23 (14.6)	1 (0.6)	2 (1.3)	2 (1.3)

2-3 因果関係モデルの適合度と変数間の関連性の検討

母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響を与えるといった因果関係モデルに対する適合度は、 $CFI=0.926$, $RMSEA=0.070$ と概ね統計学的な許容水準を満たしていた(図 11)。変数間の関連性について、パス係数に着目すると、母親の心理的マルトリートメントに向かうパス係数の中で有意であったのは、まず育児負担感は「拒絶」0.392、「人格の否定」0.368、「威嚇」0.359、「無視」0.277、「孤立化」0.438 とすべて統計学的に有意であった。母親のコミュニケーション能力から母親の心理的マルトリートメントに向か

うパス係数は、「拒絶」が -0.342 , 「威嚇」が -0.180 , 「無視」が -0.304 と統計学的に有意であったが、「人格の否定」($\beta = -0.165$)と「孤立化」($\beta = -0.005$)へのパス係数は統計学的に非有意であった。母親の攻撃性から母親の心理的マルトリートメントに向かうパス係数は、「拒絶」が 0.230 , 「人格の否定」が 0.296 , 「威嚇」が 0.157 と統計学的に有意であったが、「無視」($\beta = 0.183$), 「孤立化」($\beta = -0.083$)へのパス係数は統計学的に非有意であった。夫の情緒的サポートに関する母親の認知から心理的マルトリートメントに向かうパス係数は、「孤立化」が -0.155 と統計学的に有意であったが、「拒絶」($\beta = 0.014$) 「人格の否定」($\beta = -0.037$), 「威嚇」($\beta = 0.042$), 「無視」($\beta = 0.007$)へのパス係数は統計学的に非有意であった。さらに、児の障害程度から心理的マルトリートメントに向かうパス係数は「人格の否定」が -0.261 , 「威嚇」が -0.212 , 「無視」が -0.228 と統計学的に有意であったが、拒絶 ($\beta = -0.048$)と孤立化 ($\beta = -0.168$)へのパス係数は統計学的に非有意であった。児の性別から心理的マルトリートメントに向かうパス係数は「人格の否定」が 0.313 と統計学的に有意であったが、拒絶 ($\beta = 0.038$), 威嚇 ($\beta = 0.169$), 無視 ($\beta = 0.103$), 孤立化 ($\beta = -0.141$)へのパス係数は統計学的に有意でなかった。しかし、母親の学歴, 世帯構成, 児の年齢は心理的マルトリートメントのどの変数にも統計学的に有意でなかった。また、育児負担感に向かうパス係数に着目すると、攻撃性からのパス係数は 0.439 , 夫の情緒的サポートに関する母親の認知からのパス係数は -0.208 と統計学的に有意であったが、母親のコミュニケーション能力 ($\beta = -0.108$), 母親の学歴 ($\beta = 0.010$), 世帯構成 ($\beta = -0.037$), 児の障害程度, 年齢 ($\beta = -0.084$), 性別 ($\beta = 0.148$)から育児負担感へのパス係数は統計学的に非有意であった。

母親の心理的マルトリートメントに対する説明率は「拒絶」が 47.6% , 「人格の否定」が 58.7% , 「威嚇」が 34.5% , 「無視」が 34.1% , 「孤立化」が 27.7% であり、育児負担感に対する説明率は 31.3% であった。

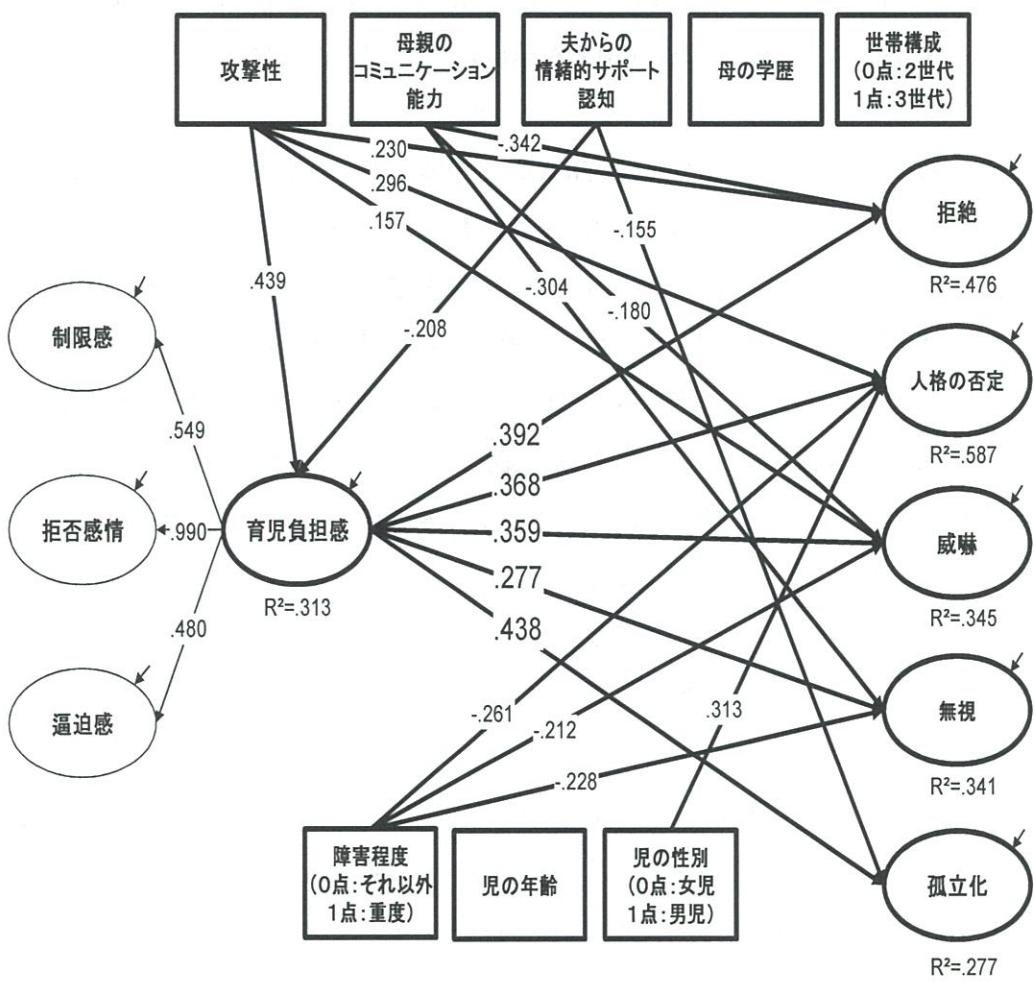


図 11 母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関連性（標準化解）

第3節 障害児家族における心理的マルトリートメント予防への示唆

本研究は、マルトリートメントの発生プロセスに着目し、障害児家族への支援指針を得ることをねらいとして、母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに与える影響を検討することを目的とした。本研究では因果関係モデルを母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響すると仮定した。このとき、統制変数として母親の要因（年齢、児の数、学歴）、障害児の要因（年齢、性別、障害程度）、世帯構成、母親のコミュニケーション能力と攻撃性、夫の情緒的サポートに対する母親の認知を投入した。前記因果関係モ

ルのデータへの適合性は構造方程式モデリングで検討した。その結果、因果関係モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.926$, $RMSEA=0.070$ であり、統計的に許容される範囲であった。

以上の結果から、第1に、育児負担感は心理的マルトリートメントの領域（「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」）のすべての因子において有意な影響を与えることを明らかにした。このことは、障害児の母親の育児負担感が高いほど心理的マルトリートメントを行う傾向が高くなることを意味する。従来、健常児の母親の育児負担感はマルトリートメントのリスク要因として指摘されていたものの（Lazarusら=1991; Rodriguezら 1997; 山野 2006），障害児の母親においては実証されていなかった。しかし、本研究では、知的障害児の母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに直接影響することが明らかとなった。障害児の母親は健常児の母親に比べてストレスが高いこと（新美ら 1980; 稲浪ら 1994; 中嶋ら 1999b; 渡部ら 2002）が報告されており、本研究の結果を勘案するなら、知的障害児の母親の育児負担感を軽減することで児に対する心理的マルトリートメントが予防できるものと推察される。

第2に、母親の要因と特性については、まず、母親のコミュニケーション能力は「拒絶」「威嚇」「無視」といった心理的マルトリートメントに影響することが明らかとなった。母親のコミュニケーション能力と児に対する心理的マルトリートメントの間に直接的な関係があるという研究はなされていないが、本研究では母親のコミュニケーション能力が児に対する心理的マルトリートメントに影響することを明らかにすることができた。つまり、母親のコミュニケーション能力が高いほど児に対して「拒絶」「威嚇」「無視」といった心理的マルトリートメント行為が減少する傾向にあることが示唆された。このことは母親のコミュニケーション能力をより高度に形成させることができると、障害児のマルトリートメント発生が予防できることを意味しているといえよう。

次いで、母親の攻撃性は「拒絶」「人格の否定」「威嚇」といった心理的マルトリートメントに影響することが明らかとなったが、攻撃性が高いということは、短気で、敵意が強く、身体的攻撃を多く行うことを意味する。攻撃性はマルトリートメントのリスクを高める個人特性であること（Haskettら 1991），攻撃性の高い母親は問題解決行動として、体罰を用いて育児を行っていること（西澤 1994），攻撃性の高い親は攻撃的な行動パターンが生じやすいことから、虐待相当行為のハイリスク要因として位置づけた対応が必要になると指摘する研究もある（中嶋 2004）。本研究は、従来の研究を裏付ける結果となつたが、

今後、母親の攻撃性に対する対処スキルを高めるために、子どもの発達に関する知識提供や育児ストレスに関する対応方法の教育など、母親の特性を考慮した支援が必要であろう。

次いで、父親の情緒的サポートに対する母親の認知は母親の育児負担感に影響することが明らかとなった。このことは、父親の情緒的サポートに対する母親の認知が高いほど、育児負担感が低くなる傾向が高くなることを意味する。田口ら（2003）は、知的障害児の父母を対象とした研究で、父親からのサポート度の高い母親は孤立感と負担感が低く、ポジティブな子ども観をもつことを明らかにしている。本研究の結果は従来の知見を支持するものであった。このことを勘案するなら、父親の情緒的サポートに対する母親の認知を高めることは、知的障害児の母親の育児負担感の軽減につながると推察される。しかし、母親の学歴、世帯構成は育児負担感と心理的マルトリートメントに影響しないことや母親のコミュニケーション能力は育児負担感に影響しないことが明らかとなった。

第3に、障害児の要因については、まず、児の障害程度は「人格の否定」「威嚇」「無視」といった心理的マルトリートメントに影響することが明らかとなった。このことは、児の障害程度が重いほど、「人格の否定」「威嚇」「無視」といった心理的マルトリートメント行為が減少する傾向が高くなることを意味する。種子田ら（2004）は、障害児の感情統制困難因子に含まれる問題行動が母親の障害児あるいは育児そのものに対する拒否的な感情をより直接的に高めると指摘している。本研究では、障害児の問題行動は検討していないが、今後の研究において知的障害児の問題行動のどのような要因が親の拒否感情を引き出すのかをさらに検討する必要がある。次いで、児の性別は「人格の否定」といった心理的マルトリートメントに影響することが明らかとなった。しかし、児の年齢は心理的マルトリートメントに影響しないことや児の障害程度、年齢、性別は母親の育児負担感に影響しないことが明らかとなった。

知的障害児の母親の心理的マルトリートメントを予防するためには、母親の育児負担感の軽減、母親のコミュニケーション能力の向上、母親の攻撃性といった個人特性の考慮、父親からの情緒的サポートに対する母親の認知、障害児の個人特性の考慮が必要であると推察されるが、このようなことが支持されるには、学問的には母親の心理的マルトリートメントの発生の要因に関する先行研究を援用した新たな理論を検証し、総合的モデルを開発する必要がある。臨床的には母親に対して障害児の子育て方法に関する情報やペアレント・トレーニングや親の会などに関する支援、コミュニケーション能力に関する講習会開催、父親も参加できる両親学級等が総合的に行われる必要がある。加えて、政策的には、

レスパイトサービスといった直接サービス以外に、社会や地域で障害児を育てる支援体制を整える必要がある。障害児を育てる家族は精神的苦痛やストレスを強いられていることが多い、その理由として制度的な不備や社会の偏見が挙げられる。障害児の母親の心理的マルトリートメントを単に母親の個人的特性や家族問題のレベルとして捉えるのではなく、社会的・政策的レベルで捉えていくことが望まれる。なお、本研究の限界として、本研究では、心理的マルトリートメントの要因として母親の要因、障害児の要因、母親の育児負担感、母親のコミュニケーション能力、母親の攻撃性、父親からの情緒的サポートに対する母親の認知を検討したが、今後、マルトリートメントの発生予防に関連する多くのリスク因子と補償因子を考慮した包括的な枠組みで、さまざまな因子との関連性を検討していく必要があろう。

第4節 小活

本章では、本研究の課題に取り組むために、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究を援用し、「母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」と仮説を立て、この仮説をもとに仮説モデルを構成し、「母親の育児負担感」と、「心理的マルトリートメント」の関連性を明らかにした。このとき、統制変数として母親の要因（年齢、児の数、学歴）、障害児の要因（年齢、性別、障害程度）、世帯構成、母親のコミュニケーション能力と攻撃性、夫の情緒的サポートに関する母親の認知を投入した。なお、調査対象者は本論第6章と同一で、分析対象者は母親158人のデータを用いた。前記因果関係モデルのデータへの適合性は、構造方程式モデリングを用いて検討した。その結果、因果関係モデルのデータへの適合度は、CFIが0.926、RMSEAが0.070と統計学的な許容水準を満たしていた。以上の結果はBronfenbrennerの人間発達生態学理論と関連する先行研究が支持されたことを示唆しており、考察では障害児家族における心理的マルトリートメント予防について検討した。

第8章 知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係

本章では、本研究の課題に取り組むために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力が育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」と仮説を立て、この仮説をもとに仮説モデルを構成し、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力」と、「育児負担感」「心理的マルトリートメント」の関連性を明らかにする。そこで、本章では、本論第6章で開発された心理的マルトリートメント測定尺度を用いて「知的障害児の母親のコミュニケーション能力」と「母親の育児負担感」「心理的マルトリートメント」の関連性について検討する。

第1節 調査対象と方法

1-1 対象

調査対象は、本論第6章と同一であるが（既出56ページ）、分析対象は、回収された278人のデータのうち（配布数472部で回収率は58.9%）、療育手帳を保持する知的障害児の母親215人を選定し、かつ調査項目に欠損値を有さない162人の母親とした。

1-2 調査内容

調査内容は、母親の基本属性（年齢、児の数、世帯構成、最終学歴）、障害児の基本属性（年齢、性別、療育手帳の有無、療育手帳の障害の程度、主な診断名）、「母親のコミュニケーション能力」、「育児負担感」、「心理的マルトリートメント」で構成し、いずれの内容も母親に回答を求めた。

前記調査内容のうち、「母親のコミュニケーション能力」の下位概念及び点数の付与は本論第7章と同一である（既出69ページ）

「育児負担感」の下位概念及び点数の付与は、本論第7章と同一である（既出70ページ）
「心理的マルトリートメント」の下位概念及び点数の付与は、本論第6章と同一である（既出57ページ）

2-3 分析方法

分析方法は、本論第6章と同一である。統計解析に際しては、障害児の母親のコミュニケーション能力が直接的に、または育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメント傾向に影響すると仮定した因果関係モデルを構築し、構造方程式モデリングを用いてそのデータへの適合性を検討した。

第2節 結果

2-1 対象者の属性等の分布

対象者の属性等の分布は表18に示した。母親の平均年齢は35.8歳（標準偏差4.60、範囲24~47歳）であった。児の数は「2人」が78名（48.1%）と最も多く、次いで「1人」が55名（34.0%）、「3人」が22名（13.6%）、「4人」が6名（3.7%）、「6人」が1名（0.6%）の順となっていた。世帯構成は「2世代家族」が147名（90.7%）と最も多く、「3世代家族」が15名（9.3%）であった。最終学歴は、「短大・専門学校」が最も多く66名（40.7%）であり、次いで「高校」が57名（35.2%）、「大学」が29名（17.9%）、「中学」が8名（4.9%）、「小学校」と「その他」が1名（0.6%）の順であった。

障害児の平均年齢は4.1歳（標準偏差1.10、範囲1~6歳）であった。児の性別分布は「男児」が118名（72.8%）、「女児」が44名（27.2%）であった。障害の程度は「重度」が49名（30.2%）、「その他」が113名（69.8%）であった。診断名については、「自閉症」が最も多く98名（60.5%）、次いで、「精神遅滞」が66名（40.7%）、「てんかん」が15名（9.3%）、「先天性疾患」が14名（8.6%）、「脳性まひ」が8名（4.9%）、「脳炎後遺症」が2名（1.2%）の順であった。

表 18 対象者の属性分布 (n=162)

母親の年齢	平均年齢(標準偏差) 範囲	35.8歳	(4.60)
		24~47歳	
世帯構成	2世代家族	147	(90.7)
	3世代家族	15	(9.3)
最終学歴	大学	29	(17.9)
	短大・専門学校	66	(40.7)
高校	高校	57	(35.2)
	中学	8	(4.9)
小学校	小学校	1	(0.6)
	その他	1	(0.6)
子どもの数	1人	55	(34.0)
	2人	78	(48.1)
	3人	22	(13.6)
	4人	6	(3.7)
	5人	1	(0.6)
障害児の年齢	平均年齢(標準偏差)	4.1歳	(1.10)
	範囲	1~6歳	
障害児の性別	男	118	(72.8)
	女	44	(27.2)
障害の程度	重度	49	(30.2)
	それ以外	113	(69.8)
診断名 (ありのみ)	脳性まひ	8	(4.9)
	てんかん	15	(9.3)
	精神遅滞	66	(40.7)
	脳炎後遺症	2	(1.2)
	先天性疾患	14	(8.6)
	自閉症	98	(60.5)

単位:名(%)

2-2 各測定尺度の妥当性と信頼性の検討

母親のコミュニケーション能力の回答分布は表 19 に示した。回答「いつもする」に着目すると、「Xa4. あなたの気持ちを、ことばでお子さんに言う」が最も多く 99 名 (61.1%), 次いで「Xa1. お子さんが言う時は（ことば以外の表現でも良い）目を合わせる」が 88 名 (54.3%), 「Xa3. お子さんの身ぶり・手ぶりに応じて声をかける」が 81 名 (50.0%) の順であった。母親のコミュニケーション能力の妥当性と信頼性を検討したところ、7 項目 1 因子モデルのデータへの適合度は概ね許容できる水準にあった ($CFI=0.967$, $RMSEA=0.096$)。またクロンバッックの α 信頼性係数も 0.768 となっていた。なお、母親のコミュニケーション能力の得点の平均値を算出したところ、平均 20.9 点 (標準偏差 4.6) であった。

母親の育児負担感の回答分布は表 20 に示した。回答「しばしばある」と「いつもある」に着目すると、「Xb3. 子育てのために、自分自身の自由な時間がとれない」が最も多く 67 名 (41.4%), 次いで「Xb4. 子育てのために、趣味や学習などの個人的な活動に支障をきたしている」が 57 名 (35.2%), 「Xb7. 子どもの言動に、どうしても理解に苦しむときがある」が 45 名 (27.8%), 「Xb9. 子育てに必要な費用が家計を圧迫していると感じる」が 38 名 (23.5%) の順であった。母親の育児負担感において、「自身の社会的役割活動に関する制限感」「児に対する拒否感情」「育児に伴う経済的逼迫感」を第 1 次因子、「母親の育児負担感」を第 2 次因子とするモデルのデータへの適合度は概ね許容できる水準にあった ($CFI=0.979$, $RMSEA=0.096$)。またクロンバッックの α 信頼性係数は尺度全体で 0.877, 「自身の社会的活動に関する制限感」が 0.773, 「児に対する拒否感情」が 0.764, 「育児に伴う経済的逼迫感」が 0.912 であった。なお、母親の育児負担感の得点の平均値は全体で 15.9 点 (標準偏差 9.2) であり、「自身の社会的活動に関する制限感」が 6.0 点 (標準偏差 3.6), 「児に対する拒否感情」が 4.7 点 (標準偏差 3.2), 「育児に伴う経済的逼迫感」が 5.2 点 (標準偏差 4.6) であった。

母親の心理的マルトリートメントの回答分布は表 21 に示した。回答「しばしばある」と「いつもある」に着目すると、「Y7. お子さんを大声で叱ることがある」が 53 名 (32.7%) と最も多く、次いで「Y8. お子さんに感情的にあたってしまう」が 29 名 (17.9%), 「Y4. お子さんに細かく指示することがある」が 28 名 (17.3%), 「Y6. お子さんの年齢にふさわしくない赤ちゃん扱いをすることがある」が 27 名 (16.7%) の順であった。母親の心理的マルトリートメントにおいて、「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」の 5 因子斜交モデルのデータへの適合度は統計学的許容水準を満たしていた ($CFI=0.952$, $RMSEA=0.083$)。クロンバッックの α 信頼性係数は、「拒絶」が 0.805, 「人格の否定」が 0.365, 「威嚇」が 0.639, 「無視」が 0.717, 「孤立化」が 0.523 であった。なお、心理的マルトリートメントにおける得点の平均値を算出したところ、「拒絶」が 2.0 点 (標準偏差 2.2), 「人格の否定」が 3.7 点 (標準偏差 2.1), 「威嚇」が 3.6 点 (標準偏差 2.1), 「無視」が 2.4 点 (標準偏差 1.9), 「孤立化」が 1.6 点 (標準偏差 1.7) であった。

表 19 母親のコミュニケーション能力に関する回答分布 (n=162)

質問項目	回答カテゴリ					単位:名(%)
	まったくない	たまにする	時々する	しばしばする	いつもする	
Xa1 お子さんの反応を見ながら言う	2 (1.2)	11 (6.8)	28 (17.3)	53 (32.7)	68 (42.0)	
Xa2 お子さんの声やことばを、あなたがまねて言う	9 (5.6)	20 (12.3)	35 (21.6)	48 (29.6)	50 (30.9)	
Xa3 お子さんの身ぶり・手ぶりに応じて声をかける	3 (1.9)	9 (5.6)	24 (14.8)	45 (27.8)	81 (50.0)	
Xa4 あなたの気持ちを、ことばでお子さんに言う	1 (0.6)	7 (4.3)	16 (9.9)	39 (24.1)	99 (61.1)	
Xa5 お子さんに身ぶり・手ぶりを使って伝える	7 (4.3)	17 (10.5)	35 (21.6)	45 (27.8)	58 (35.8)	
Xa6 お子さん自身が言い出すまで(ことば以外の表現でも良い)十分待つ	8 (4.9)	26 (16.0)	53 (32.7)	52 (32.1)	23 (14.2)	
Xa7 お子さんが言う時は(ことば以外の表現でも良い)目を合わせる	1 (0.6)	6 (3.7)	13 (8.0)	54 (33.3)	88 (54.3)	

表 20 母親の育児負担感に関する回答分布 (n=162)

質問項目	回答カテゴリ					単位:名(%)
	まったくない	たまにある	時々ある	しばしばある	いつもある	
【自身の社会的役割活動に関する制限感】						
Xb1 子育てのために、社会的な役割が果たせず、不安になる	52 (32.1)	59 (36.4)	31 (19.1)	13 (8.0)	7 (4.3)	
Xb2 子育てに追われ、家族や親族との関係がだんだん疎遠になると感じる	79 (48.8)	48 (29.6)	22 (13.6)	11 (6.8)	2 (1.2)	
Xb3 子育てのために、自分自身の自由な時間がとれない	17 (10.5)	35 (21.6)	43 (26.5)	42 (25.9)	25 (15.4)	
Xb4 子育てのために、趣味や学習などの個人的な活動に支障をきたしている	33 (20.4)	38 (23.5)	34 (21.0)	32 (19.8)	25 (15.4)	
【児に対する拒否感情】						
Xb5 子どもを見ているだけでイライラする	72 (44.4)	69 (42.6)	13 (8.0)	6 (3.7)	2 (1.2)	
Xb6 適切に子育てしているにもかかわらず、報われていないと感じる	48 (29.6)	67 (41.4)	22 (13.6)	21 (13.0)	4 (2.5)	
Xb7 子どもの言動に、どうしても理解に苦しむときがある	21 (13.0)	60 (37.0)	36 (22.2)	29 (17.9)	16 (9.9)	
Xb8 子どもに対して、我を忘れてしまうほど頭に血がのぼるときがある	55 (34.0)	68 (42.0)	21 (13.0)	11 (6.8)	7 (4.3)	
【育児に伴う経済的逼迫感】						
Xb9 子育てに必要な費用が家計を圧迫していると感じる	57 (35.2)	43 (26.5)	24 (14.8)	26 (16.0)	12 (7.4)	
Xb10 子育てに関わる出費のために、余裕のある生活ができなくなったと感じる	64 (39.5)	45 (27.8)	27 (16.7)	15 (9.3)	11 (6.8)	
Xb11 子どもの子育てには費用がかかりすぎる感じる	40 (24.7)	57 (35.2)	28 (17.3)	19 (11.7)	18 (11.1)	
Xb12 子育てのために、貯蓄していたお金までも使い、将来の生活に不安を感じる	66 (40.7)	41 (25.3)	23 (14.2)	15 (9.3)	17 (10.5)	

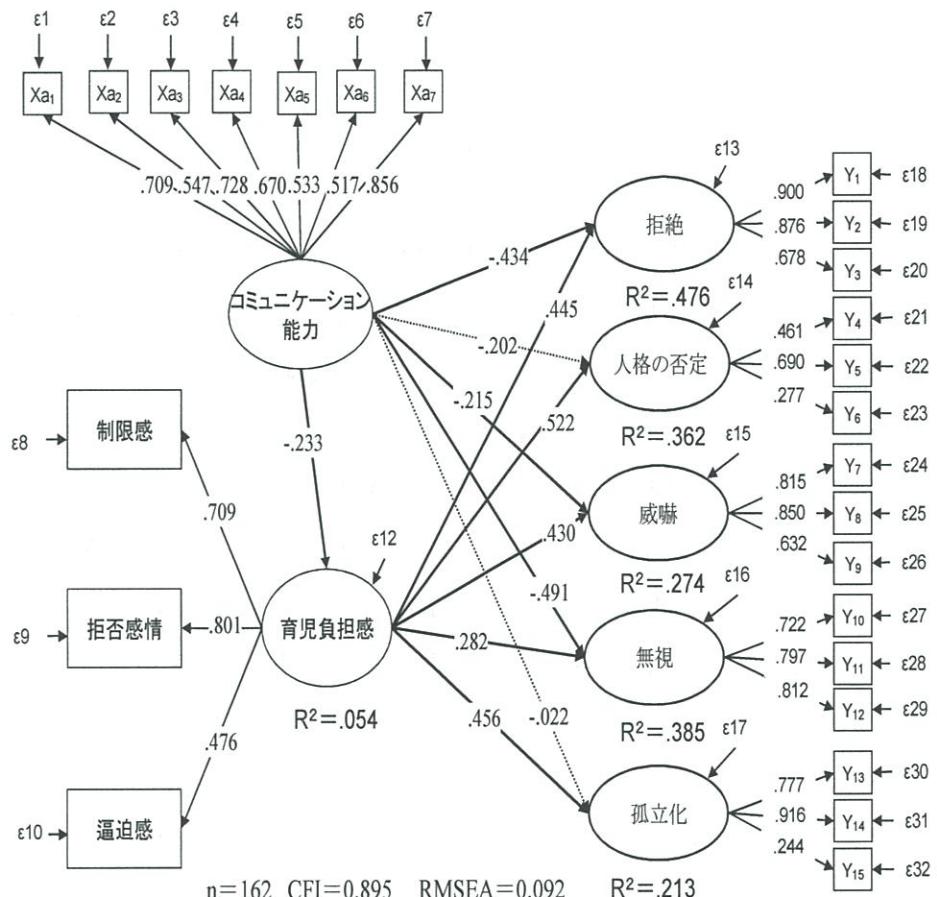
表21 母親の心理的マルトリートメントに関する回答分布 (n=162)

質問項目	回答カテゴリ					単位:名(%)
	まったくない	たまにある	時々ある	しばしばある	いつもある	
【拒絶】						
Y1 お子さんに傷つくようなこと言うことがある	49 (30.2)	85 (52.5)	14 (8.6)	10 (6.2)	4 (2.5)	
Y2 お子さん「あなたなんて…」というような否定的なことばをかけることがある	112 (69.1)	37 (22.8)	5 (3.1)	6 (3.7)	2 (1.2)	
Y3 お子さんに他の子どもと比較するようなことを言うことがある	91 (56.2)	56 (34.6)	9 (5.6)	5 (3.1)	1 (0.6)	
【人格の否定】						
Y4 お子さんに細かく指示することがある	45 (27.8)	59 (36.4)	30 (18.5)	19 (11.7)	9 (5.6)	
Y5 お子さん自身が決めたことを(お子さんにとって危険な状況は除く)認めないとがある	33 (20.4)	86 (53.1)	34 (21.0)	7 (4.3)	2 (1.2)	
Y6 お子さんの年齢にふさわしくない赤ちゃん扱いをすることがある	45 (27.8)	60 (37.0)	30 (18.5)	20 (12.3)	7 (4.3)	
【威嚇】						
Y7 お子さんを大声で叱ることがある	9 (5.6)	66 (40.7)	34 (21.0)	40 (24.7)	13 (8.0)	
Y8 お子さんに感情的にあたってしまう	20 (12.3)	83 (51.2)	30 (18.5)	23 (14.2)	6 (3.7)	
Y9 お子さんの大事にしているおもちゃを捨てることがある	134 (82.7)	20 (12.3)	6 (3.7)	1 (0.6)	1 (0.6)	
【無視】						
Y10 お子さんが泣いても放っておくことがある	46 (28.4)	71 (43.8)	31 (19.1)	11 (6.8)	3 (1.9)	
Y11 お子さんからの要求や訴えを聞かないことがある	43 (26.5)	86 (53.1)	24 (14.8)	8 (4.9)	1 (0.6)	
Y12 お子さんが一生懸命何かをやり遂げようとしている時に、励まらないことがある	132 (81.5)	23 (14.2)	5 (3.1)	0 (0.0)	2 (1.2)	
【孤立化】						
Y13 お子さんに家族以外の人との交流の機会を与えないことがある	125 (77.2)	23 (14.2)	11 (6.8)	2 (1.2)	1 (0.6)	
Y14 お子さんの自由な行動(お子さんにとって危険な状況は除く)制限することがある	52 (32.1)	79 (48.8)	19 (11.7)	8 (4.9)	4 (2.5)	
Y15 お子さんに親の心配するような子と遊ぶのを禁止することがある	133 (82.1)	23 (14.2)	2 (1.2)	2 (1.2)	2 (1.2)	

2-3 因果関係モデルの適合度と変数間の関連性の検討

母親のコミュニケーション能力が直接的にまたは育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに影響を与えるといった因果関係モデルに対する適合度は、 CFI=0.895, RMSEA=0.092 と概ね統計学的な許容水準を満たしていた (図 12)。パスの推定値に着目すると、育児負担感から心理的マルトリートメントの各因子に向かうパス係数はすべて統計学的に有意な水準であった。具体的には、育児負担感から「拒絶」に向かうパス係数は 0.445、「人格の否定」に向かうパス係数は 0.522、「威嚇」に向かうパス係数は 0.430、「無

視」に向かうパス係数は 0.282, 「孤立化」に向かうパス係数は 0.456 であった。また、母親のコミュニケーション能力から育児負担感に向かうパス係数は -0.233 で有意であった。母親のコミュニケーション能力から「拒絶」に向かうパス係数は -0.434, 「威嚇」に向かうパス係数は -0.215, 「無視」に向かうパス係数は -0.491 であり、統計学的に有意な水準であった。ただし、母親のコミュニケーション能力から「人格の否定」と「孤立化」に向かうパス係数はそれぞれ -0.202 と -0.022 となっており、統計学的に有意な水準ではなかった。なお、心理的マルトリートメント、すなわち「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」に対する寄与率はそれぞれ、47.6%, 36.2%, 27.4%, 38.5%, 21.3% であり、育児負担感に対する寄与率は 5.4% であった。



注1) 図中の破線は統計学的に非有意なパス、実線は統計学的に有意なパスである、

図 12 母親のコミュニケーション能力が育児負担感と心理的マルトリートメントに与える影響（標準解）

第3節 母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメント予防への示唆

本章では、マルトリートメントの発生プロセスに着目し、障害児家族への支援指針を得るために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力が育児負担感と心理的マルトリートメントに与える」と仮説を立て、この仮説をもとに仮説モデルを構成し、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力」と、「育児負担感」「心理的マルトリートメント」の関連性を明らかにすることを研究目的とした。本研究では因果関係モデルを、母親の育児負担感を独立変数、心理的マルトリートメントを従属変数、母親のコミュニケーション能力を統制変数として構成した。前記因果関係モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングで検討した。その結果、因果関係モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.895$ 、 $RMSEA=0.092$ であり、統計的に許容される範囲であった。

統計解析の結果、第1に、育児負担感は心理的マルトリートメントの各領域（「拒絶」、「人格の否定」、「威嚇」、「無視」、「孤立化」）すべての因子において有意な影響を与えることを明らかにした。このことは、障害児の母親の育児負担感が高いほど心理的マルトリートメントを行う傾向が高くなることを意味する。従来、健常児の母親の育児負担感はマルトリートメントのリスク要因として指摘されているが（Lazarus ら=1991；Rodriguez ら 1997；山野 2006），本研究の結果は従来の知見を支持するものであった。障害児の母親は健常児の母親に比べてストレスが高いことが報告されており（新美 1980；稻浪ら 1994；中嶋ら 1996；渡部ら 2002），本研究の結果を勘案するなら、知的障害児の母親の育児負担感を軽減することで児に対する心理的マルトリートメントが予防できるものと推察される。

第2に、母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係において、母親のコミュニケーション能力を統制変数として投入した結果、母親のコミュニケーション能力は心理的マルトリートメントのうち、「拒絶」、「威嚇」、「無視」に直接的な影響を与えていていることが明らかとなった。このことは、母親のコミュニケーション能力が高いほど児に対して「拒絶」、「威嚇」、「無視」といった心理的マルトリートメント行為が減少することを意味する。母親のコミュニケーション能力と児に対する心理的マルトリートメントの間に直接的な関係があるという研究はなされていないが、本研究では母親のコミュニケーション能力が児に対する心理的マルトリートメントに影響することを明らかにすことができた。この結果は、親の対処能力のひとつであるコミュニケーション能力をより高度に形成させることができるとしたら、障害児の心理的マルトリートメント発生が予防できることを意味している。

第3に、母親のコミュニケーション能力は育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに有意な影響を与えていることが明らかとなった。このとき、母親のコミュニケーション能力から育児負担感へのパス係数は-0.233 となっており、母親のコミュニケーション能力が高ければ、育児負担感が軽減すること、ひいては心理的マルトリートメントの予防につながる要素と成り得ることが示唆された。前述した Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルでは、適切な資源があれば、親は積極的なプランニングや回避などのような対処行動をとりやすくなり、逆に、マルトリートメントといった対処行動を軽減もしくは防止することも可能であると仮定している。この結果は、十分かつ有効な対処資源がありさえすれば、親は適切な対処行動を選択しやすくなり、マルトリートメントのような不適切な育児行動は選択されにくくなるという Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを支持するものと言える。

以上の結果を要約するなら、本研究では、知的障害児の母親の育児負担感が高ければ高いほど心理的マルトリートメントを行う傾向にあるが、母親のコミュニケーション能力は児に対する心理的マルトリートメントに直接的のみならず、間接的には育児負担感の軽減化を通して心理的マルトリートメントを抑制することを明らかにした。このことは狭義には Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルに関連するモデルがほぼ支持されたこと、広義には Lazarus らのストレス認知理論が検証されたことを意味する。

知的障害の場合は、多動の傾向を伴うことが多く、親が、とくに毎日接している母親がそのケアに精神的にも肉体的に疲労してしまうことによる一時的な虐待行為が発生することが考えられる。言葉の遅れも大きな要因となり、母子相互のコミュニケーションが取れないこと、子どもへの愛情が伝わらないこと、それに反応してくれないこと、しつけが難しいことなどが考えられる。知的障害児を養育する家族、とりわけ、母親は障害児とのコミュニケーションの困難に戸惑い、コミュニケーション能力のなさも相まって、母親の育児負担感が増大してしまうことが危惧される。本研究の結果を踏まえて、今後の課題として、障害児の母親のコミュニケーション能力を高めるための支援策の開発が必要と言える。

日本では1974年に米国で開発されたインリアル・アプローチ (Inter Reactive Learning and Communication) が導入され、現在、その技法が活用されている。このアプローチでは障害の重い子どものコミュニケーション発達を支援する際に、関わる側のコミュニケーション能力を重視しているが、子どものそれぞれの障害や病因によるつまずきや弱さに対する知識をもつこと、子どもの行動の読み取り、意図の理解の技術が必要とされている。

本研究で使用した母親のコミュニケーション能力は、インリアル・アプローチで用いられている関わる側のコミュニケーション技法を参考に作成したものである。このようなアプローチ方法を障害児の母親のコミュニケーション能力の向上に役立てることもできよう。加えて、例えば、知的障害児通園施設や保育所、幼稚園など、障害児と直接関わる保育者が子育てに関する知識と技術を基礎に、母親に必要な助言や支援を行うことで、母親のコミュニケーション能力にプラスの効果が得られる指導が望まれる。また、障害児の家族を対象とした自助グループを活用し母親がお互いに自身の経験を話し合い、意見を交換し合うことも、障害児の特性を理解することに繋がろう。以上、障害児の母親に対する支援策を提言したが、さらに障害の種類や程度、児の年齢や家族要因などとの関連を考慮しつつ、個々のニーズに応じた支援方法をとることが重要と言える。ただし、障害児家族のマルトリートメントの発生は、ある単一の要因からは説明しきれず、今後は、コミュニケーション能力のみならず、さらなる心理的マルトリートメントの発生予防の手立てとなる個人的心理的・生理的要因、社会的・文化的要因、個人と環境との関係的要因の検討を加えながら、より適切な育児問題に関連したストレスの対処や援助方法を開発していくことが急務と思料する。

第4節 小活

本章では、本研究の課題に取り組むために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力が育児負担感と心理的マルトリートメントに与える」と仮説を立て、この仮説をもとに仮説モデルを構成し、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力」と、「育児負担感」「心理的マルトリートメント」の関連性を明らかにした。本研究では因果関係モデルを、母親の育児負担感を独立変数、心理的マルトリートメントを従属変数、母親のコミュニケーション能力を統制変数として構成した。なお、調査対象者は本論第6章と同一で、分析対象者は母親162人のデータを用いた。前記因果関係モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングで検討した。その結果、因果関係モデルのデータへの適合度は、CFIが0.895、RMSEAが0.092と統計学的な許容水準を満たしていた。以上の結果は Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルが支持されたことを示唆しており、考察では母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメント予防について検討した。

第9章 夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係

本章では、本研究の課題に取り組むために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、「夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」と仮説を立て、この仮説をもとに仮説モデルを構成し、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」と、「育児負担感」「心理的マルトリートメント」の関連性を明らかにする。そこで、本章では、本論第6章で開発された心理的マルトリートメント測定尺度を用いて「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」と「母親の育児負担感」「心理的マルトリートメント」の関連性について検討する。

第1節 調査対象と方法

1-1 対象

調査対象は、本論第6章と同一であるが（既出56ページ）、分析対象は、回収された278人のデータのうち（配布数472部で回収率は58.9%）、療育手帳を保持する知的障害児の母親215人を選定し、かつ調査項目に欠損値を有さない162人の母親とした。

1-2 調査内容

調査内容は母親の属性（年齢、児の数、学歴）、児の属性（性、年齢、障害の程度）、世帯構成、夫の育児参加、夫の情緒的サポートに関する母親の認知、育児負担感、母親の児に対する心理的マルトリートメントで構成し、いずれの内容も母親に回答を求めた。

前記調査内容のうち、「夫の育児参加」は、桐野ら（2011）の「父親の育児参加測定尺度」を使用した。この尺度は「子どもと一緒に室内で遊ぶ」「子どもを寝かしつける」「子どもの下着等を替える」など10項目で構成した。各質問項目に対する回答と数量化は、「0点：やらない」「1点：月1～2回はしている」「2点：週1～2回はしている」「3点：週3～4回はしている」「4点：毎日・毎回している」の5件法で求め、得点が高いほど、夫の育児参加が高いことを意味している。

「夫の情緒的サポートに関する母親の認知」の下位概念及び点数の付与は、本論第7章と同一である（既出70ページ）。

「育児負担感」の下位概念及び点数の付与は、本論第7章と同一である（既出70ページ）。

「心理的マルトリートメント」の下位概念及び点数の付与は、本論第6章と同一である（既出57ページ）

1-3 分析方法

分析方法は、本論第6章と同一である。統計解析に際しては、夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響すると仮定し、構造方程式モデリングを用いてそのデータへの適合性と変数間の関連性を検討した。

第2節 結果

2-1 対象者の属性等の分布

対象者の属性等の分布は表22に示した。母親の平均年齢は35.6歳（標準偏差4.7、範囲24～47歳）であった。子どもの数は「2人」が80人（49.4%）と最も多く、次いで「1人」が52人（32.1%）、「3人以上」が30人（18.5%）の順となっていた。母親の学歴は「短大・専門学校」が67人（41.4%）と最も多く、次いで「高校」が54人（33.3%）、「大学」が30人（18.5%）の順であった。世帯構成は「2世代家族」が148人（91.4%）となっており、「3世代家族」が14人（8.6%）の順となっていた。

障害児の平均年齢は4.1歳（標準偏差1.0、範囲1～6歳）であった。児の性別分布は「男児」が120人（74.1%）、「女児」が42人（25.9%）であった。障害の程度は「重度」が51人（31.5%）、「その他」が111人（68.5%）であった。

表 22 対象者の属性分布 (n=162)

項目		度数	(%)
母親の年齢		平均±SD (範囲)	35.6歳±4.7 (24-47歳)
子どもの数	1人	52	(32.1)
	2人	80	(49.4)
	3人以上	30	(18.5)
母親の学歴			
	大学	30	(18.5)
	短大・専門学校	67	(41.4)
	高校	54	(33.3)
	中学	9	(5.6)
	小学校	2	(1.2)
世帯構成		2世代家族	148 (91.4)
	3世代家族	14	(8.6)
児の年齢		平均±SD (範囲)	4.1歳±1.0 (1-6歳)
児の性別			
	男	120	(74.1)
	女	42	(25.9)
障害の程度		重度	51 (31.5)
	その他	111	(68.5)

2-2 各測定尺度の妥当性と信頼性の検討

夫の育児参加の回答分布は表 23 に示した。また、「夫の育児参加」の妥当性と信頼性を検討したところ、10 項目 1 因子モデルのデータへの適合度は許容できる水準にあった (CFI が 0.973, RMSEA が 0.087)。クロンバッック α 信頼性係数も 0.879 と良好な数値を示しており、尺度得点は 40 点満点で平均 16.1 点（標準偏差 8.9）であった。

次いで、夫の情緒的サポートに関する母親の認知の回答分布は表 24 に示した。また、「夫の情緒的サポートに関する母親の認知」の妥当性と信頼性を検討したところ、4 項目 1 因子モデルのデータへの適合度は良好な数値を示した(CFI が 0.999, RMSEA が 0.086)。また、クロンバッック α 信頼性係数は 0.939 と良好な数値を示し、尺度得点は 12 点満点で平均 7.0 点（標準偏差 4.0）であった。

母親の育児負担感の回答分布は表 25 に示した。また、「母親の育児負担感」において、「自身の社会的役割活動に関する制限感」「児に対する拒否感情」「育児に伴う経済的逼迫感」を第 1 次因子、「母親の育児負担感」を第 2 次因子とするモデルのデータへの適合度

を検討したところ、CFI が 0.987, RMSEA が 0.087 と許容水準を満たしており、かつクロンバッック α 信頼性係数も良好な数値を示した（尺度全体で 0.877、「制限感」は 0.785、「拒否感情」は 0.770、「逼迫感」は 0.913）。尺度得点は 48 点満点で平均 15.7 点（標準偏差 9.2）であった。

母親の心理的マルトリートメントの回答分布は表 26 に示した。「心理的マルトリートメント」において、「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」の 5 因子斜交モデルのデータへの適合度を検討したところ、CFI が 0.971, RMSEA が 0.067 と統計学的許容水準を満たしていた。また、クロンバッック α 信頼性係数は「拒絶」が 0.814、「人格の否定」が 0.282、「威嚇」が 0.677、「無視」が 0.713、「孤立化」が 0.547 と概ね満たし、尺度得点は 12 点満点で「拒絶」が 2.1 点（標準偏差 2.2）、「人格の否定」が 3.7 点（標準偏差 2.0）、「威嚇」が 3.7 点（標準偏差 2.2）、「無視」が 2.4 点（標準偏差 2.0）、「孤立化」が 1.5 点（標準偏差 1.6）であった。

表 23 夫の育児参加の回答分布 (n=162)

質問項目	回答カテゴリ					単位:人(%)
	やらない	月1~2回は している	週1~2回は している	週3~4回は している	毎日・毎回 している	
Xa1 子どもと一緒に室内で遊ぶ	13 (8.0)	19 (11.7)	50 (30.9)	27 (16.7)	53 (32.7)	
Xa2 子どもに絵本を読み聞かせる	94 (58.0)	28 (17.3)	24 (14.8)	7 (4.3)	9 (5.6)	
Xa3 子どもと一緒に外で遊ぶ	38 (23.5)	55 (34.0)	59 (36.4)	4 (2.5)	6 (3.7)	
Xa4 子どもを寝かしつける	61 (37.7)	18 (11.1)	34 (21.0)	15 (9.3)	34 (21.0)	
Xa5 子どもを風呂に入れる	17 (10.5)	20 (12.3)	47 (29.0)	30 (18.5)	48 (29.6)	
Xa6 子どもに食事をさせる	48 (29.6)	26 (16.0)	36 (22.2)	26 (16.0)	26 (16.0)	
Xa7 子どもの下着等を替える	44 (27.2)	29 (17.9)	42 (25.9)	25 (15.4)	22 (13.6)	
Xa8 子どもをあやす	19 (11.7)	20 (12.3)	34 (21.0)	30 (18.5)	59 (36.4)	
Xa9 保育園や幼稚園等の送り迎えをする	101 (62.3)	31 (19.1)	11 (6.8)	6 (3.7)	13 (8.0)	
Xa10 看病をする／病院に連れていく	102 (63.0)	46 (28.4)	4 (2.5)	1 (0.6)	9 (5.6)	

表 24 夫の情緒的サポートに関する母親の認知的回答分布 (n=162)

質問項目	回答カテゴリ				単位:人(%)
	全くない	時々ある	しばしばある	いつもある	
Xb1 育児で疲れたり悩んだりしているときに励ましてくれる	29 (17.9)	56 (34.6)	27 (16.7)	50 (30.9)	
Xb2 育児に関して精神的な支えになってくれる	23 (14.2)	47 (29.0)	30 (18.5)	62 (38.3)	
Xb3 育児や子どもの発達に関する心配事や悩み事があるときに、親身になって聞いてくれる	19 (11.7)	46 (28.4)	29 (17.9)	68 (42.0)	
Xb4 私が育児をすることに気遣ったり、思いやったりしてくれる	23 (14.2)	47 (29.0)	46 (28.4)	46 (28.4)	

表 25 母親の育児負担感的回答分布 (n=162)

質問項目	回答カテゴリ					単位:人(%)
	まったくない	たまにある	時々ある	しばしばある	いつもある	
【自身の社会的役割活動に関する制限感】						
Xa1 子育てのために、社会的な役割(家事や地域活動並びに仕事など)が果たせず、不安になる	55 (34.0)	58 (35.8)	30 (18.5)	14 (8.6)	5 (3.1)	
Xa2 子育てに追われ、家族や親族との関係がだんだん疎遠になると感じる	81 (50.0)	48 (29.6)	21 (13.0)	10 (6.2)	2 (1.2)	
Xa3 子育てのために、自分自身の自由な時間がとれない	17 (10.5)	37 (22.8)	41 (25.3)	42 (25.9)	25 (15.4)	
Xa4 子育てのために、趣味や学習などの個人的な活動に支障をきたしている	33 (20.4)	41 (25.3)	33 (20.4)	31 (19.1)	24 (14.8)	
【児に対する拒否感情】						
Xa5 子どもを見るだけでイヤイする	71 (43.8)	72 (44.4)	11 (6.8)	6 (3.7)	2 (1.2)	
Xa6 適切に子育てをしているにもかかわらず、報われていないと感じる	50 (30.9)	68 (42.0)	21 (13.0)	17 (10.5)	6 (3.7)	
Xa7 子どもの言動に、どうしても理解に苦しむときがある	22 (13.6)	61 (37.7)	35 (21.6)	26 (16.0)	18 (11.1)	
Xa8 子どもに対して、我を忘れてしまうほど頭に血がのぼるときがある	54 (33.3)	66 (40.7)	22 (13.6)	11 (6.8)	9 (5.6)	
【育児に伴う経済的逼迫感】						
Xa9 子育てのために、貯蓄していたお金まで使い、将来の生活に不安を感じる	58 (35.8)	42 (25.9)	23 (14.2)	26 (16.0)	13 (8.0)	
Xa10 子育てに必要な費用が家計を圧迫していると感じる	65 (40.1)	46 (28.4)	27 (16.7)	13 (8.0)	11 (6.8)	
Xa11 子育てに関わる出費のために、余裕のある生活ができなくなったと感じる	40 (24.7)	59 (36.4)	28 (17.3)	18 (11.1)	17 (10.5)	
Xa12 子どもの子育てには費用がかかりうると感じる	69 (42.6)	42 (25.9)	20 (12.3)	14 (8.6)	17 (10.5)	

表 26 母親の心理的マルトリートメントに関する回答分布 (n=162)

<単位:人(%)>

質問項目	回答カテゴリ				
	全くない	たまにある	時々ある	しばしばある	いつもある
【拒絶】					
y1 お子さんに傷つくようなことを言うことがある	47 (29.0)	85 (52.5)	14 (8.6)	11 (6.8)	5 (3.1)
y2 お子さんに「あなたなんて…」というような否定的なことはをかけることがある	109 (67.3)	38 (23.5)	6 (3.7)	7 (4.3)	2 (1.2)
y3 お子さんに他の子どもと比較するようなことを言うことがある	91 (56.2)	58 (35.8)	8 (4.9)	4 (2.5)	1 (0.6)
【人格の否定】					
y4 お子さんに細かく指示することがある	45 (27.8)	60 (37.0)	32 (19.8)	17 (10.5)	8 (4.9)
y5 お子さん自身が決めたことを(お子さんにとって危険な状況は除く)認めないことがある	33 (20.4)	85 (52.5)	36 (22.2)	6 (3.7)	2 (1.2)
y6 お子さんの年齢にふさわしくない赤ちゃん扱いをすることがある	44 (27.2)	61 (37.7)	31 (19.1)	19 (11.7)	7 (4.3)
【威嚇】					
y7 お子さんを大声で叱ることがある	9 (5.6)	64 (39.5)	33 (20.4)	40 (24.7)	16 (9.9)
y8 お子さんに感情的にあたってしまう	19 (11.7)	79 (48.8)	32 (19.8)	23 (14.2)	9 (5.6)
y9 お子さんの大事にしているおもちゃを捨てることがある	137 (84.6)	20 (12.3)	5 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
【無視】					
y10 お子さんが泣いても放っておくことがある	43 (26.5)	73 (45.1)	30 (18.5)	11 (6.8)	5 (3.1)
y11 お子さんからの要求や訴えを聞かないことがある	41 (25.3)	86 (53.1)	23 (14.2)	11 (6.8)	1 (0.6)
y12 お子さんが一生懸命なにかをやり遂げようとしている時に、励まないことがある	132 (81.5)	24 (14.8)	5 (3.1)	0 (0.0)	1 (0.6)
【孤立化】					
y13 お子さんに家族以外の人との交流の機会を与えないことがある	124 (76.5)	26 (16.0)	9 (5.6)	2 (1.2)	1 (0.6)
y14 お子さんの自由な行動を(お子さんにとって危険な状況は除く)制限することがある	50 (30.9)	83 (51.2)	17 (10.5)	8 (4.9)	4 (2.5)
y15 お子さんに親の心配するような子と遊ぶのを禁止することがある	136 (84.0)	22 (13.6)	1 (0.6)	1 (0.6)	2 (1.2)

2-3 因果関係モデルの適合度と変数間の関連性の検討

夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響を与えるといった因果関係モデルに対する適合度は、CFI=0.951、RMSEA=0.086と概ね統計学的な許容水準を満たしていた（図13）。変数間の関連性について、パス係数に着目すると、夫の育児参加から夫の情緒的育児サポートに関する母親の認知に向かうパス係数は0.669と統計学的に有意であり、夫の

情緒的育児サポートに関する母親の認知から母親の育児負担感に向かうパス係数は0.277と統計学的に有意であった。ただし、夫の情緒的育児サポートに関する母親の認知から心理的マルトリートメントのいずれの変数にも統計学的に有意ではなかった。また、母親の育児負担感は心理的マルトリートメントのすべての変数に統計学的に有意な関連性を占めており、具体的には、「拒絶」0.551、「人格の否定」0.609、「威嚇」0.525、「無視」0.369、「孤立化」0.456とすべて統計学的に有意であった。このとき、母親の心理的マルトリートメントに対する説明率は「拒絶」が30.4%、「人格の否定」が35.1%、「威嚇」が25.9%、「無視」が14.0%、「孤立化」が28.1%であり、育児負担感に対する説明率は7.7%，夫の育児サポートに関する母親の認知は44.7%であった。

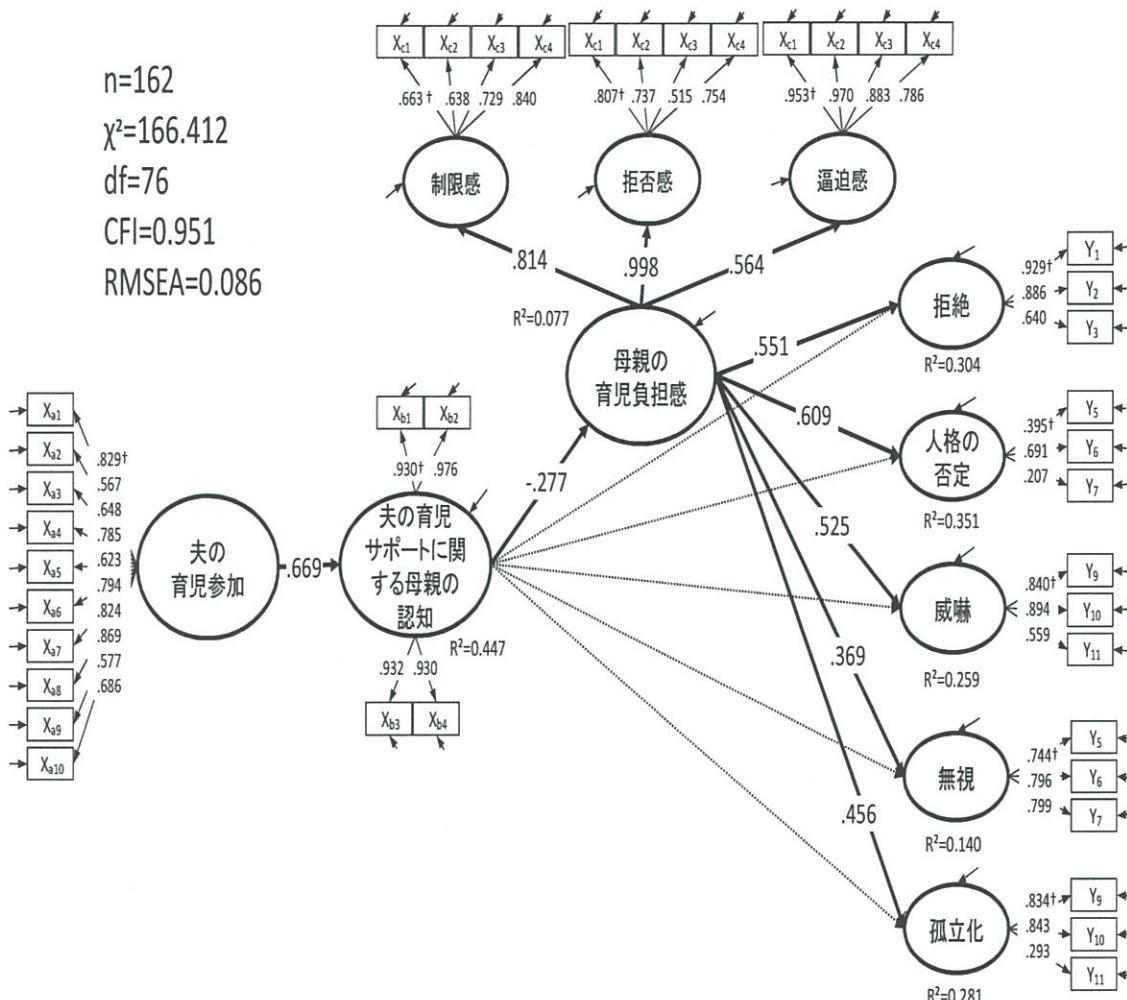


図 13 夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が
母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに及ぼす影響（標準化解）

第3節 夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメント予防への示唆

本章では、マルトリートメントの発生プロセスに着目し、障害児家族への支援指針を得るために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、「夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」と仮説を立て、この仮説をもとに仮説モデルを構成し、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」と、「育児負担感」「心理的マルトリートメント」の関連性を明らかにすることを研究目的とした。本研究では因果関係モデルを、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係において、夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響すると仮定した。前記因果関係モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングで検討した。その結果、因果関係モデルのデータへの適合度は、 $CFI = 0.951$, $RMSEA = 0.086$ であり、統計的に許容される範囲であった。

統計解析の結果、第 1 に、夫の育児参加が、夫の情緒的サポートに関する母親の認知を通して母親の育児負担感に影響を与えることを明らかにした。この結果は、父親の育児参加は母親の夫婦関係満足感や母親の精神的健康に直接的に影響せず、父親の情緒的育児サポートに関する母親の認知を通して間接的に夫婦関係満足感や母親の精神的健康に影響すること（桐野ら 2011），また「父親に支えられ、父親とともに子育てしている」というサポート度の高い知的障害児の母親は孤立感が低く負担感も軽く、子どもに対する見方がポジティブであること（田口ら 2003），障害児の父親が子どもと実際にかかわっているかどうかに対する認識というよりは、母親とよく話し、子どもの特性を理解した上で自分なりに考えをもっているかどうかに対する障害児の母親の認識こそが、育児感情と関係するとした知見（小島ら 2007）などを考慮するなら、それらと矛盾しない知見であったと推察される。また、従来の研究では、父親の育児参加と母親の育児負担感において、母親の負担を軽減させるためには、父親の子育て参加、すなわち父親の支援が重要といわれている（石井 2009）が、本研究では、夫の育児参加と母親の育児負担感の間に、夫の情緒的サポートに関する母親の認知という媒介的な変数を投入し、結果として、夫の育児参加は夫の情緒的サポートに関する母親の認知を通して育児負担感に影響を与えるという知見が得られた。

第 2 に、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリ

ートメントの関係において、母親の育児負担感を投入した結果、母親の育児負担感は心理的マルトリートメントの各領域（「拒絶」、「人格の否定」、「威嚇」、「無視」、「孤立化」）すべての因子において有意な影響を与えることを明らかにした。この知見は、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が本人の育児負担感や児に対する心理的マルトリートメントにとって有効な対処資源になる可能性が高いことを示唆している。ただし、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と児に対する心理的マルトリートメントの間に直接的な関係があるという研究はなされていないが、本研究では夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が直接的に児に対する心理的マルトリートメントに影響するのではなく、育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに影響することを明らかにした。この結果は、母親の対処資源のひとつである夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知を高めることができると、障害児の心理的マルトリートメント発生が予防できるものと推察された。前述した Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルでは、適切な資源があれば、親は積極的なプランニングや回避などのような対処行動をとりやすくなり、逆に、マルトリートメントといった対処行動を軽減もしくは防止することも可能であると仮定している。この結果は、十分かつ有効な対処資源がありさえすれば、親は適切な対処行動を選択しやすくなり、マルトリートメントのような不適切な育児行動は選択されにくくなるという Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを支持するものと言える。

以上の結果を要約するなら、本研究では、夫の育児参加は、夫の情緒的サポートに関する母親の認知を通して母親の育児負担感に影響を与えるが、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知は直接的に心理的マルトリートメントに影響するのではなく、育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに影響することを明らかにした。このことは狭義には Hillson らの児童虐待発生プロセスに関連するモデルがほぼ支持されたこと、広義には Lazarus らの認知理論が検証されたことを意味する。

本研究の結果を踏まえて、今後の課題として、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントの予防や障害児家族の支援において、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知を高めることが必要と言える。1970 年代以降、障害児・者の家族に関する研究が行われるようになってから、障害児家族に関する調査は、主に障害児と母親の関係のみに焦点があてられてきた。すなわち、障害児を養育している母親は、健常児の母親よりも心理的、身体的な負担が大きいということで、障害児の母親の育児意識や育児負担感、

育児負担感の軽減を目的としたソーシャルサポートの研究が 1980 年代後半から盛んに行われた。このような研究の背景には、障害児の主な養育者が母親であり、母親の育児負担感の軽減が障害児家族の安定に影響するという考えがあるのではないだろうか。

しかし、核家族化や少子化が進む現代社会では、とりわけ、障害児の母親は孤立感や育児への負担感を感じる場合が多く、そこで、近年、家庭における父親の役割についての関心が一層高まり、それにともなって、父親を対象とした研究もされるようになってきた。一方、障害児の父親に関する調査研究は、2000 年代に入り、散見されるようになってきたものの、これらの研究は、障害児の父親の育児体験（田中 2007）や育児意識（澤江 2000；田中 2006；小島ら 2007；三原ら 2010）に限定されたものである。重症心身障害児の父親の育児体験では、子どもの養育に対する父親の積極的なかかわりが母親の心理的負担を軽減することが、障害児の父親の育児意識では、母親の育児に対する父親の精神的サポートの役割の重要性が指摘された。本研究は、障害児の父親を対象としてはいないが、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が知的障害児の母親の心理的マルトリートメントの予防にとって有益な資源になる可能性が高いことを示唆した。このようなことが、支持されるには、学問的には障害児の父親の育児に関連した仮説を取り組んだ理論の検証を通じたモデルの開発が、臨床的には障害児の父親に対して障害児の特性を考慮した子育て方法に関する情報提供、また夫婦で参加できる両親学級等が総合的に行われる必要があろう。加えて、政策的には、働いている障害児の父親に対しては積極的に育児参加ができるような障害児家族支援が望まれよう。

以上、障害児の父親に対する支援策を提言したが、障害児家族のマルトリートメントの発生は、ある単一の要因からは説明しきれず、今後は、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知のみならず、さらなる心理的マルトリートメントの発生予防の手立てとなる個人の心理的・生理的要因、社会的・文化的要因、個人と環境との関係的要因の検討を加えながら、障害児家族の支援方法を開発していくことが望まれよう。

第 4 節 小活

本章では、本研究の課題に取り組むために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が育児負担感と心理的マルトリートメントに与える」

と仮説を立て、この仮説をもとに仮説モデルを構成し、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」と、「育児負担感」「心理的マルトリートメント」の関連性を明らかにした。本研究では因果関係モデルを、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係において、夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響すると仮定した。なお、調査対象者は本論第6章と同一で、分析対象者は母親162人のデータを用いた。前記因果関係モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングで検討した。その結果、因果関係モデルのデータへの適合度は、CFIが0.951、RMSEAが0.086と統計学的な許容水準を満たしていた。以上の結果は Lazarusらのストレス認知理論に基づく Hillsonらの児童虐待のストレスとコーピングモデルが支持されたことを示唆しており、考察では夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメント予防について検討した。

III 結論

序論では、子どものマルトリートメントの発生の理論に関する文献、子どものマルトリートメントの発生の要因に関する文献、障害児のマルトリートメントに関する文献、障害児家族のストレスに関する文献を検討し、本研究の目的と課題を設定した。本論では、心理的マルトリートメントの概念を定義し、関連理論と先行研究を基礎に調査の理論的枠組みを構築した。さらに、障害児家族の支援に関する指針を得ることをねらいとして、就学前の知的障害児の母親のマルトリートメントに関連する要因を明らかにするために、就学前の知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度を開発し、知的障害児の母親の育児負担感、母親のコミュニケーション能力、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が児に対する心理的マルトリートメントにどのようなメカニズムで関連しているのかについて仮説モデルを組み立て、仮説モデルのデータへの適合度を実証的に検討した。

結論では、本研究で得られた結果をまとめるとともに、研究成果と今後の課題について述べる。まず、本研究のまとめでは、序論で述べた本研究の目的と目的達成のために立てた4つの課題、及び本論で述べた仮説モデルの検証を通して明らかになった就学前の知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因のメカニズムについて再確認する。次に、研究成果では、「課題1：知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発（本論第6章）」「課題2：知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係（本論第7章）」「課題3：知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係（本論第8章）」「課題4：夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係（本論第9章）」より得られた知見として、障害児家族支援への示唆について述べる。最後に、今後の課題では、今後残された課題について述べる。

第 10 章 結論

第 1 節 本研究のまとめ

近年、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の施行など、障害者の尊厳と権利を保障するための取り組みがなされつつある。しかし、障害児・者の虐待は、これまでマスコミ等を含めて折々に課題として取り上げられてきたが、その問題への対策は基本的には問題を起こした当事者の責任として位置付けられており、被虐待者への支援や保護は事後的な対応になっている。そのため、障害児・者の虐待についての対策はきわめて不十分な状態に置かれているといえる。したがって、障害児・者の尊厳と権利を保障するためには、障害児・者の虐待問題を一層、社会的な問題として認識し、障害児・者の虐待に対する対策を早急に講じなければならない。とりわけ、障害児の虐待を予防するためには、家庭で障害児の養護に直接関わっている養護者に対する支援が必要不可欠で、障害児を養育する家族の負担感やストレスの研究とともに障害児の虐待に関連する要因について詳細な検討、さらにはその要因から導き出される養護者に対する支援について検討する必要があると考え、障害児を養育する家族、とりわけ、就学前の知的障害児の母親のマルトリートメントに着目した。そこで、子どものマルトリートメントの発生の理論に関する先行研究、子どものマルトリートメントの発生の要因に関する先行研究、障害児のマルトリートメントに関する先行研究、障害児家族のストレスに関する先行研究を検討した。この結果、学問的課題として、①子どものマルトリートメントのメカニズムを解明できる統合的な理論に基づき、実証的研究を試みること、②子どものマルトリートメントの発生における多くのリスク因子と補償因子を考慮したより包括的な枠組みで、さまざまな因子との関連性について知見を重ねる必要があること、③障害児家族のマルトリートメントに関するメカニズムの解明を企図した実証研究を行うこと、④マルトリートメントに関する測定尺度を開発することを示した。以上の社会的背景、学問的課題を踏まえ、本研究の目的は、「知的障害児の母親のマルトリートメントに関連する要因を明らかにする」こととした。そして、本研究では、この目的を達成するために以下の 4 つの課題を立てた。

課題 1：知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発

(本論第 6 章)

課題 2：知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係

(本論第 7 章)

課題 3：知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関

係（本論第8章）

課題4：夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係（本論第9章）

本研究では、上記の課題に取り組むために、子どものマルトリートメントの発生について言及している Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを援用し、先行研究との関連の整合性を考慮して仮説を立てた。さらに、4つの仮説モデルを構成し構造方程式モデルを用いて仮説モデルのデータへの適合性を判断した。

まず、課題1では、「知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発」のために、「心理的マルトリートメントは、拒絶（spurning）・人格の否定（exploiting /corrupting）・威嚇（terrorizing）・無視（denying emotional responsiveness）・孤立化（isolating）という要素から構成される」とした因子構造モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに要素間の関連性について検討した。調査対象者は、知的障害児通園施設12カ所を利用する母親とし、分析には知的障害児の母親163人のデータを用いた。統計解析では、心理的マルトリートメントを拒絶、人格の否定、威嚇、無視、孤立化で構成される5因子斜交因子モデルとして仮定し、因子構造モデルの側面から、構造方程式モデリングを用いた構成概念妥当性の検討を行った。その結果、仮説モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.927$, $RMSEA=0.083$ と統計学的な許容水準を満たしていた。このことは、心理的マルトリートメントは拒絶、人格の否定、威嚇、無視、孤立化という要素からなるという仮説が支持されたことを意味している。この結果は、仮説が依拠する先行研究を支持するものである。また、新たに開発した尺度は、構成概念妥当性に加えて信頼性を備えていることが示された。

課題2では、「知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係」の解明のために、Bronfenbrenner（1977）の人間発達生態学理論と関連する先行研究を基礎とする「母親の育児負担感が心理的マルトリートメントに影響する」とした因果関係モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに要素間の関連性について検討した。なお、調査対象者は課題1と同一で、分析には知的障害児の母親158人のデータを用いた。仮説モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングを用いて検討した。その結果、仮説モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.926$, $RMSEA=0.070$ であった。育児負担感

から心理的マルトリートメントの各因子に向かうパス係数はすべて統計学的な許容水準を満たしていた。このことは、知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関連は、育児負担感から心理的マルトリートメントへと向かうという仮説が支持されたことを意味している。この結果は、Bronfenbrenner の人間発達生態学理論と関連する先行研究を支持するものである。以上の結果により、知的障害児の母親の育児負担感が児に対する心理的マルトリートメントに影響することを考慮するならば、障害児家族における心理的マルトリートメント予防のために母親の育児負担感を軽減することが示唆された。

課題 3 では、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係」の解明のために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson ら (1994) の児童虐待のストレスとコーピングモデルを基礎とする「母親のコミュニケーション能力が直接的にまたは育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに影響する」とした因果関係モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに要素間の関連性について検討した。なお、調査対象者は課題 1 と同一で、分析には知的障害児の母親 162 人のデータを用いた。仮説モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングを用いて検討した。その結果、仮説モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.895$, $RMSEA=0.092$ であった。育児負担感から心理的マルトリートメントの各因子に向かうパス係数はすべて統計学的な許容水準を満たしていた。また、母親の「コミュニケーション能力」から「育児負担感」に向かうパス係数は -0.233 であり、母親の「コミュニケーション能力」から「拒絶」に向かうパス係数は -0.434, 「威嚇」に向かうパス係数は -0.215, 「無視」に向かうパス係数は -0.491 であり、統計学的な許容水準を満たしていた。このことは、知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関連は、母親のコミュニケーション能力が直接的に心理的マルトリートメントに影響するだけではなく、育児負担感を通して間接的に心理的マルトリートメントに関連していることを意味している。この結果は、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを支持するものである。以上の結果により、知的障害児の母親のコミュニケーション能力の向上は、母親の育児負担感の軽減及び心理的マルトリートメントの予防にとって有効な方策になることが示唆された。

課題 4 では、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係」の解明のために、Lazarus らのストレス認知理論に基づく Hillson らの児童虐待のストレスとコーピングモデルを基礎とする「夫の育児参加の頻度が夫の情

緒的サポートに関する母親の認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響する」とした因果関係モデルを構成し、そのモデルのデータに対する適合度ならびに変数間の関連性について検討した。なお、調査対象者は課題1と同一で、分析には知的障害児の母親162人のデータを用いた。仮説モデルのデータへの適合性は構造方程式モデリングを用いて検討した。その結果、仮説モデルのデータへの適合度は、 $CFI=0.951$, $RMSEA=0.086$ であった。育児負担感から心理的マルトリートメントの各因子に向かうパス係数はすべて統計学的な許容水準を満たしていた。また、「夫の育児参加」から「夫の情緒的育児サポートに関する母親の認知」に向かうパス係数は0.669、「夫の情緒的育児サポートに関する母親の認知」から「母親の育児負担感」に向かうパス係数は-0.277であり、統計学的な許容水準を満たしていた。このことは、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関連は、夫の育児参加の頻度が夫の情緒的サポートに関する母親の認知を促進し、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに関連していることを意味している。この結果は、Lazarusらのストレス認知理論に基づくHillsonらの児童虐待のストレスとコーピングモデルを支持するものである。以上の結果により、父親の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知を高めることは、母親の育児負担感の軽減及び心理的マルトリートメントの予防にとって有効な方策になることが示唆された。

以上、4つの仮説モデルの検証により課題1、課題2、課題3、課題4を解明した。これにより、知的障害児の母親のマルトリートメントに関連する要因のメカニズムが説明された。

第2節 障害児家族支援への示唆

本研究は、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する実証研究として、従来の議論を検証し蓄積する試みとなり、今後の研究に貢献すると考える。その意味で、本研究は、従来の研究から新たな枠組みを作り上げ、理論的枠組みに基づく仮説モデルを構成し検証するという基礎的な研究となった。その実証による結果から「心理的マルトリートメント」に関する具体的な項目を提示できたと考えられる。

また、障害児家族の支援に関する示唆を得るために、「知的障害児の母親の育児負担感、

知的障害児の母親のコミュニケーション能力、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が、「知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する」と仮説を立て、この仮説をもとに仮説モデルを構成し、「知的障害児の母親の心理的マルトリートメント」と、「知的障害児の母親の育児負担感」、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力」、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」の関連性を明らかにできたと考えられる。

この目的を達成するために立てた4つの課題、「課題1：知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度の開発（本論第6章）」、「課題2：知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係（本論第7章）」、「課題3：知的障害児の母親のコミュニケーション能力と心理的マルトリートメントの関係（本論第8章）」、「課題4：夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知と心理的マルトリートメントの関係（本論第9章）」により得られた知見から、障害児家族の支援への示唆として、①心理的マルトリートメントの明確化の必要性、②知的障害児の母親の育児負担感軽減のための支援、③知的障害児の母親のコミュニケーション能力向上のための支援、④知的障害児の父親の育児参加のための支援、⑤養護者の心理的マルトリートメントのチェックリスト策定の必要性、⑥知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因のメカニズムの解明、という研究成果が得られた。

2-1 心理的マルトリートメントの明確化の必要性

本研究では、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントの構造において、「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」の5つの潜在変数は無視できない要因であることが示唆された。換言するなら、従来、心理的マルトリートメントの定義の困難さが指摘されてきたが、心理的マルトリートメントの構造は、「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」の5つの潜在変数からなる5因子斜交因子構造モデルに集約できることが確認された。

心理的マルトリートメントは、従来の研究（Garbarino ら 1986；Hart ら 1987；APSAC1995;=2008）に共通していた心理的マルトリートメントを構成する5つの因子（「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」）を基礎に、それら因子に所属する調査項目を従来の研究業績（高橋ら 1995；花田ら 2003；大原 2003；唐ら 2005）も参考にしつつ、

また可能な限り内容が重複せずより適切であると推察される項目を、しかも因子間の得点の比較も可能なように同数となるようにとりまとめ、最終的に 15 項目を調査に使用した。

具体的には、心理的マルトリートメントの因子「拒絶」（これは、子どもを拒絶したりけなしたりする養育者の言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、「Y1.お子さんに傷つくようなことを言うことがある」「Y2.お子さんに‘あなたなんて・・・’というような否定的なことばをかけることがある」「Y3.お子さんに他の子どもと比較するようなことを言うことがある」の 3 項目、また因子「人格の否定」（これは、養育者が過干渉や自律性を剥奪すること、また発達年齢に不似合いな行動を示すといった子どもの人格を否定するような言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、「Y4.お子さんに細かく指示することがある」「Y5.お子さん自身が決めたことを（お子さんにとって危険な状況は除く）認めないことがある」「Y6.お子さんの年齢にふさわしくない赤ちゃん扱いをすることがある」の 3 項目、さらに因子「威嚇」（これは、子どもに大切なものを棄てたり脅かすことで恐怖心を引き起こす養育者の言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、「Y7.お子さんを大声で叱ることがある」「Y8.お子さんに感情的にあたってしまう」「Y9.お子さんの大事にしているおもちゃを捨てることがある」の 3 項目、またさらに因子「無視」（これは、子どもが関係を持とうとする試みや欲求を無視する（子どもに感情を示したり、世話をしたり、愛情を示さない）ことや、子どもとの関わりの中で全く感情を表出しない養育者の言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、「Y10.お子さんが泣いても放っておくことがある」「Y11.お子さんからの要求や訴えを聞かないことがある」「Y12.お子さんが一生懸命なにかをやり遂げようとしている時に、励まされないことがある」の 3 項目、最後の因子「孤立化」（これは、家庭の内外で友だちや大人とつきあったり話をする欲求をかなえるような機会を常に子どもに与えようとしない養育者の言語的・非言語的行為を意味する）に関連する項目として、「Y13.お子さんに家族以外の人との交流の機会を与えないことがある」「Y14.お子さんの自由な行動を（お子さんにとって危険な状況は除く）制限することがある」「Y15. お子さんに親の心配するような子と遊ぶのを禁止することがある」の 3 項目で構成した。本論第 6 章において、この尺度は、因子モデルの側面からみた構成概念妥当性と信頼性が明らかにされている。各質問項目に対する回答と数量化は「0 点：まったくない」「1 点：たまにある」「2 点：時々ある」「3 点：しばしばある」「4 点：いつもある」の 5 件法とした。

障害児の母親の心理的マルトリートメント測定尺度のクロンバックの α 信頼性係数は、

因子「拒絶」が 0.796, 因子「人格の否定」が 0.368, 因子「威嚇」が 0.625, 因子「無視」が 0.719, 因子「孤立化」が 0.526 であった。また、本研究では測定される心理的マルトリートメントの内容が、障害児の属性とどのような関係があるかという観点から、前記測定尺度の構成概念妥当性について検討した。その結果、本研究で取り上げた障害児の 5 つの属性（児の年齢、性別、障害程度、問題行動、コミュニケーション状態）は、いずれも心理的マルトリートメントと関係し、特に、児の問題行動の状況は、母親の児に対する心理的マルトリートメントを構成する 5 因子と関係することが明らかとなった。このように障害児の発達状態（発達年齢等）が少なからず母親の心理的マルトリートメントに関係しており、児の発達上の特徴を適切に理解することは障害児の母親にとって必須の課題であり、そのための適切な情報を提供するのは専門家の重要な課題と言えよう。

これまで、欧米では、マルトリートメントのリスク要因をスクリーニングするためのスケールがいくつか考案されているが (Milner1986), マルトリートメントに該当するような行為の実行頻度を直接的に尋ねるものではなく、またそれらを総合的に把握できるものではなかった。本研究では、従来の研究を基礎に、子どものマルトリートメントにおいて多発することが知られている心理的マルトリートメントをより総合的に把握することを試みた。その結果、心理的マルトリートメントの構造は、「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」の 5 つの潜在変数からなる 5 因子斜交因子構造モデルに集約されることが確認できた。従来、心理的マルトリートメントの定義をめぐってさまざまな議論が重ねられ、心理的マルトリートメントのカテゴリーは提示されているものの、心理的マルトリートメントの構造はほとんど明らかにされていなかった。本研究で心理的マルトリートメントの構造が明確にされたことによって、今後、心理的マルトリートメントに早期介入し、心理的マルトリートメントの予防や親子関係の質の向上につながると考えられる。さらに、障害児家族の支援において、心理的マルトリートメントの予防に取り組みやすいよう具体的な支援策を立てる場合に、本研究で開発できた心理的マルトリートメント測定尺度は一定の成果、現状評価や介入効果にとって有効な機能をもつものと期待できる。

2-2 知的障害児の母親の育児負担感軽減のための支援

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することである(厚生労働省 2012c)。

しかし、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要であるため、障害者虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチとして養護者の負担軽減策を積極的に図る必要がある（厚生労働省 2012c）。つまり、障害者の養護者の負担が障害者虐待のリスク要因の一つで、虐待防止のために養護者の負担軽減のための取り組みが求められている。障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のために、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されている（第14条第1項）。ただし、養護者によるマルトリーントメントの発生において、養護者がマルトリーントメントの加害者としてのみ捉えられるべきではなく、養護者自身も何らかの支援を必要としていると捉えることが重要だと言える。障害児のマルトリーントメントの問題においても、障害児や家族、とりわけ、母親のみの問題として捉えるのではなく、家族全体の問題、ひいては、社会の問題として理解し、障害児や家族に対する積極的な支援を行うことが必要だと考えられる。さらに、マルトリーントメントの早期発見・早期介入に向けてチェックリストを活用し、障害児の家族等にマルトリーントメントが疑われる場合には、積極的に相談に乗って問題を把握するとともに、早期に支援することが必要である。

一方、近年の改正障害者基本法（2011年）では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を掲げている。従来、障害児の家族、とりわけ、障害児の母親は常に介護者や準治療者といった役割を背負わされてきていると言える。日本の社会福祉制度は主に在宅の家族介護を前提として、家族の介護や養育は主にその家族に押し付けており、障害児の養育を、母親に期待している構造が存在している。また、障害児の家族への支援は、障害児への支援がそのまま家族への支援と見なされる傾向があり、障害児の家族を個人として支援していく制度や施策はほとんど行われなかつた。中根（2002）は障害児をもつ家族に対する研究は、障害をもつ子に注目する医学モデルが優勢であった結果、家族に対する支援方策はあっても、「親」に対する支援策は、いまだに体系化されず研究も進んでいないと述べている。本研究は知的障害児の母親を対象としているが、母親を「知的障害児の母親」としてではなく、それぞれに個別の存在として支援方策を考えていく必要があると考えられる。したがって知的障害児の母親の育児負担感の軽減への示唆は、障害児の心理的マルトリーントメントの予防はもちろん、母親個人のQOLの向上にもつながると考えられる。

そこで、知的障害児の母親の育児負担感の軽減のためには、障害福祉サービス（レスパイト・サービス等）や各種の地域資源の利用、親の会等への参加を促進することが必要だ

と考えられる。特に、母親の育児負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスの利用など、母親が休める時間や場所を確保できるサービスを積極的に利用することも考えられる。さらに、障害児の障害特性に関する正確な知識や養育技術に関する情報も早期の段階から提供していくことが必要で、障害児の各発達段階のニーズに沿った的確な情報を提供しながら、母親への継続的な支援をしていくことが重要であると考えられる。

本研究における知的障害児の母親の「育児負担感」は、「自身の社会的活動に関する制限感」「児に対する拒否感情」「育児に伴う経済的逼迫感」の3因子12項目で構成されている。それぞれの因子の質問項目の内容を踏まえて、今後必要とされる支援について述べたい。

まず、「自身の社会的活動に関する制限感」は、①子育てのために、社会的役割が果たせず、不安になる、②子育てのために、家族や親族との関係がだんだん疎遠になると感じる、③子育てのために、自分自身の自由な時間が取れない、④子育てのために、趣味や学習などの個人的な活動に支障をきたしている、の質問項目で構成されている。そこで、知的障害児の母親自身の社会的活動に関する制限感の軽減を図る必要があると考えられる。津止ら（2004）は、京都府における障害児と家族の生活実態調査をもとに、母親の就労率が約50%でしかないことや、就労していない母親の約7割が就労を希望していることなどを示しながら、母親が働きたくても働けない実態に言及している。丸山（2011）は、障害児を育てる母親が就労を続けることの困難さを指摘し、障害児を育てる母親の就労に影響を与える要因として、(1)学校の長期休業期間に特に大きくなる、放課後・休日における子どものケアの必要性、(2)病院や訓練機関に子どもを通わせることなど、障害のある子どもを育てるうえで母親が担う様々な役割、(3)障害のある子どもの祖母など、母親以外の家族による援助、(4)障害のある子どものケアに関わる社会資源、(5)母親の労働環境を取り上げている。また、上村ら（1999）は、就学前の障害児を育てる母親を対象とするアンケート調査から、就労中の母親は「時間に追われるものの、精神的に安定し、母子癒着に陥ることなく、子どもの存在や成長を客観視していることがうかがわれる」としている。久保山（2006）も、障害児を育てながら働く母親へのインタビュー調査において、仕事を続けてきて良かったことについて、「気持ちが切り替えられる」という内容の回答が最も多かったことを報告している。母親が就労することで育児に関する母親のストレスが軽減される場合が少なくないことがわかる。このように、障害児の母親の社会的活動は、子育ての充実や母親自身のQOLの観点からも積極的な側面をもつが先行研究から示されて

いる。従来、障害児への支援として、母親・保護者のレスパイト・サービス、障害児の療育・訓練、障害児の社会参加の支援などが行われてきているが、母親の社会的活動の保障という観点からの支援はほとんど構築されていない。今後、知的障害児の母親の育児負担感の軽減のためには、このような「母親の社会的活動の保障」ができる支援体制が必要と考えられる。

次いで、「児に対する拒否感情」は、①子どもを見ているだけでイライラする、②適切に子育てしているにもかかわらず、報われていないと感じる、③子どもの言動に、どうしても理解に苦しむときがある、④子どもに対して、我を忘れてしまうほど頭に血がのぼることがある、の質問項目で構成されている。種子田ら（2004）は、障害児の問題行動のうち、「感情統制困難」因子に含まれる行動が母親の障害児あるいは育児そのものに対する拒否的感情をより直接的に高めることを明らかにしている。また、呉ら（2006）は、障害幼児の発達特性のうちの問題行動が母親のニーズと関連性を持っていたと報告し、問題行動の得点が高い児を育児している母親は、「支援に対するニーズ（Need for support）」と「地域サービスに対するニーズ（Community support）」が多い傾向があると述べている。以上を踏まえ、今後、知的障害児の母親の育児負担感の軽減のためには、児の問題行動と関連がある児に対する拒否感情に着目し、児の障害特性や問題行動に対する対応方法についてのサポートが必要と考えられる。

次いで、「育児に伴う経済的逼迫感」は、①子育てに必要な費用が家計を圧迫していると感じる、②子育てに関わる出費のために、余裕のある生活ができなくなったと感じる、③子どもの子育てには費用がかかりすぎると感じる、④子育てのために、貯蓄していたお金までも使い、将来の生活に不安を感じる、の質問項目で構成されている。田中（2010）は、障害者の家族を対象とした調査から、障害児者の母親の就労率が同年代の有配偶女性の就労率に比べて大幅に低くなっていることを示し、障害者のいる家族は、一般世帯と比較して経済的収入が低位におかれていることを明らかにしている。また、障害者家族が貧困に陥る構造としては、家計がシングルインカムによって支えられていることや本人にかかる支出が本人収入を上回ることを指摘した。以上を踏まえ、今後、知的障害児の母親の育児負担感の軽減のためには、障害児・者家族への経済的支援や就労を希望している母親が働く就労環境を整備していくことが必要と考えられる。

一方、2012年4月から、障害児支援が強化され、これまで障害者自立支援法のもと提供してきた児童デイサービスは廃止され、児童福祉法のもと児童発達支援あるいは放課

後等デイサービスとして提供されることになった。児童発達支援では、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うこととされており、障害児への支援だけではなく、地域の障害児とその家族を対象とした支援が位置付けられた。今後は、障害児への支援のみではなく、障害児家族のメンバーである母親、父親、兄弟等を視野に入れた個々人に着目する家族支援の必要性があるだろう。

2-3 知的障害児の母親のコミュニケーション能力向上のための支援

本研究では、知的障害児の母親の育児負担感と心理的マルトリートメントの関係において、母親のコミュニケーション能力を統制変数として投入した結果、母親のコミュニケーション能力は心理的マルトリートメントのうち、「拒絶」、「威嚇」、「無視」に直接的な影響を与えていていることが明らかとなった。このことは、母親のコミュニケーション能力が高いほど児に対して「拒絶」、「威嚇」、「無視」といった心理的マルトリートメント行為が減少することを意味する。この結果は、親の対処能力のひとつであるコミュニケーション能力をより高度に形成させることができると、障害児の心理的マルトリートメントが軽減できることを意味している。

一般的に知的障害があると、幼児期は言葉の遅れ、落ち着きの無さ等が顕在化しやすい傾向にあり、コミュニケーションが困難であるため対人関係を結びにくいことが知られている。特に自閉症児は、情緒的な交流に障害があり他者と関わることを目的とした行動が少ないと言われている（小林 1999）。蓬郷ら（1987）は、自閉症児にみられるコミュニケーションや社会性の問題が母親のストレスを増大するとし、母親の精神的な負担感が大きいと考察している。

従来、障害児のコミュニケーションの問題はよく指摘されており、障害児のコミュニケーションに関する研究は教育分野のものが多く、障害児を対象としたコミュニケーションの訓練や指導に関する研究が多い。しかし、コミュニケーション行動の研究は、「from speech to communication」という立場から「from communication to speech」という立場へと移行し、言語の伝達機能を重視する動きが見られる（内田ら 1992）。以前はコミュニケーションの発達の指導として言語を獲得することに重点がおかれていたが、子どもは、言語を話すようになる前から視線やジェスチャーなどによってコミュニケーションを行い、それが基礎となって言語を獲得していくようになると考えられるようになった。

そこで、ことば以前のコミュニケーションの段階が注目されるようになり、コミュニケーションにおける大人の果たす役割の重要性が叫ばれるようになってきた（瀬島 1998）。

柳澤（1995）は、指導者の指示性の高く応答性の低い姿勢、手を出しすぎた行動、一方的な関わり方がコミュニケーション成立の失敗要因となったと述べている。また、足立ら（1993）は、精神発達遅滞児と母親のコミュニケーションの状態を明らかにすることの重要性を言及し、母親との遊び場面における相互交渉の様相を分析している。その結果、母親の一方的な指示、禁止、強制、非難的な声かけがコミュニケーションの障害の原因で、両者の相互交渉が成立するような考え方を母親に指導、援助していく必要があると述べている。

ここでは、知的障害児の母親のコミュニケーション能力向上への示唆として、ペアレント・トレーニング（parent training）、語用論に基づくインリアル・アプローチ（Interactive Reactive Learning and Communication）を取り上げてみたい。

まず、ペアレント・トレーニング（parent training）とは「親が自分の子どもに対する最良の治療者になれるという考えに基づき、親を対象に子どもの養育技術を習得させるトレーニング」である（大限ら 2001）。ペアレント・トレーニングは、1960 年代のアメリカを中心に始まり、初期は精神遅滞や自閉症の児を対象として、親が家庭で子どもに対して訓練を行えるようにすることが目的であった。しかし、1980 年代に入り軽度発達障害児に対するペアレント・トレーニング、特に注意欠陥・多動性障害（ADHD）児をもつ養育者を対象としたペアレント・トレーニング法が開発され、ペアレント・トレーニング・プログラムがマニュアル化している。日本では、障害児の保護者に対するペアレント・トレーニング・プログラムとして、肥前方式親訓練プログラム、田川方式（福岡県立大学）親訓練プログラム、奈良医大 ADHD 家族教室プログラム、精研方式 PT プログラム、新潟大学方式親のスキル訓練プログラム等が取り入れられている（水内ら 2007）。

本論文では、ペアレント・トレーニングの中で、自閉症児に対する代表的なアプローチとして、TEACCH（Treatment and Education of Autistic and related Communication handicapped Children）プログラムを例に挙げて論じる。このプログラムは、自閉症児ならびにコミュニケーションやソーシャルスキル、認知能力に障害をもつ子どもの治療教育のためにノースカロライナ州の TEACCH 部によって開発されたもので、1972 年にスタートし、現在では、全州規模のプログラムになっている。各センターを通して全国規模で自閉症や近縁の障害をもつ人びとに対して診断、評価、治療教育のサービスを提供し、

プログラムを実施している現場の職員に対してコンサルテーションと研修を行っている。このプログラムは幼児期から成人期にいたる時間的一貫性、ならびに、家庭、学校、仕事場、地域を巻き込んだ空間的一貫性をもち、対象者の青年期以降の適応について、成功している治療教育プログラムであると評価されている。このプログラムの主な特徴は、「構造化された環境」である。自閉症児の周りの環境を構造化することで、親や周りの人は、子どもとコミュニケーションを図ることができる。ここで重要なことは、自閉症児のコミュニケーションの発達をただ促すのではなく、自閉症児の周りの人が自閉症児に合わせることである。コミュニケーションに何らかの障害をもつ人でも、周りがコミュニケーションの方法を工夫すればコミュニケーションがとれるという視点を持っている。

次いで、日本では1974年に米国で開発されたインリアル・アプローチ (Inter Reactive Learning and Communication) が導入され、現在、その技法が活用されている。このアプローチでは障害の重い子どものコミュニケーション発達を支援する際に、関わる側のコミュニケーション能力を重視しているが、子どものそれぞれの障害や病因によるつまりや弱さに対する知識をもつこと、子どもの行動の読み取り、意図の理解の技術が必要とされている。本研究で使用した母親のコミュニケーション能力は、インリアル・アプローチで用いられている関わる側のコミュニケーション技法を参考に作成したものである。このようなアプローチ方法を障害児の母親のコミュニケーション能力の向上に役立てることもできよう。

本研究では、母親のコミュニケーション能力が高いほど児に対して「拒絶」、「威嚇」、「無視」といった心理的マルトリートメント行為が減少するということが明らかにされている。今後、知的障害児のコミュニケーション障害や母親のコミュニケーション能力を踏まえたペアレント・トレーニング・プログラムの開発、TEACCHプログラムを活用したコミュニケーションプログラムの作成、インリアル・アプローチの関わる側のコミュニケーション技法を応用していくことは、母親のストレス軽減及び心理的マルトリートメントの予防に役立つと考えられる。

2-4 知的障害児の父親の育児参加のための支援

従来、一般的に子どもの療育の中心は母親で、障害児の養育においても、父親よりも母親の存在が重視されてきた。障害児家族に関連した調査研究では、障害児の主な養育者が

母親であり、母親の育児負担感の軽減が障害児家族の安定に影響するという背景の中で、主に障害児と母親の関係のみに焦点を当ててきた。とりわけ、障害児の母親の育児意識や育児負担感、育児負担感の軽減を目的としたソーシャルサポートの研究が 1980 年代後半から盛んに行われた。

一方、障害児の父親に関する研究は（樋口 1983；三原 2004；田中 2007；澤江 2000；田中 2006；小島ら 2007；三原ら 2006；三原ら 2010；玄 2011），障害児の父親の育児体験や育児意識に限定されたものが多い。本研究では、夫の育児参加の頻度が母親の夫からの情緒的サポート認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響するというメカニズムが示唆された。従来の研究では、父親の育児参加と母親の育児負担感において、母親の負担を軽減させるためには、父親の子育て参加、すなわち父親の支援が重要といわれている（石井 2009）が、本研究では、夫の育児参加と母親の育児負担感の間に、夫の情緒的サポートに関する母親の認知という媒介的な変数を投入し、結果として、夫の育児参加は夫の情緒的サポートに関する母親の認知を通して育児負担感と心理的マルトリートメントに影響を与えるという知見が得られた。

障害児をもつ母親の精神的健康や養育態度に最も影響するのは、配偶者（夫）からのソーシャルサポートであると多くの研究で指摘されている。岡野ら（2012）は、学童期の広汎性発達障害児をもつ夫婦 40 組を対象とした調査研究から、母親は、父親（夫）に母親へのサポートだけではなく、子どもへのサポートも求めていたことが明らかになった。本研究における夫の育児参加は、「子どもと一緒に室内で遊ぶ」「子どもに絵本を読み聞かせる」「子どもと一緒に外で遊ぶ」「子どもを寝かしつける」「子どもを風呂にいれる」「子どもに食事させる」「子どもの下着等を替える」「子どもをあやす」「保育園や幼稚園等の送り迎えをする」「看病する/病院につれていく」といった、子どもとの直接的な関わりである。本研究では、このような夫の育児参加が母親の夫からの情緒的サポート認知に関連し、さらに母親の育児負担感と心理的マルトリートメントに影響することが示された。

本研究の結果を踏まえ、今後、知的障害児の父親の育児参加において、子どもとの直接的な関わりを持った育児参加や母親に対する情緒的サポートに着目することは、母親の育児負担感の軽減や心理的マルトリートメントの防止に役立つと考えられる。障害児の父親の育児を促進していくためには、政策的課題、学問的課題、臨床的課題があるだろう。

内閣府（2012）の平成 24 年版「子ども・子育て白書」を参照すると、男性の子育てへの関わりを促進するために、①男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）、②父

親の育児に関する意識改革、啓発普及、③男性の家事・育児に関する意識形成が取り上げられているが、障害児の父親においてもこのような政策的な課題に取り組む必要があるだろう。学問的には、障害児の父親の育児参加に関する調査研究がほとんどないことを考慮し、早急に障害児の父親の育児参加に関連した仮説を取り込んだ理論の検証を総合的に行っていく必要性が示唆された。臨床的には、父親に対して障害児の子育ての方法に関する情報の提供、父親も気軽に参加できるペアレント・トレーニングや親の会などに関する支援、父親も参加できる休日の両親学級等が総合的に行われる必要がある。

2-5 養護者の心理的マルトリートメントのチェックリスト策定の必要性

近年、障害者虐待防止法の施行を前後に、障害者虐待防止のための指針及びチェックリスト等が作成されつつある（厚生労働省 2012c；厚生労働省 2012d；NPO 法人 PandA-J 2011；全国社会福祉協議会 2012；日本社会福祉士会 2013）。しかし、障害者虐待防止のための指針及びチェックリストをみると、ほとんどが職員や支援者等に向けた施設・地域における障害者虐待防止のチェックリスト用である。まず、全国社会福祉協議会（2012）は、「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」のうちの「早期発見チェックリスト」の中で心理的虐待の着眼点として、以下の項目を上げている。つまり、以下のような項目に多く当てはまると、心理的虐待の可能性が高いとしている。

- ① 自傷、かきむしりなど自らを傷つけるような行為が増えていませんか？
- ② 生活リズムが急に不規則になったようなことはありませんか？
- ③ 身体を萎縮させるようなことがありませんか？
- ④ 突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったと感じられることはありますか？
- ⑤ 過食や拒食等、食事について変化が見られませんか？
- ⑥ 以前よりも意欲がなくなった、投げやりな様子になった等と感じることはありますか？
- ⑦ 体調が悪いと訴える機会が増えていますか？

一方、NPO 法人 PandA-J（2011 年）の「サービス提供事業所における虐待防止指針及び身体拘束対応指針」においては、「障害者虐待発生チェックリスト」で心理的虐待のサインを以下のように挙げている。

①かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる

- ②不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- ③身体を萎縮させる
- ④おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- ⑤食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ⑥自傷行為がみられる
- ⑦無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- ⑧体重が不自然に増えたり、減ったりする

また、NPO 法人 PandA-J (2011 年) は「支援者の虐待リスクサイン」として 16 項目を挙げているが、心理的マルトリートメントに該当するような項目を抜粋すると、以下の 5 項目がある。

- ①利用者に対し暴言を吐く
- ②利用者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
- ③利用者の支援や介助に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- ④利用者に対し、過度に乱暴な口の利き方をする
- ⑤利用者に対し横暴な態度がみられる

さらに、NPO 法人 PandA-J (2011 年) は「リスクマネジメントチェック表 (33 項目)」も提示しているが、心理的マルトリートメントに該当するような項目を抜粋すると、以下の 8 項目がある。

- ①子供扱いするなど、その人の年齢に相応しない接し方をすること
- ②本人の前で障害の呼称・状態を表す用語や差別的な用語を使用すること
- ③利用者の言葉や歩き方などの真似をすること
- ④利用者の行為を嘲笑、興味本位で接すること
- ⑤「さん.」をつけて呼ばず、呼び捨てやあだ名で呼ぶこと
- ⑥命令調になつたり、大声で叱責したりすること
- ⑦利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をすること
- ⑧本人の生命や健康を守るためにどうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要すること

次いで、厚生労働省（2012c）の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」においては、さいたま市の「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」を参考例として挙げている。この障害者虐待リスクアセスメント・チェックシートは、虐待の程度（最重度・重度・中度・軽度）によって現在の虐待の状況をチェックするもので、心理的虐待として以下の項目が挙げられている。

①最重度一（心理的虐待の項目は無い）

②重度一家族の自殺企図

家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される

③中度一無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的な問題が出ている

必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める

養護者から強い拒否感の訴えがある

④軽度一無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている

家族の間でけんかや争いごとがしばしば起きる

養護者から強い拒否感の訴えがある

以上のように、日本における障害者虐待防止のための指針及びチェックリストは、主に職員や支援者等に向けた施設・地域における障害者虐待防止チェックリストである。この障害者虐待防止のための指針及びチェックリストは、障害者が表す心理的虐待のサインから心理的虐待のリスクを早期にチェックするものと、職員や支援者等の心理的虐待の項目から心理的虐待のリスクをチェックするものがある。

しかし、障害者虐待防止チェックリストの心理的虐待の項目を精査すると、暴言・無視・拒否的な対応・差別的な言動等その他の障害者に著しい心理的外傷を与える項目が取り上げられてはいるものの、心理的マルトリーントメントの尺度としてその妥当性や信頼性が検討されているものではない。加えて、現在、養護者の障害児・者虐待防止のための指針及びチェックリストはほとんど作成されておらず、養護者の心理的マルトリーントメントのチェックリストも作成されていない。

そこで、本研究で開発した心理的マルトリーントメント測定尺度を障害者虐待防止のための指針及びチェックリストや養護者の心理的マルトリーントメントのチェックリストの作成の際に活用することは、障害児者のマルトリーントメント防止のための支援を意図する場合に、心理的マルトリーントメントの内容を明確に認識する一助になると考えられる。以下に、チェックリストの試案を（表27）示す。

表 27 養護者の心理的マルトリートメントチェックリスト

項目	チェック欄				
	まったくない	たまにある	時々ある	しばしばある	いつもある
拒絶	1.お子さんに傷つくようなことを言うことがある				
	2.お子さんに「あなたなんて…」というような否定的なことはをかけることがある				
	3.お子さんに他の子どもと比較するようなことを言うことがある				
人格の否定	4.お子さんに細かく指示することがある				
	5.お子さん自身が決めたことを(お子さんにとって危険な状況は除く)認めないことがある				
	6.お子さんの年齢にふさわしくない赤ちゃん扱いをすることがある				
威嚇	7.お子さんを大声で叱ることがある				
	8.お子さんに感情的にあたってしまう				
	9.お子さんの大事にしているおもちゃを捨てることがある				
無視	10.お子さんが泣いても放っておくことがある				
	11.お子さんからの要求や訴えを聞かないことがある				
	12.お子さんが一生懸命何かをやり遂げようとしている時に、励まないことがある				
孤立化	13.お子さんに家族以外の人との交流の機会を与えないことがある				
	14.お子さんの自由な行動を(お子さんにとって危険な状況は除く)制限することがある				
	15.お子さんに親の心配するような子と遊ぶのを禁止することがある				

2-6 知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する要因のメカニズムの解明

マルトリートメント発生において、複数のリスク要因とその発生を阻止する補償要因が検討され、近年はマルトリートメントの発生プロセスの解明を志向した研究が進んでいるものの、障害児家族のマルトリートメントに関するメカニズムはいまだもって十分に解明されていないことに加え、その予防に関する指針も構築されていなかった。障害や障害児がマルトリートメント発生のハイリスク因子になりうることは、多くの研究によって指摘はされているものの、障害児のマルトリートメントに関する調査や研究はいまだ少ない。日本の障害児家族のマルトリートメントに関する調査研究の多くはマルトリートメントの発生頻度を報告するといった記述的研究で、障害児のマルトリートメント発生の要因やそのプロセスの解明を企図した研究は見当たらない。

本研究では、とりわけ、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する要因のメカニズムを解明するため、知的障害児の母親を対象とする心理的マルトリートメント測定尺度を開発し、「知的障害児の母親の育児負担感が心理的マルトリートメントにどのようなメカニズムで関連しているのか」、「知的障害児の母親のコミュニケーション能力が心理的マルトリートメントにどのようなメカニズムで関連しているのか」、「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が心理的マルトリートメントにどのようなメカニズムで関連しているのか」について検証を試みた。

その結果、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する要因として、「知的障害児の母親の育児負担感」「知的障害児の母親のコミュニケーション能力」「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」が確認された。つまり、「知的障害児の母親の育児負担感、知的障害児の母親のコミュニケーション能力、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する」といえよう。本研究で明らかにできた「知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関する要因のメカニズム」は、今後、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントの発生予防や障害児家族の支援施策整備に寄与するものと考えられる。

第3節 今後の課題

今後の課題として、以下の点が考えられる。

第1に、心理的マルトリートメント測定尺度の因子構造モデルの、新たなデータを用いた、構成概念妥当性の交差妥当性の更なる検討の必要性である。本研究では、「拒絶」「人格の否定」「威嚇」「無視」「孤立化」の5要因を用いて心理的マルトリートメントの構造を検討し、「心理的マルトリートメント測定尺度」を開発した（本論第6章）。この結果、5因子で構成される心理的マルトリートメントに関する斜交因子構造モデルはデータに対して良好な適合を示した。斜交因子構造モデルの場合は、基本的には因子間に関連性は認められるものの、相対的には独立しているとみなされる因子で構成されているということを原則としていることから、信頼性については因子ごとに算出したところ、一般的な統計学上の許容範囲にあった。ただし、今後は、さらに地域や国等が異なるサンプルを用い、しかもパラメータを同値に設定する多母集団同時因子分析を駆使する等の方法を採用しながら、本研究で開発できた心理的マルトリートメント測定尺度の因子構造モデルの強度を、交差妥当性の検討として、重ねて確認していくことが望まれよう。

第2に、縦断的研究による知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因の強固な因果関係（メカニズム）の解明の必要性である。本研究では、横断的研究によって、知的障害児の母親の育児負担感、コミュニケーション能力、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知が知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連するというメカニズムが示唆された。今後の課題として、知的障害児の発達を考慮した、時間的経過による知的障害児の母親の心理的マルトリートメントの変化を調査するために、横断的研究による知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因のメカニズムの解明が挙げられるだろう。

第3に、心理的マルトリートメントの諸要因の更なる検討の必要性である。本研究は、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因のメカニズムを明らかにすることを目的とした。この結果、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因として、「母親の育児負担感」「母親のコミュニケーション能力」「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」が確認された。しかし、先行研究の検討でも明らかにしたように、マルトリートメントは、子どもの心理社会的・生物学的諸条件、家族と家族環境の諸条件、地域環境の諸条件のなかに、複数のリスク因子と補償因子が存在する。本研究では、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因として、

家族と家族環境の諸条件、とりわけ、母親の育児負担感、母親のコミュニケーション能力、夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知を検討した。今後の課題として、地域環境の諸条件を踏まえ、マルトリートメントの発生予防に関連する多くのリスク因子と補償因子を考慮した包括的な枠組みで、さまざまな因子との関連性を検証する必要があるだろう。

以上のように、本研究では、障害児家族の支援に関する指針を得ることをねらいとして、就学前の知的障害児の母親の心理的マルトリートメントに関連する要因を明らかにすることにより、知的障害児の母親の心理的マルトリートメントのメカニズムを解明することができた。母親の心理的マルトリートメントに関連する要因として、「母親の育児負担感」「母親のコミュニケーション能力」「夫の育児参加による夫の情緒的サポートに関する母親の認知」が確認された。そこで、今後、障害児家族の支援のためには、母親自身への働きかけ、父親を取り巻く環境への働きかけ、社会福祉の支援体制への働きかけが課題だと考えられる。母親は障害児の主な療育者として位置づけられてきているが、そのことが母親の育児負担感を高めているともいえよう。療育の責任を母親だけに負わせないようにすることや母親の育児負担感が軽減できるよう、障害児の療育にかかわる福祉の専門職が障害児だけではなく、母親自身に積極的に働きかけながら母親支援をしていくことが必要である。また、障害児とのコミュニケーションに困難を訴える母親にコミュニケーションに関する情報や講習会などを通して、児とのコミュニケーションを促せるようななかわりを提供できるような支援を広げていくことが大切である。同時に父親の育児参加が得られるよう、父親を取り巻く環境に働きかけることは今後の大きな課題だと考えられる。もちろん、父親に対して障害児の子育ての方法に関する情報の提供、父親も気軽に参加できるペアレント・トレーニングや親の会などに関する支援、父親も参加できる休日の両親学級等の臨床的な課題も重要である。しかし、障害児の父親だけではなく、健常児の父親も含めて男性がより育児参加できる雇用体制の整備が重要だと考えられる。さらに、障害児家族が地域の中で子どもと暮らしていくことが容易になるように地域の情報提供や社会資源の活用を踏えた社会福祉の支援体制をより整備していく必要があるだろう。

参考文献

- 足立正常・外野晶子（1993）「精神発達遅滞児の母子コミュニケーションに関する事例研究」『広島大学教育実践研究指導センター紀要』5,173-81.
- Ammerman, R.T., Van Hasselt, V.B. and Hersen, M., et al. (1989) Abuse & Neglect in psychiatrically hospitalized multihandicapped children, *child abuse & neglect*, 13,335-43.
- American Professional Society on the Abuse of Children (APSAC). (1995) Guidelines for Psychosocial Evaluation of Suspected Psychological Maltreatment in Children and Adolescents. Chicago.
- American Professional Society on the Abuse of Children (2002) The APSAC handbook on child maltreatment 2nd ,Sage Publications (=2008, 小木曾宏監修『マートリートメント子ども虐待対応ガイド』明石書店,132.
- Ammerman,R.T. (1990) Etiological models of child maltreatment,*Behavior Modification*,14,230-54.
- Ammerman,R.T. and Baladerian,N.J. (1993) Maltreatment of children with disabilities,National Committee to Prevent Child Abuse.
- 安藤明人・曾我祥子・山崎勝之・ほか(1999)「日本版 Buss - Perry 攻撃性質問紙 (BAQ) の作成と妥当性、信頼性の検討」『心理学研究』70 (5) ,384-92.
- Balogh, R., Bretherton, k. and whibley, S., et al. (2001) Sexual abuse in children & adolescents with intellectual disability, *Journal of Intellectual Disability Research*, 45,194-201.
- Beckman,P. (1983) Influence of selected child characteristics on stress in families of handicapped infants, *American Journal of Mental Deficiency*,88,150-56.
- Belsky, J. (1980) Child maltreatment, An ecological integration, *American Psychologist*, 35 (4) ,320-35.
- Belsky, J. and Vondra, J. (1989) Lesson from child abuse : the determinants of parenting, in D. Cicchetti and V. Carlson (eds.) ,*Child Maltreatment*, Cambridge: Cambridge University Press,153-202.
- Benedict, M.I, White, R.B. and Wulff, L.M.,et al. (1990) Reported maltreatment in

- children with multiple disabilities, *Child Abuse & Neglect*, 14, 207-15.
- Berger,L.M. (2005) Income, family characteristics, & physical violence toward children, *Child Abuse & Neglect*, 29 (2) , 107-33.
- Binggeli,N.J., Hart,S.N., and Brassard,M.R. (2001) Psychological Maltreatment of Children, sage publications.
- Brassard,M.R.,Hart,S.N.,and Hardy,D. (1993) The Psychological maltreatment rating scales, *Child Abuse & Neglect*, 17, 715-729.
- Brian,Corby. (2000) Child abuse ,towards a knowledge base (=2002, 萩原重夫訳『子ども虐待の歴史と理論』 明石書店) 245-88.
- Bronfenbrenner, U (1977) Toward an experimental ecology of human development, *American Psychologist*, 32, 513-31.
- Brown,J.B.,Cohen, P., and Johnson, J.G.,et al. (1998) A longitudinal analysis of risk factors for child maltreatment: findings of 17-year prospective study of officially recorded & self-reported child abuse and neglect, *Child abuse & Neglect*, 22 (11) , 1065-78.
- Buchanan,A. and Oliver,J.E. (1979) Abuse and neglect as a cause of mental retardation: a study of 140 children admitted to subnormality hospitals in Wiltshire. *British Journal of Psychiatry*, 131, 458-67
- Cadzow, S.P.,Armstrong, K.L., and Fraser, J.A. (1999) Stressed parents with infants: reassessing physical abuse risk factors, *Child abuse & neglect*, 23 (9) , 845-53.
- Caselles, C.E. and Milner, J.S. (2000) Evaluations of child transgressions, disciplinary choices, & expected child compliance in a no-cry & crying infant condition in physically abusive & comparison & comparison mothers, *Child abuse & Neglect*, 24 (4) , 477-91.
- Chamberlain,A., Rauh,J., and Passer,A., et al. (1984) Issues in fertility control for mentally retarded female adolescents,I. sexual activity, sexual abuse, & contraception, *Pediatrics*, 73, 445-50.
- Chan,Y. (1994) Parenting stress and social support of mothers who physically abuse their children in Hong Kong, *Child Abuse & Neglect*, 18, 261-69.
- Cicchetti,D. and Carlson,V. (Eds) (1989) Child Maltreatment, Cambridge University Press.

- Cohen,S. and Warren,R.D.(1987) Preliminary survey of family abuse of children served by United Cerebral Palsy Centers, *Developmental Medicine and Child Neurology*, 29, 12-18.
- Connelly, C.D. and Straus, M.A. (1992) Mother' s age & risk for physical abuse, *Child abuse & neglect*,16 (5) ,709-18.
- Crosset, S., Elyse, K. and Ratnofsky, A. (1993) A report on the maltreatment of children with disabilities, Washington, DC,National Center on Child Abuse & Neglect , U.S.Department of Health & Human Services.
- Diamond,L.J. and Jaudes,P.K. (1983) child abuse in a cerebral-palsied population, *Developmental Medicine and Child Neurology*,25,169-74.
- Fraser,M.W.「第1章 子どもの生態学的環境—マルチシステムの視座」 Fraser,M.W.ed. (2004) Risk and resilience in Childhood,An Ecological Perspective 2nd ed. NATIONAL ASSOCIATION OF SOCIAL WORKERS, INC. Washington DC U.S.A. (=2009,門永朋子・岩間伸之・山縣文治訳『子どものリスクとレジリエンス—子どもの力を活かす援助—』ミネルヴァ書房.)
- Frisch,L.E. and Rhoads,F.A. (1982) child abuse and neglect in children referred for learning evaluation,*Jounal of Learning Disabilities*,15,583-86.
- Garbarino,J., Guttman,E. and Seeley,J. (1986) The Psychologically Battered Child,Jossey-Bass.
- Garrison,E.G. (1987) Psychological maltreatment of children,An emerging focus for inquiry and concern, *American Psychologist*,42,157-159.
- 玄順烈 (2011) 「重症心身障害児をもつ父親の親としての意識 – 長期入院している子どもについての語りから」『日本小児看護学会誌』 20 (3) ,36-42.
- Glaser,D. (2002) Emotional abuse and neglect (psychological maltreatment) ,A conceptual framework, *Child Abuse & Neglect*,26,697-14.
- Goldson,E. (1998) Children with disabilities & maltreatment, *Child Abuse & Neglect*,22 (7) ,663-67.
- Hall ,L.A.,Sachs, B. and Rayens ,M.K. (1998) Mothers, potential for child abuse, the roles of childhood abuse & social resources, *Nurs Res*,47 (2) ,87-95.
- 花田裕子・小西美智子 (2003) 「母親の養育態度における潜在的虐待リスククリーニン

- グ質問紙の信頼性と妥当性の検討」『広大保健学ジャーナル』3,55-62.
- Hart,S.N., Binggeli,N. and Brassard,M. (1998) Evidence of the effects of psychological maltreatment,*Journal of Emotional Abuse*,1,27-58.
- Hart,S.N.,Germain,R.B. and Brassard,M. (1987) The challenge,To better understand and combat psychological maltreatment of children and youth, In Hart,S.N.,Germain,R.B. and Brassard,M. (Eds) Psychological Maltreatment of Children and Youth. Pergamon.3-27.
- Haskett, M. E. and Kistner, J. A . (1991) Social interactions and peer perceptions of young physically abused children, *Child Development*, 62,979-90.
- 間三千夫・関根剛・中嶋和夫 (2000)「母親の育児不安感に関する構成概念のモデル化」『和歌山信愛女子短期大学 信愛紀要』40,49-57.
- 間三千夫・筒井孝子・中嶋和夫 (2002)「母親の育児ストレス・コーピングと精神的健康の関係」『信愛紀要』42,54-58.
- Herrenkohl, R.Y.,Herrenkohl, E.C. and Egolf,B.P. (1983) Circumstances surrounding the occurrence of child maltreatment,*Journal of Consulting & Clinical Psychology*,51 (3) ,424-31.
- Hillson,J.C and Kuiper,N.A. (1994) A stress and Coping Model and Child Maltreatment, *Clinical Psychology Review*,14 (4) ,261-85.
- 樋口賢治 (1983)「自閉的傾向をもつ子の父親に関する研究」『情緒障害教育研究紀要』2, 69-72.
- Holden,E. and Banez,G. (1996) Child abuse potential and parenting stress within maltreating families,*Journal of Family Violence*,11,1-12.
- 細川徹・本間博彰 (2002)「わが国における障害児虐待の実態とその特徴」『厚生科学研究所(子ども家族総合研究事業)』平成 13 年度報告書,382-90.
- 船越和代・白石裕子・中添和代 (2001)「母親の育児に関する意識と虐待傾向との関連」『地域環境保健福祉研究』5 (1) ,18-25.
- 古谷野亘 (1992)「老研式活動能力指標の交差妥当性; 因子構造の不变性と予測的妥当性」『老年社会科学』14,34-41.
- 堀口美智子 (2006)「乳幼児をもつ親の夫婦関係と養育態度」『家族社会学研究』17 (2) .
- Hymes, D. (1972) On Communicative Competence. In J, B. Pride and J, Holmes (Eds)

- Sociolinguistics, Selected Readings. Harmondsworth, Penguin Books.
- 池弘子（2006）「心理的虐待の定義に関する検討」『聖学院大学論叢』19（1）,33-46.
- 稻浪正充・小椋たみ子・Catherine Rodgers・ほか（1994）「障害児を育てる親のストレスについて」『特殊教育学研究』32（2）,11-21.
- 石井クンツ昌子（2009）「父親の役割と子育て参加ーその現状と規定要因、家族への影響について」『季刊家計経済研究』81,16-23.
- Iwaniec,D. (1995) The Emotionally Abused and Neglect Child, Identification, Assessment and Intervention. John Wiley & Sons. (=2003, 桐野由美子鑑. 麻生九美訳, 『情緒的虐待/ネグレクトを受けた子どもー発見・アセスメント・介入』明石書店) .
- Johnson, B., and Morse, H. A. (1968) Injured children and their parents, *Children*, 15, 147-152.
- John, A.C.and Milner, J.S. (1992) Childhood history of abuse & child screening, *Child Abuse & Neglect*,16,647-59.
- Kaufman,J. and Zigler,E. (1989) The intergenerational transmission of child abuse, in D. Cicchetti and V. Carlson (eds.) ,*Child Maltreatment*, Cambridge,Cambridge University Press,129-50.
- 川井尚・庄司順一・千賀悠子・ほか（1994）「育児不安に関する基礎的検討」『日本総合愛育研究所紀要』30,27-39.
- 香川すみ子・種子田綾・岡田節子・ほか（2002）「障害児の母親の育児コンボイと育児負担感の関係性」『聖カタリナ女子大学研究紀要』14,15-24.
- Kelley, S.J. (1992) Parenting stress & child maltreatment in drug-exposed children, *Child Abuse & Neglect*,16 (3) ,317-28.
- 實金栄・太湯好子・桐野匡史・ほか（2010）「簡易版東アジア圏域用老親扶養意識測定尺度の開発」『川崎医療福祉学会誌』20（1）,189-95.
- 北川憲明・七木田敦・今塙屋隼男（1995）「障害幼児を育てる母親のソーシャル・サポートの影響」『特殊教育学研究』33（1）,35-44.
- 木村百合・小杉恵・宮口智恵（2005）「虐待する親・家庭機能の質的評価と虐待進行の予防的支援方法に関する研究 I,II,III.」『子どもの虐待とネグレクト』7（1）,34-49.
- 桐野匡史・矢嶋裕樹・柳漢守・ほか（2005）「在宅要介護高齢者の主介護者における介護負担感と心理的虐待の関連性」厚生の指標 52（3）,1-8.

桐野匡史・朴志先・近藤理恵・ほか (2011) 「共働き世帯の父親の育児参加と母親の心理的 well-being の関係」『厚生の指標』 58 (3) ,1-8.

김미희 (2000) 「어머니의 양육스트레스와 아동학대간의 관계에 관한 연구」 『우석대학석사학위논문』 (=キムミヒ 「母親の養育ストレスと子どもの虐待との関係に関する研究」 『ウソク大学 修士学位論文』) .

김지연 (2001) 「부모의생활스트레스와아동학대간의관계분석」 『대전대학석사학위논문』 (=キムジヒョン 「親の生活ストレスと子どもの虐待との関係分析」 『デジョン大学 修士学位論文』) .

Knutson, J. and Sullivan, P. (1993) Communicative disorders as a risk factor in abuse, *Topics in Language Disorders*, 13 (4) , 1-14.

小松誠 (2007) 「1.1 共分散構造分析とは」 豊田秀樹編 『共分散構造分析[Amos 編]』 東京図書,2-3.

Kotch, J.B., Browne, D.C., and Ringwalt, C.L., et al. (1997) stress,social support, and substantiated maltreatment in the second and third years of life, *Child Abuse & Neglect*, 21 (11) ,1025-37.

厚生労働省 (2005) 「知的障害児（者）基礎調査」

(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101-1c.html>.2013.7.15) .

厚生労働省 (2011) 「障害者虐待防止法（平成 23 年 6 月）」

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/2013.7.18) .

厚生労働省 (2012a) 「児童相談所での児童虐待相談対応件数」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fxos-att/2r9852000002fy23.pdf>.2013.6.20) .

厚生労働省 (2012b) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）の概要」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fxos-att/2r9852000002fxqi.pdf>.2013.6.20) .

厚生労働省 (2012c) 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiiboushi/dl/1001-1.pdf.2013.7.10) .

厚生労働省 (2012d) 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室「障

害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaboushi/dl/1001-2.pdf.2013.7.10) .

日下部典子・坂野雄二（1999）「育児に関するストレッサーの構造に関する検討」『ヒューマンサイエンスリサーチ』8,27-39.

熊倉朋子・谷村厚子・三浦咲（2000）「知的障害児の母親における育児負担感と自己成長感について—ソーシャル・サポート関連から」『明治学院大学文学研究科心理学専攻紀要』5,1-15.

久保山茂樹（2006）「障害のある子どもをもつ母親への就労支援」『教育と医学』66-73.

小椋たみ子・西信高・稻浪正充（1980）「障害をもつ母親の心的ストレスに関する研究（II）」『島根大学教育学部紀要（人文社会科学）』14,57-74.

小島未生・田中真理（2007）「障害児の父親の育児行為に対する母親の認識と育児感情に関する研究」『特殊教育学研究』44（5）,291-99.

小林隆児（1999）「関係障害から見た自閉症理解と治療」『発達』78（20）,22-3.

Kvam,M.H. (2004) sexual abuse of deaf children, A retrospective analysis of the prevalence and characteristics of childhood sexual abuse among deaf adults in Norway, *Child Abuse & Neglect*,28,241-51.

Lazarus, R.S. and Folkman , S. (1984) STRESS,APPRAISAL,& COPING (=1991, 本明寛・春木豊・織田正美監訳『ストレスの心理学—認知的評価と対処の研究』実務教育出版.

Lazarus, R.S. (1990) Measuring Stress to Predict Health Outcome,A Lecture by Lazarus, R.S. (=1990,林 峻一郎編・訳『ストレスとコーピング』星和書店.)

牧野カツコ（1982）「乳幼児を持つ母親の生活と育児不安」『家庭教育研究所紀要』3, 34-56.

McCurdy, K. (2005) The influence of support & stress on maternal attitudes, *Child Abuse & Neglect*,29 (3) ,251-68.

McGee,R. and Wolfe,D.A. (1991) Psychological maltreatment,Towards an operational definition, *Development and Psychopathology*,3,3-18.

蓬郷さなえ・中塚善次郎・藤居真路（1987）「発達障害児をもつ母親のストレス要因（I）」『鳴門教育大学学校教育センター紀要』1,39-47.

- 蓬郷さなえ・中塚善次郎（1989）「発達障害児を持つ母親のストレス要因（2）－社会関係認知とストレス」『小児の精神と神経』29（1.2）,97-107.
- 丸光恵・兼松百合子・中村美保・ほか（1997）「慢性疾患児をもつ母親の育児ストレスとの特徴と関連要因－障害児の母親との比較から」『千葉大学看護学部紀要』19.45-51.
- 丸山啓史（2011）「障害児を育てる母親の就労に影響を与える要因」『京都教育大学紀要』118,81-90.
- 内閣府（2011）「障害者基本法の改正（平成23年8月）」
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>.2013.7.18) .
- 内閣府（2012）「平成24年版子ども・子育て白書」
(http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/w-2012/24webhonpen/html/b2_s4-1-1.html.2013.7.18) .
- 中嶋和夫・齋藤友介・岡田節子（1999a）「母親の育児負担感に関する尺度化」『厚生の指標』46（3）,11-8.
- 中嶋和夫・齋藤友介・岡田節子（1999b）「育児負担感指標に関する因子不変性の検討」『東京保健科学学会誌』2（2）,176-84.
- 中嶋みどり（2004）「非臨床群の母親における児童虐待相当行為に関連する心理学的要因の検討」『広島大学大学院教育学研究科紀要』53（3）,249-57.
- 中嶋みどり（2005）「児童虐待の認知に関連する育児意識要因の検討」『母性衛生』46（1）,193-99.
- 中根成寿（2002）「障害をもつ子の親という視座－家族支援はいかにして成立するか－」『立命館産業社会論集』38（1）,139-64.
- 中野孝子（1993）「家族ストレスに関する基礎的研究－心身障害児をもつ親のストレス」『関西学院大学文学部教育学科紀要 教育学科研究年報』19,69-84.
- 長谷美智子（2010）「重症心身障害児と家族の在宅生活維持における母親の認知モデルの構築」『聖路加看護大学大学院看護学研究科博士学位論文』聖路加看護大学
- 中塚善次郎（1984）「障害児をもつ母親のストレス構造」『和歌山大学教育学部紀要』33,27-40.
- 中塚善次郎（1985）「障害児をもつ母親のストレス構造（II）」『和歌山大学教育学部紀要』34,5-10.
- Naya, M.B. and Milner, J.S. (1998) Neuropsychological functioning,comparison of

mothers at high-and low-risk for child physical abuse,*Child abuse & Neglect*,22 (7) ,687-703.

明野聖子・澤田あづさ・工藤禎子・ほか (2010) 「1歳 6ヶ月児の父親の育児サポートに関する母親の認知に関連する要因」『日本地域看護学会誌』13 (1) ,83-90.

道原里奈・岩元澄子 (2012) 「発達障害児をもつ母親の抑うつに関連する要因の研究ー子どもと母親の属性とソーシャルサポートに着目してー」『久留米大学 Psychological Research』11,74-84.

三原博光・松本 耕二 (2010) 「知的障害者の父親の意識に対する考察」『発達障害研究』32 (2) , 191-201

Milner,J.S (1986) The Child Abuse Potential Inventory,Manual (2nd ed) . Webster,NC,Psytec Inc.

Milner,J.S. (1993) Social information processing and physical child abuse, *Clinical psychology review*,13,275-94.

Miller-Perrin, C. L. and Perrin, R. D. (1999) Child Maltreatment,An Introduction (=2003,伊藤友里訳『子ども虐待問題の理論と研究』明石書店) 60-76.

水内豊和・阿部 美穂子・小暮陽介 (2007) 「障害児の保護者に対するペアレント・トーニングの動向」『とやま特別支援学年報』1,49-66.

新美明夫・植村勝彦 (1980) 「心身障害幼児をもつ母親のストレスについて—ストレス尺度の構成」『特殊教育学研究』18 (2) ,18-33.

新美明夫・植村勝彦 (1985) 「発達障害児の加齢に伴う母親のストレス推移—縦断的資料による精神薄弱児と自閉症児の比較をとおして」『心理学研究』56 (4) ,233-37.

日本社会福祉士会 (2009) 「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業報告書」

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/jiritsushien_project/seika/research_09/dl/result/01-10a.pdf.2013.7.10) .

日本社会福祉士会(2010~2012 年度版)「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料」
(http://www.jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/2011/itakuJigyo.html.2013.7.10) .

西澤哲 (1994) 『子どもの虐待ー子どもと家族への治療的アプローチ』誠信書房, 2-3.

NPO 法人 PandA-J (2011) 「サービス提供事業所における虐待防止指針及び身体拘束対応指針に関する検討 増刷版」

(http://www.panda-j.com/news/gyakutai_Low_2012.0120.pdf.2013.7.10) .

NPO 法人 PandA-J (2011)「障害者施設における支援のあり方と身体拘束に関する調査」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/dl/seikabutsu10-1.pdf>.2013.7.18)

O'Hagan,K. (1995) Emotional and psychological abuse,Problems of definition, *Child Abuse & Neglect*,19, 449-461.

岡田節子・種子田綾・新田収・ほか (2004) 「障害児育児ストレス認知尺度の因子不変性」『静岡県立大学短期大学部研究紀要』18,183-190.

岡野維新・武井祐子・寺崎正治 (2012) 「広汎性発達障害児をもつ母親の育児ストレッサーと父親の母親に対するサポート」『川崎医療福祉学会誌』21 (2) ,218-24.

大原美和子 (2003) 「母親の虐待行動とリスクファクターの検討—首都圏在住で幼児をもつ母親への児童虐待調査からー」『社会福祉学』43,46-57.

大原美知子・妹尾栄一 (2004) 「学童期の子をもつ母親の虐待行動とその要因」『社会福祉学』45 (1) ,46-56.

大隈絢子・免田賢・伊藤啓介 (2001) 「発達障害の親訓練—ADHDを中心にして」『こころの科学』99,41-47.

吳裁喜・岡田節子・朴千萬・ほか (2006) 「障害児の発達特性と母親のニーズの関係」『大東文化大学紀要』44,15-21.

Rodriguez, C.and Green, A. (1997) Parenting stress and anger expression as predictors of child abuse potential. *Child Abuse & Neglect*, 21,367-77.

Rusch,R.G.,Hall,J.C. and Griffin,H.C. (1986) Abuse-provoking characteristics of institutionalized mentally retarded individuals,*American Journal of Mental Deficiency*,90,618-24.

柳漢守・桐野匡史・金貞淑・ほか (2007) 「韓国都市部における認知症高齢者の主介護者における介護負担感と心理的虐待の関連性」『日本保健科学学会誌』10 (1) ,15-22.

坂口しおり (2006) 『障害の重い子どものコミュニケーション評価と目標設定』 ジアース教育新社,16-20.

斎藤圭介・原田和宏・津田陽一郎・ほか (2001) 「脳卒中患者を対象としたコーピング尺度の開発」『東京保健科学学会誌』4 (1) ,29-37.

佐藤達哉・菅原ますみ・戸田まり・ほか (1994) 「育児に関するストレスとその抑うつ重

- 症度との関連』『心理学研究』64,409-16.
- 澤江幸則（2000）「障害児をもつ父母の子育て充足感についての研究ー子どもに対する関係認識と地域資源の利用の関連からー」『発達障害研究』22,219 - 28.
- 澤田いづみ・松本伊智郎・岩田美香・ほか（2005）「幼児に対する母親の非統制的養育行為の実態と関連要因ー母親のライフスタイルによる特徴』『子どもの虐待とネグレクト』7(2) ,209-21.
- 滋賀県社会福祉協議会（2007）「家庭内における障害者虐待に関する事例調査」
(<http://www.shigashakyo.jp/tiiki/kenri/071217/text.pdf>.2013.7.18) .
- 眞野祥子・宇野宏幸（2007）「注意欠陥多動性障害児の母親の育児ストレスと抑うつとの関連」『小児保健研究』66 (4) ,524-30.
- 瀬島加代子（1998）「発達障害児に対するコミュニケーション指導ーふざけ合い遊びを通して」『特殊教育研究施設研究生研究報告』2,1-10.
- Schellenbach, C.J., Monroe, L.D. and Merluzzi ,T.V. (1991) The impact of stress on cognitive components of child abuse potential, *Journal of Family Violence*,6 (1) ,61-80.
- Sobsey, D. and Varnhagen, C. (1989) Sexual abuse and exploitation of people with disabilities: Toward Prevention and Treatment". In M. Csapo and L. Gougen (Eds) Special Education Across, Canada, 199-218.
- Sobsey, D. and Varnhagen, C. (1991) Sexual abuse, assault and exploitation of Canadians with disabilities. In C Bagley and R J Thomlinson (Eds) Child sexual abuse: critical perspectives on prevention, intervention and treatment, Toronto: Wall and Emerson, 203-216.
- Sobsey, D., Randall, W. and Parrila, R, K. (1997) Gender differences in abused children with & without disabilities, *Child Abuse & Neglect*, 21 (8) , 707-20.
- Sobsey, D. (2002) Exceptionality, Education, & Maltreatment, *Exceptionality*. 10 (1) , 29-46.
- 総務省（2011）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
(<http://law.e-gov.go.jp/announce/H23HO079.html>.2013.6.20) .
- 庄司順二（2008）「第5章子ども虐待はなぜ起こるのか」高橋重宏編『子どもの虐待（新）
- Sullivan, P. and Knutson, J. (2000) Maltreatment & disabilities, A population-based epidemiological study, *Child Abuse & Neglect*, 24 (10) , 1257-73.

- Sullivan,P.M. and Brookhouser,P.E. and Scanlan, J.M.,et al. (1991) Patterns of Physical and sexual abuse of communicatively handicapped children, *Annals of Otology,Rhinology, and Laryngology*,100,188-94.
- 宗澤忠雄 (2008)「成人期障害者の虐待または不適切な行為に関する実態調査報告」やどかり出版.
- 田部井明美 (2001)『SPSS 完全活用法共分散構造分析 (Amos) によるアンケート処理』東京図書,145-146.
- 谷向みつえ (1999)「子どもの行動特性が母親のストレス及び不適切な関わりに及ぼす影響」『人文研究』48 (4) ,94-105.
- 竹田恵子・太陽好子・桐野匡史・ほか (2007)「高齢者のスピリチュアリティ健康尺度の開発－妥当性と信頼性の検証」『日本保健科学学会誌』10 (2) ,63-72.
- 高橋重宏・庄司順一・中谷茂一・ほか (1995)「子どもへの不適切な関わり（マルトリーメント）のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究（2）－新たなフレームワークの提示とビネット調査を中心に」『日本総合愛育研究所紀要』32, 87-106.
- 高橋重宏・庄司順一 (2002)『福祉キーワードシリーズ 子ども虐待』中央法規出版.
- 田中正博 (1996)「障害児を育てる母親のストレスと家族機能」『特殊教育学研究』34,23-32.
- 田中美央 (2007)「重症心身障害のある子どもを育てる父親の体験」『自治医科大学看護学ジャーナル』5,15-23.
- 田中縁・菅生由香 (2005)「不適切な養育を行う親の精神医学的診断－札幌児童福祉総合センターにおける親面接の結果より－」『北海道児童青年精神保健学会会誌』19 (9) ,27-31.
- 田中智子 (2006)「障害児の父親の当事者性に関する考察」『大阪健康福祉短期大学紀要』4,49-57.
- 田中智子 (2010)「知的障害者のいる家族の貧困とその構造的把握」『障害者問題研究』37 (4) ,21-32.
- 田中康雄 (2005)「発達障害と児童虐待 (Maltreatment)」『子どもの虐待とネグレクト』7 (3) ,304-12.
- 田中洋・長谷川美枝子 (2000)「知的障害児の療育における母親の充実感気分に関する研究（その1）－母親をとりまくソーシャル・サポートの人的資源との関連性について」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』22,321-31.
- Tajima, E.A. (2002) Risk factors for violence against children·Comparing homes with &

- without wife abuse,*Journal of interpersonal violence*,17 (2) ,122-49.
- 種子田綾・新田収・中嶋和夫 (2003) 「障害児の問題行動の因子モデルの検討」『東京保健科学学会誌』6 (3) ,216-23.
- 種子田綾・桐野匡史・矢嶋裕樹・ほか (2004) 「障害児の問題行動と母親のストレス認知の関係」『東京保健科学学会誌』7 (2) ,79-87.
- Thomlison, B. 「第 4 章 子どもへの不適切なかかわりーリスクと防御推進要因の視座」
Fraser, M.W. ed. (2004) Risk & resilience in Childhood,An Ecological Perspective 2nd ed,NATIONAL ASSOCIATION OF SOCIAL WORKERS,INC.Washington DC U.S.A.
(=2009,門永朋子・岩間伸之・山縣文治訳『子どものリスクとレジリエンスー子どもの力を活かす援助ー』ミネルバ書房,103-53.
- 刀根洋子 (2002) 「発達障害児の母親の QOL と育児ストレスー健常児の母親との比較」『日本赤十字武藏野短期大学紀要』15,17-23.
- 唐軼斐・矢嶋裕樹・桐野匡史・ほか (2005) 「子どもに対するマルトリートメントの構造化の試み」『東京保健科学』7.269-76.
- 唐軼斐 (2006) 「母親の子どもに対するマルトリートメントの発生モデルに関する研究」『岡山県立大学大学院博士学位論文』.
- 戸松玲子 (2003) 「児童養護施設で生活する子どもの気質研究ー3~7 歳児を中心としてー」『甲南女子大学大学院論集 人間科学研究編』85-95.
- 豊田秀樹 (1998) 『共分散構造分析 入門編 構造方程式モデリング』朝倉書店,177.
- 津止正敏・津村恵子・立田幸代子 (2004) 『障害児の放課後白書—京都障害児放課後・休日実態調査報告』クリエイツかもがわ.
- 上村浩子・高橋利子・日高洋子・ほか (1999) 「障害児を持つ母親の子育てと就労に関する意識調査」『横浜女子短期大学紀要』14,85-97.
- 植村勝彦・新美明夫 (1981) 「心身障害児をもつ母親のストレスについてーストレスの構造」『特殊教育学研究』18 (4) ,59-69.
- 内田方夫, 清水良子 (1992) 「ダウン症児のコミュニケーション行動に関する研究」2,33.
- Verdugo, M.A., Bermejo, B.G.and Fuertes, J. (1995) The maltreatment of intellectually handicapped children & adolescents, *Child Abuse & Neglect*, 19 (3) ,205-15.
- 渡部奈緒・岩永竜一郎・鷲田孝保 (2002) 「発達障害児の母親の育児ストレス及び疲労

- 感－運動発達障害児と対人・知的障害児の比較』『小児保健研究』61（4）,553-60.
- Windham, A.M., Rosenberg, L. and Fuddy, L., et al. (2004) Risk of mother-reported child abuse in the first 3 years of life, *Child Abuse & Neglect*,28 (6) ,645-67.
- 山本嘉一郎・小野寺孝義(2001)『Amosによる共分散分析と解析事例』ナカニシヤ出版,15-8.
- 山野則子 (2006) 「育児負担感と不適切な養育関連モデルの実証的研究 共分散構造方程式モデリングによる分析」『梅花女子大学現代人間学部紀要』3,25-32.
- 柳澤啓 (1995) 「関わり手のコミュニケーション能力の向上に関する一考察」『情緒障害教育研究紀要』14,83-7.
- 山本嘉一郎, 小野寺孝義編 (1999) 『Amos による共分散構造分析と解析事例』 ナカニシヤ出版,7.
- 山崎陽史 (2007) 「東北 6 県における障害児虐待に関する調査」『子どもの虐待とネグレクト』9 (1) .
- 全国社会福祉協議会 (2012) 「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）Ver.3」
(http://www.shakyo.or.jp/research/2012_pdf/12check_01.pdf.2013.7.10) .
- Zirpoli,T.,Snell,M.E. and Loyd,B.h. (1987) Characteristics of persons with mental retardation who have been abused by caregivers, *The Journal of Special Education*,21,31-41.

